赤井川村
総合保健福祉計画

令和２年３月
赤井川村

目　　次

Ⅰ　総合保健福祉計画総則 1

第１章　計画の策定にあたって 3

１　計画策定の趣旨 3

２　計画の位置づけ 3

３　個別計画の構成 4

４　計画の期間と根拠 5

Ⅱ　地域福祉計画 7

第１章　計画の概要 9

１　計画策定の趣旨 9

２　計画の位置づけ 9

３　関連計画との関係 10

４　計画期間 11

５　計画の策定体制 11

６　地域福祉の推進に向けて 12

７　自殺予防に関する国の動き 14

第２章　地域を取り巻く状況 16

１　赤井川村の現状 16

２　村民アンケート調査結果 23

３　福祉関連団体アンケート調査結果 30

４　地域福祉の推進に向けての課題 33

第３章　計画の基本的な考え方 34

１　基本理念 34

２　基本目標 35

３　施策の体系 36

第４章　施策の展開 37

１　地域を支える人づくり 37

２　保健福祉を支える仕組みづくり 41

３　安心・安全な地域づくり 45

４　いのちを支える環境づくり（自殺対策計画） 49

第５章　計画の推進 54

１　計画の公表、住民への啓発 54

２　地域資源の把握・有効活用 54

３　計画の点検・評価 54

４　地域福祉推進に向けての役割分担 55

Ⅲ　子ども・子育て支援事業計画 57

第１章　計画の策定にあたって 59
１　計画策定の趣旨 59
２　計画の位置づけ 60
３　関連計画との関係 61
４　計画期間 61
５　計画の策定体制 62

第２章　子ども・子育てを取り巻く環境 63
１　人口や世帯等の状況 63
２　教育・保育施設の状況 67
３　子ども・子育てニーズ調査結果の概要 69
４　子どもの生活実態調査結果の概要 78

第３章　第１期計画の実施状況 86
１　児童数の状況 86
２　教育・保育事業の状況 87
３　地域子ども・子育て支援事業の状況 88

第４章　計画の基本的な考え方 92
１　基本理念 92
２　基本目標 93
３　施策の体系 94

第５章　施策の展開 95
１　地域における子育ての支援の充実 95
２　母子保健事業の推進 97
３　子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備 99
４　子育てを支援する生活環境の整備 100
５　支援を必要とする子どもなどへの取組の推進 102

第６章　子ども・子育て支援新制度の推進 104
１　子ども・子育て支援サービスの全体像 104
２　教育・保育提供区域の設定 107
３　児童人口の推計値 108
４　教育・保育の量の見込みと確保方策 109
５　地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 110
６　教育・保育の一体的提供の推進 116
７　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施 117

第７章　計画の推進 118
１　計画の推進体制 118
２　計画の点検・評価・改善 118

Ⅳ　高齢者保健福祉計画 119
第１章　計画の基本事項 121
第１節　第７期計画策定の趣旨 121
第２節　計画の位置づけ 121
第３節　計画の期間 122
第４節　計画策定の体制 122
第２章　高齢者を取り巻く現状 123
第１節　高齢者数の将来推計 123
第２節　高齢者の社会参加状況 124
第３章　高齢者福祉サービス等の現状 126
第１節　高齢者福祉サービスの実施状況 126
第２節　介護保険事業及び地域支援事業の実施状況 131
第３節　地域包括支援センター 135
第４章　高齢者保健福祉計画の推進 136
第１節　生活支援事業 136
第２節　緊急通報サービス事業 137
第３節　高齢者地域ケア推進事業 137
第４節　養護老人ホーム 137
第５節　その他の高齢者福祉事業 137
第６節　保健サービス 137
第７節　高齢者向け住宅 138
第５章　介護保険事業及び地域支援事業 139
第１節　介護保険事業 139
第２節　地域支援事業 140
第６章　地域包括支援センター 142
第７章　その他の取り組みについて 143
１　高齢者の権利を守る取り組み 143
２　住民が主体的に取り組む生活支援・介護予防の推進 143
３　高齢者移送の体制整備 144
４　世代間交流と情報発信の充実 144
５　介護サービス事業所の運営について 145
Ⅴ　赤井川村障がい者計画 147
第１章　計画の基本事項 149
１　計画策定の趣旨 149
２　計画の位置づけと計画期間 149
３　計画策定の体制 149

第２章　障がい者の現状と評価 150
１　障がい者数の推移 150
２　特定疾病（難病）の状況 152
３　障がい福祉サービスの利用状況 152
第３章　障がい者施策の推進プラン　（基本目標） 154
１　５つの基本的視点 154
２　６つの推進プラン 155
第４章　推進プランと主な事業 156
１　施設入所者の地域生活への移行 156
２　精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築 156
３　地域生活支援拠点等の整備 156
４　権利擁護の推進 156
５　福祉施設から一般就労への移行等 157
６　障がい児支援、発達障がい者支援の提供体制の整備等 157
第５章　サービス見込量の推計と基盤整備..... 158
１．障がい福祉サービスの見込量 158
２．地域生活支援事業の見込み 159
第６章　計画の実施と推進に向けて 160
１．総合的な計画推進体制 160
２．計画達成状況の点検・評価 160
３．ＰＤＣＡサイクルについて 160
Ⅵ　健康づくり計画 161
資料編 165
赤井川村高齢者保健福祉計画推進委員会設置要綱エラー! ブックマークが定義されていません。

≪本計画書における年号の表記について≫

本計画書では、平成31年４月１日及び令和元年５月１日を基準日とした表やグラフが掲載されています。

本来はそれぞれの基準日に基づいて「平成31年」（または「平成31年度」）、「令和元年」（または「令和元年度」）を区別して掲載すべきところですが、年号表記が混在することによる分かりにくさを避けるため、基準日が平成31年４月１日の表やグラフについても「令和元年」（または「令和元年度」）として統一して表記することとします。

Ⅰ　総合保健福祉計画総則

第１章　計画の策定にあたって

１　計画策定の趣旨

我が国の人口は、平成31年４月１日現在1億2,625万４千人で、前年と比べ24万８千人減少しています。また、高齢者人口は3,575万２千人で、総人口に占める割合（高齢化率）は28.3%となり、４人に１人が65歳以上の高齢者という超高齢社会となっています。

また、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成７年）には、高齢化率が30%になると見込まれるほか、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年にはさらなる高齢化が進展すると見込まれています。

この間、地域社会においては、一人暮らし高齢者、認知症や障がいのある人など支援を必要としている人は増加しているうえ、災害への対応強化や悪質な犯罪への体制整備も急ぐべき課題となっています。

加えて、全国的に広がる人口減少問題への対応、少子高齢化、核家族化など構造的な問題が進展しつつある中、各種法制度の改正等も進められています。

今後も厳しさを増すことが予想される社会情勢の中、これまで取り組んできた様々な施策による成果等を礎とし、将来に向けて活力のある豊かなまちづくりを実現していくためには、地域福祉、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、健康増進といった従来の「行政の枠組み」を超えた施策の連携やさらなる総合化が求められています。

本計画は、これらの視点に立って、本村の保健福祉分野の基本的な考え方を明らかにし、住民本位の保健福祉を総合的、効果的、効率的に推進するため、「総合保健福祉計画」として一体的に策定するものです。

２　計画の位置づけ

本計画は、当村の第４期総合計画基本構想の中で掲げられている基本目標「健やかで安心して暮らせるあかいがわ」を実現するための具体化計画と位置づけられます。

また、国及び道の関連計画との整合を図るとともに、福祉の重要な担い手となる住民とのパートナーシップ（協働）を進めるための「共通の指針」となるものです。

3　個別計画の構成

本計画は、「地域福祉計画」「子ども・子育て支援事業計画」「高齢者保健福祉計画」「障がい者計画」「健康づくり計画計画」の上位に位置づけられるものです。

■本計画と関係する計画

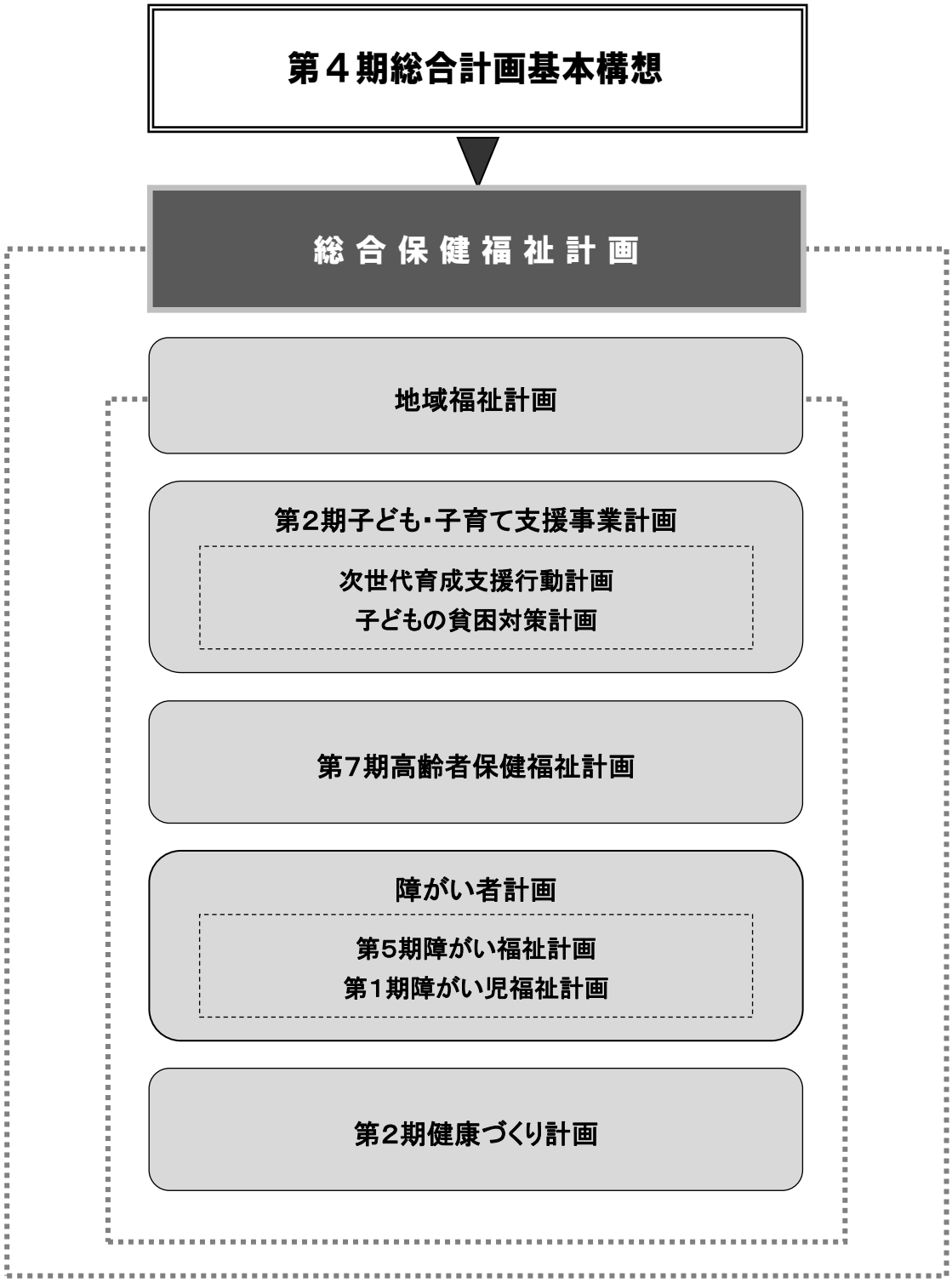

４　計画の期間と根拠

計画期間は、法律によって策定が定められている計画（介護保険事業計画、障がい福祉計画、次世代育成支援行動計画）の期間を視野に入れ、計画期間と根拠法は以下のとおりです。

■本計画と関係する計画

計画名	計画期間		根拠法
総合保健福祉計画			－
地域福祉計画	令和元～５年	５年	社会福祉法第 107 条（※）
自殺対策計画	令和元～５年	５年	自殺対策基本法第 13 条第２項
子ども・子育て支援事業計画	令和２～６年	５年	子ども・子育て支援法第 61 条第１項
次世代育成支援行動計画	令和２～６年	５年	次世代育成支援対策推進法第８条
子どもの貧困対策計画	令和２～６年	５年	子どもの貧困対策法律第９条
高齢者保健福祉計画	平成 30～令和２年	３年	老人福祉法第 20 条の８
障がい者計画	平成 30～令和２年	３年	障害者基本法第 11 条第３項
障がい福祉計画	平成 30～令和２年	３年	障害者総合支援法第 88 条第１項
障がい児福祉計画	平成 30～令和２年	３年	児童福祉法第 33 条の 20
健康づくり基本計画	平成 30～令和６年	９年	健康増進法第８条第２項（※）

（※）は策定が努力義務の法定計画

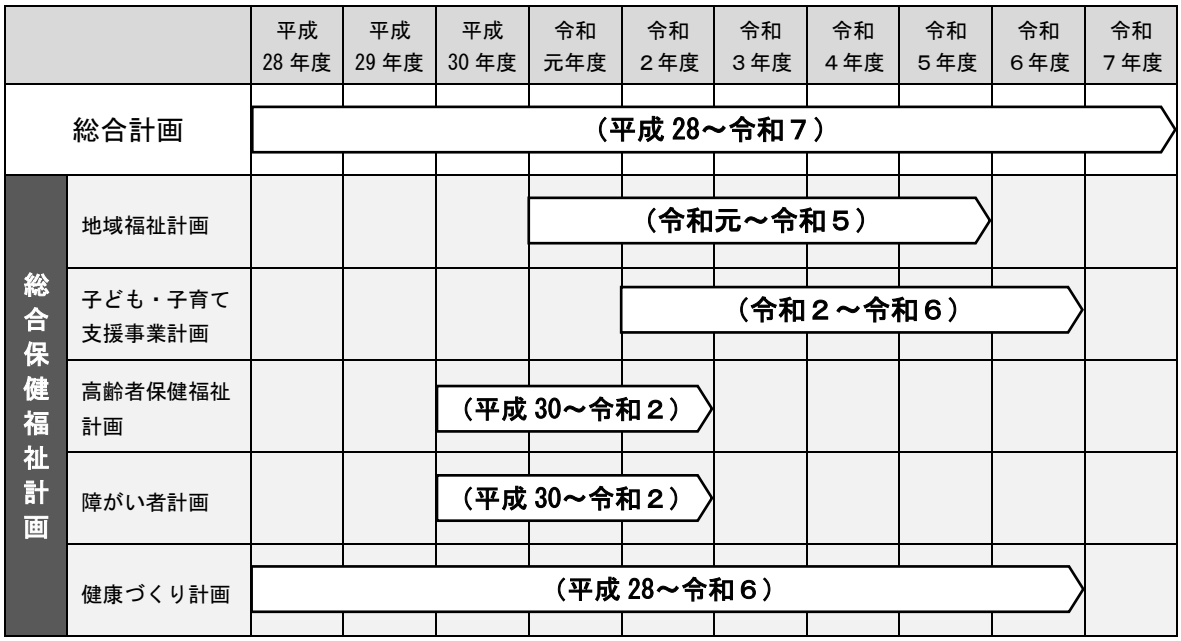

Ⅱ　地域福祉計画

第１章　計画の概要

１　計画策定の趣旨

国内において、人口減少、少子高齢化が急速に進展していく中で、社会・経済情勢の変化とともに、人々の暮らしや雇用環境、さらに文化や価値観などが多様化し、地域社会においても家庭や人と人のつながりが希薄になってくるなど、支え合いや見守りの機能が弱くなり、住民同士の助け合いによる課題解決が難しくなってくることが懸念されています。

国（厚生労働省）においては、これらの福祉課題に向けた地域福祉の推進を念頭に種々検討がなされ、医療・介護・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムや障害者差別解消法の施行、成年後見制度の利用促進などについても、村をはじめ、関係機関や団体、事業者とともに、地域住民が連携して取り組んでいくことが方針づけられているところです。

さらに、高齢者や障がい者、子どもなどのすべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現するため、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として積極的に取り組むことや、村は地域の取り組みへの支援と公的な福祉サービスへのつなぎを含めた「丸ごと」の総合相談体制を整備する必要があるとしています。支え手と受け手に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割をもち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みの構築を目指しているところです。

また、2016年（平成28年）には自殺対策基本法が改正され、誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、すべての都道府県及び市町村が「都道府県自殺対策計画」または「市町村自殺対策計画」を策定することとされました。

これらの視点に立って、本村の地域福祉の基本的な考え方を明らかにし、地域福祉に資する取り組みを推進するとともに、誰も自殺に追い込まれることのない赤井川村を実現するため、「地域福祉計画」と「自殺予防対策計画」を一体的にとりまとめ、「赤井川村地域福祉計画」を策定します。

２　計画の位置づけ

本計画は、「社会福祉法」第百七条に基づく「市町村地域福祉計画」及び「自殺対策基本法」第十三条第２項に基づく「市町村自殺対策計画」を一体的に策定したものであり、村の将来を見据えた地域福祉のあり方や推進に向けての基本的な方向を定めるものです。

また、上位計画となる赤井川村総合計画に盛り込まれた保健福祉関連施策について、地域福祉の視点から具体化を図るものでもあります。

■社会福祉法（抄）　（昭和 26 年法律第 45 号）

（市町村地域福祉計画）
第百七条　市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
一　地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
二　地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
三　地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

■自殺対策基本法（抄）　（平成 18 年法律第 85 号）

（都道府県自殺対策計画等）
第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。
２ 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

3　関連計画との関係

本計画は、「赤井川村総合計画」を上位計画とし、赤井川村における福祉サービスの適切な利用の推進、事業の健全な成長、地域ぐるみの支援体制の構築などを目指して策定するものです。

また、赤井川村地域福祉計画は保健福祉分野の計画の上位計画として位置づけ、計画策定にあたっては、関連する保健福祉分野の計画との整合性に配慮します。

■他計画との関係（イメージ）

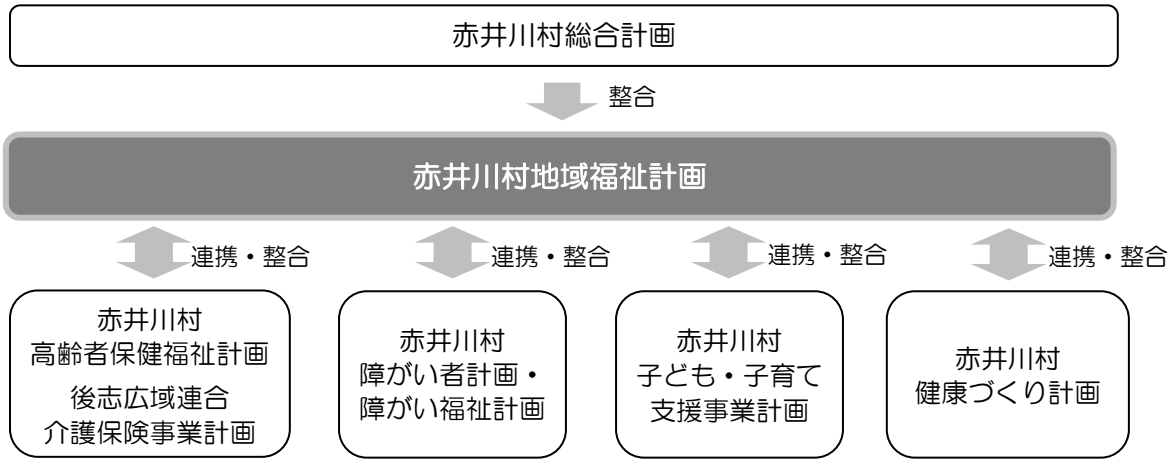

４　計画期間

本計画の計画期間は、2019年度（令和元年度）から2023年度までの５年間とし、本計画の最終年度である2023年度に見直しを行うこととします。

計画の見直し後は、関連する計画（主に高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障がい福祉計画）との整合を図るため、地域福祉計画の計画期間を６年間とし、策定時期を同期させることとします。

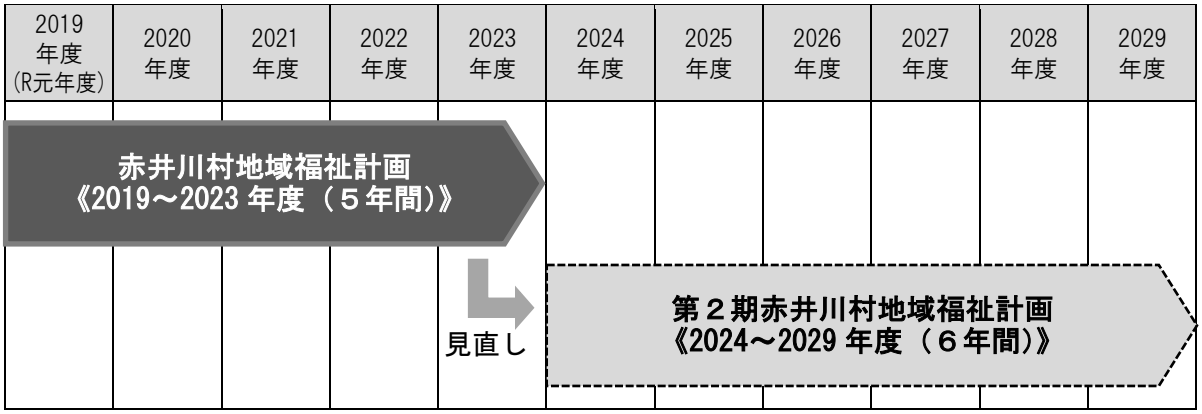

５　計画の策定体制

計画の策定にあたっては、地域福祉の担当部門である赤井川村保健福祉課を中心として、計画の策定を進めるとともに、計画策定の基礎資料を得ることを目的として、アンケート調査を実施しました。

また、村民の意見を反映させるため、福祉事業に関わる村民や有識者等を委員として選出して赤井川村保健福祉推進会議を設置し、地域福祉計画の内容に関して審議を行いました。

■策定体制のイメージ

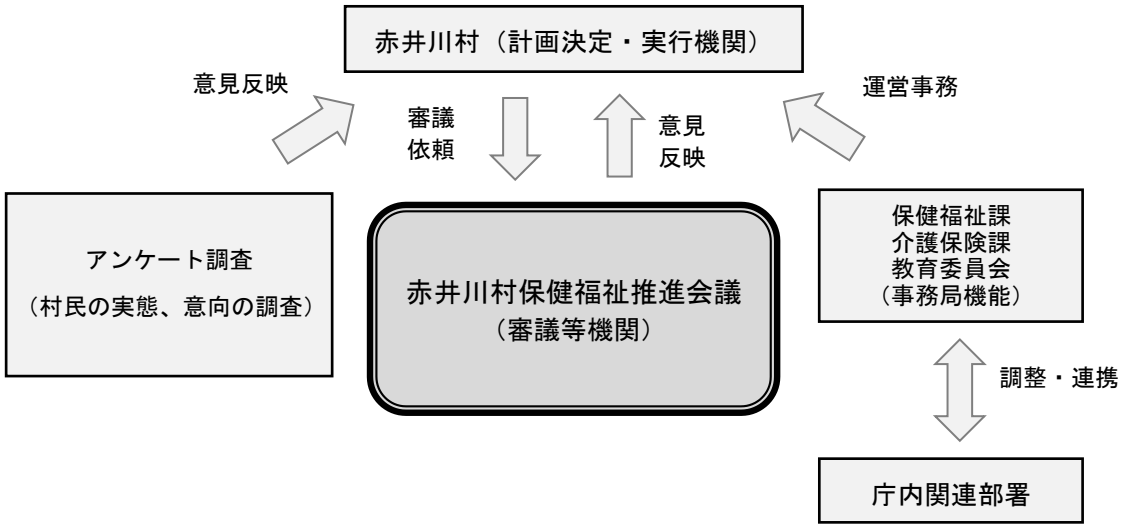

６　地域福祉の推進に向けて

（１）地域福祉とは

従来、「福祉」というと、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉など、対象者ごとに分かれた「行政によるサービスの提供」や「一部の困っている人に対する支援」を思い浮かべることが一般的でした。しかしながら、福祉サービスのような支援を必要とするのは分野で分けられた特定の人だけではありません。地域に暮らす誰もが、日頃の生活の中で何らかの問題を抱え、簡単な手助けを必要とするときがあります。

地域福祉とは、誰もが住み慣れた地域で、安心して自立した生活が送れるような社会を実現するための取り組みのことです。近年の社会情勢をみると、少子高齢化の進行や家族形態の変化、地域社会の変容などにより、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、福祉に対するニーズが多様化・複雑化しています。その結果、一人ひとりの福祉ニーズに対応し、誰もが幸せな生活を実現していくためには、公的なサービスだけでなく、地域で互いに助け合い、支え合うことが必要となっています。

支援を必要とするあらゆる村民に対して、助け合い、支え合いができている地域を目指し、より適切な支援やサービスを提供するための仕組みの構築と、村民・団体、事業者、社会福祉協議会等が連携していくため、地域福祉のより一層の推進が今こそ必要です。

（２）地域福祉を進めるための「自助」「互助」「共助」「公助」の視点

赤井川村地域福祉計画では、地域での支え合いや助け合いによる福祉に関する取り組みを示すことになります。具体的には、村民一人ひとりの役割や隣近所などの身近なつながりで助け合うこと、地域の組織や団体が取り組むこと、社会福祉協議会が取り組むこと、役場などの行政機関が取り組むことなど、地域社会を構成するそれぞれの立場での役割分担について描くことになります。このことは、「自助」「互助」「共助」「公助」の視点で整理することができます。

人々が生活を営んでいる地域社会が、そこに住むすべての人たちにとって住みやすいところとなるためには、公的な制度による福祉サービスが整備される（公助）だけでなく、家族を含めた自らの行動（自助）や、隣近所の住民同士などの身近な人間関係の中で、組織化されていなくても、お互いさまの気持ちで支え合い、助け合うこと（互助）も大切になります。

同時に、地域住民や地域活動・地域福祉活動を行う人たちや福祉サービス事業者などが地域において組織をつくり、それぞれが役割を担った活動（共助）は、家族機能の弱体化や近隣住民同士の関係性の希薄化などが指摘される中、その重要度がますます高まっています。

■地域福祉の向上に向けた４つの助け

<table>
<tr><td>自助</td><td>個人や家族による支え合い・助け合い。
（個人や最も身近な家族が解決にあたる）
互助
身近な人間関係の中での組織化を前提としない、お互いさまの気持ちによる支え合い・助け合い。
（隣近所の友人や知人、別居する家族が、お互いに支え合い、助け合う）</td></tr>
<tr><td>共助</td><td>地域で暮らす人たちや地域活動・地域福祉活動を行う人たち、地域の施設・事業所などが組織化し、協働していくことによる支え合い・助け合い。
（「地域ぐるみ」で福祉活動に参画し、地域社会全体で支え合い、助け合う）</td></tr>
<tr><td>公助</td><td>保健・福祉・医療その他の関連する施策に基づき、行政機関が公的な福祉サービスを提供することや地域における福祉活動を支援することによる支え。
（行政でなければできないことは、行政が適切に対応する）</td></tr>
</table>

（３）「地域共生社会」の実現に向けて

これからの総合的な福祉施策を考えるうえで、地域全体で支える力を再構築することが求められると同時に、支援のあり方としても対象者の状況に応じて分野を問わず包括的に相談・支援を行う新しい福祉のむらづくりを目指す必要性が高まっています。

平成29年６月に公布された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)」により、社会福祉法の一部改正が行われました。

厚生労働省では、“「我が事・丸ごと」地域共生社会本部”を設置し、「地域共生社会」の実現を今後の福祉改革を貫く基本コンセプトに位置づけるとともに、平成29年の介護保険法の法改正、平成30年度（2018年度）・令和３年度（2021年度）の介護・障がい福祉の報酬改定等を経て、部局横断的に幅広く検討を行うとしています。

◆地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が、『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

7　自殺予防に関する国の動き

（１）自殺対策の基本認識

自殺対策基本法の施行から10年が経過し、我が国の自殺対策は大きく前進したものの、非常事態はいまだ続いており、我が国の自殺問題は決して楽観できない状況にあります。このような認識の下、2016年（平成28年）３月、自殺対策を、地域レベルの実践的な取り組みによる生きることの包括的な支援としてその拡充を図り、さらに総合的かつ効果的に推進するため、自殺対策基本法が改正されました。

国が進める自殺対策の指針となる自殺総合対策大綱では、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」を自殺対策の基本理念とし、自殺の現状と自殺総合対策における基本認識を下記のとおり示しています。

基本認識１：自殺は、その多くが追い込まれた末の死である

自殺は、自ら命を絶つ瞬間的な行為だけでなく、人が命を絶たざるを得ない状況に追い込まれるプロセスとしてとらえる必要があります。

様々な悩みが原因で心理的に追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられなかったり、社会とのつながりの減少や役割の喪失感から、または過剰な負担感から、危機的な状態に追い込まれてしまう過程とみることができます。このように、個人の意思や選択の結果ではなく、「自殺はその多くが追い込まれた末の死」ということができます。

基本認識２：年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている

自殺死亡率は着実に低下してきており、また、高齢者の自殺死亡率の低下も顕著です。しかし、若年層では、20歳未満は自殺死亡率が横ばいであることに加え、20歳代や30歳代の死因の第１位が自殺であり、その減少率も低く、主要先進７カ国の中では我が国の自殺死亡率が最も高く、依然２万人を超えています。かけがえのない多くの命が日々、自殺に追い込まれています。

基本認識３：地域レベルの実践的な取り組みを、ＰＤＣＡサイクルを通じて推進する

自殺対策基本法では、その目的として「国民が健康で生きがいをもって暮らすことのできる社会の実現に寄与すること」がうたわれています。つまり、自殺対策を社会づくり、地域づくりとして推進することとされています。

自殺総合対策は、国と地方公共団体等が連携し、関連施策（生活困窮者自立支援制度、働き方改革等）との有機的な連携を強化して総合的に取り組み、ＰＤＣＡサイクルを通して常に進化させながら推進していく取り組みです。

（２）自殺総合対策における当面の重点施策

「自殺総合対策の基本的考え方」を踏まえ、当面、特に集中的に取り組まなければならない施策として、基本法の改正の趣旨、８つの基本的施策及び我が国の自殺を巡る現状を踏まえてさらなる取り組みが求められる施策等に沿って、以下の重点施策が設定されました。

◆自殺総合対策における当面の重点施策

１．地域レベルの実践的な取り組みへの支援を強化する
２．国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
３．自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
４．自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
５．心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
６．適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
７．社会全体の自殺リスクを低下させる
８．自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
９．遺された人への支援を充実する
10．民間団体との連携を強化する
11．子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12．勤務問題による自殺対策を更に推進する

重点施策における、「１．地域レベルの実践的な取り組みへの支援を強化する」の中では、地域自殺対策の政策パッケージや地域自殺対策計画の策定ガイドラインの作成が進められており、これらに沿って市町村自殺対策計画を策定することになっています。

第２章　地域を取り巻く状況

１　赤井川村の現状

（１）総人口

国勢調査に基づく本村の総人口は、1995年（平成７年）の1,552人から減少が続いており、2015年（平成27年）には1,121人となっています。年齢３区分別でみると、年少人口及び生産年齢人口が減少しており、2015年（平成27年）の高齢化率は32.5%となっています。

■年齢３区分別人口の推移

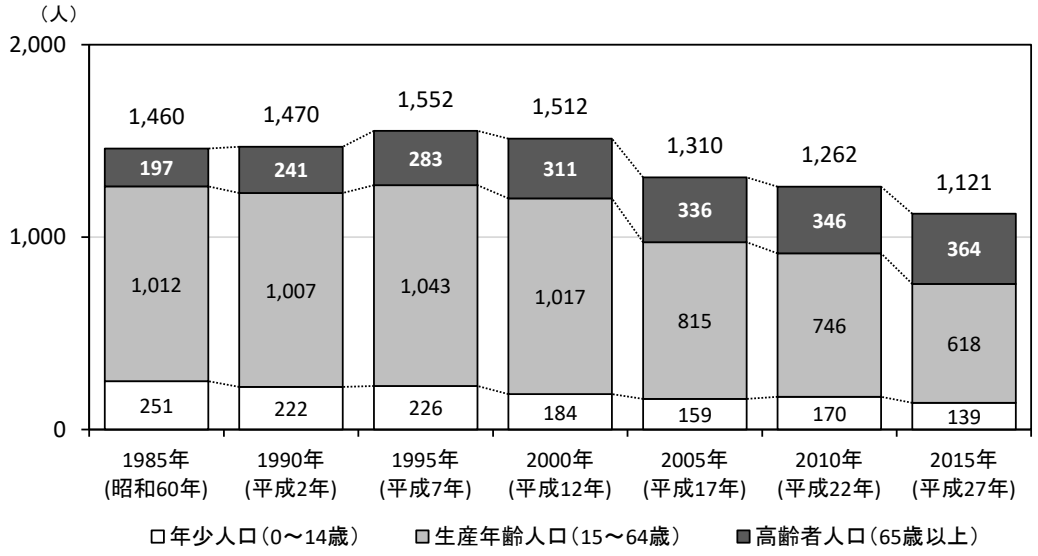

■年齢３区分別人口割合の推移

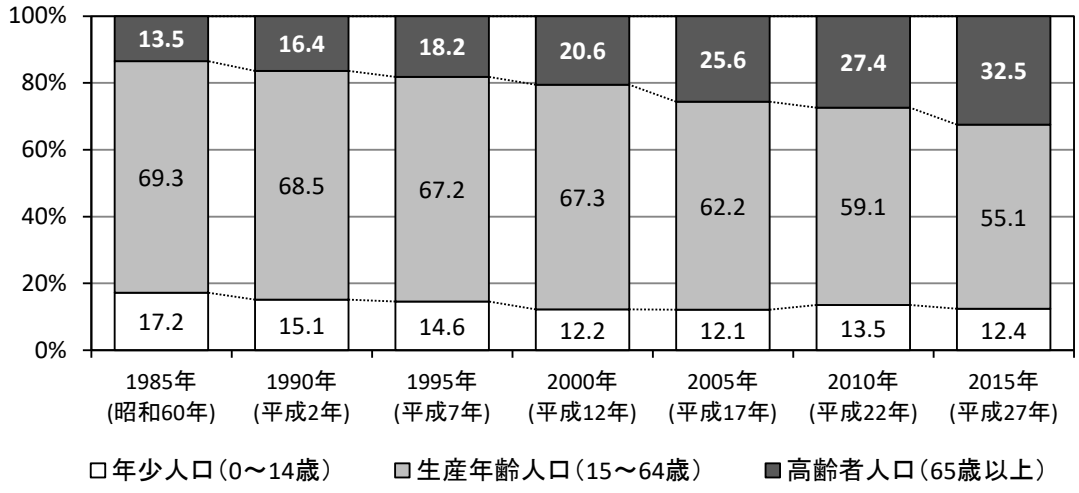

（２）世帯数

総世帯数は1995年（平成７年）の743世帯から減少が続いており、2015年（平成27年）には534世帯となっています。総人口と総世帯数から求められる世帯あたり人員は1995年（平成７年）から概ね横ばいに推移しています。世帯の内訳では、高齢者世帯の割合が高くなっており、その中でもひとり暮らし高齢者の世帯割合は2000年（平成12年）以降上昇しています。

■総人口と世帯数の推移

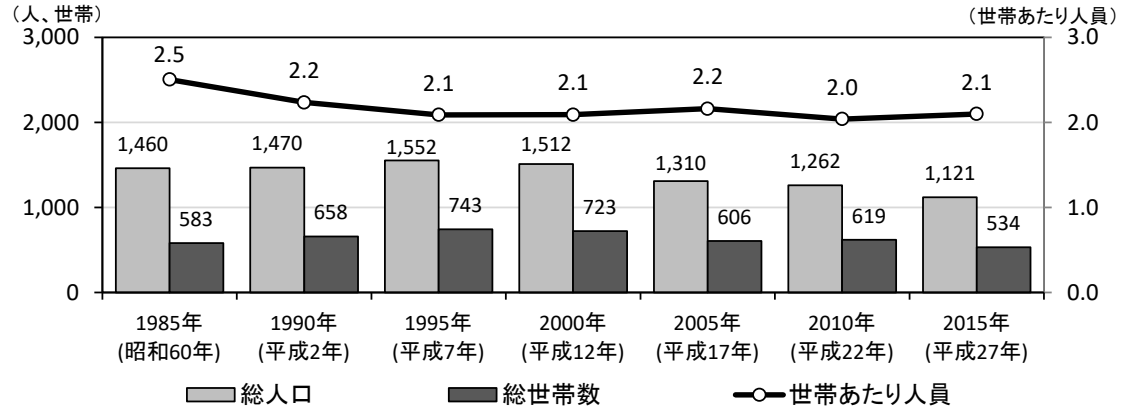

■高齢者世帯の推移

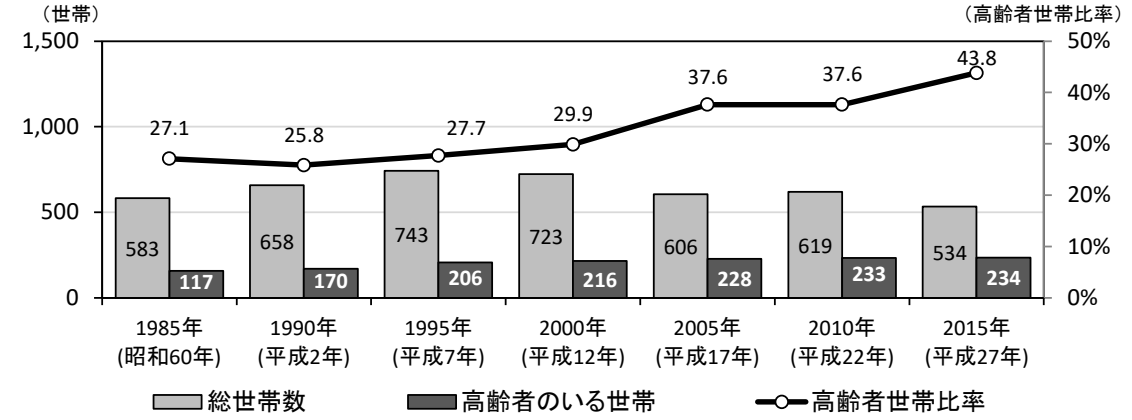

■世帯類型別高齢者世帯の推移

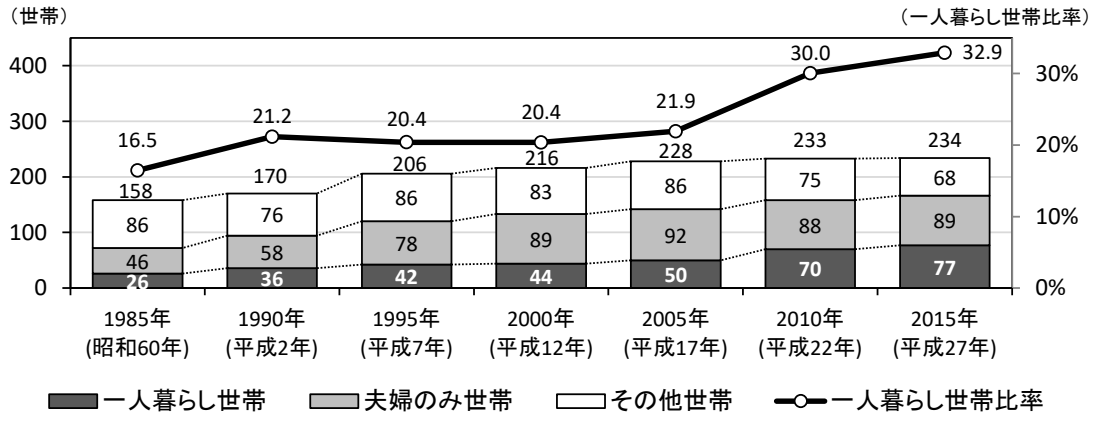

［出典］国勢調査

（３）子ども・子育て

本村の出生数は2013年（平成25年）から増加傾向がみられましたが、2017年（平成29年）は３人の出生にとどまりました。保育所への入園児数は2016年（平成28年）から横ばいに推移しています。

女性の年齢階級別就業率をみると、本村は20歳～69歳で全国及び北海道の就業率を大きく上回っており、特に20～29歳と40～44歳の就業率が極めて高くなっています。

■出生数の推移

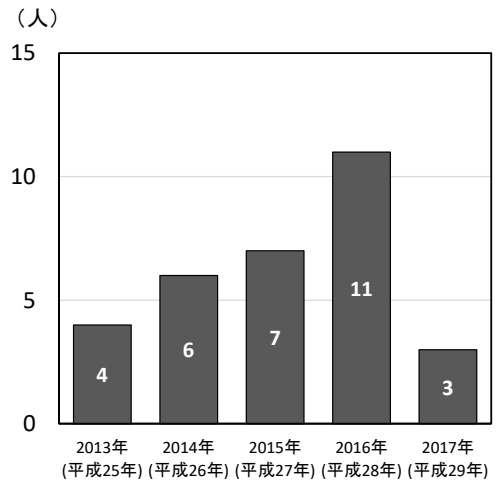

［出典］赤井川村

■保育所入園児数の推移

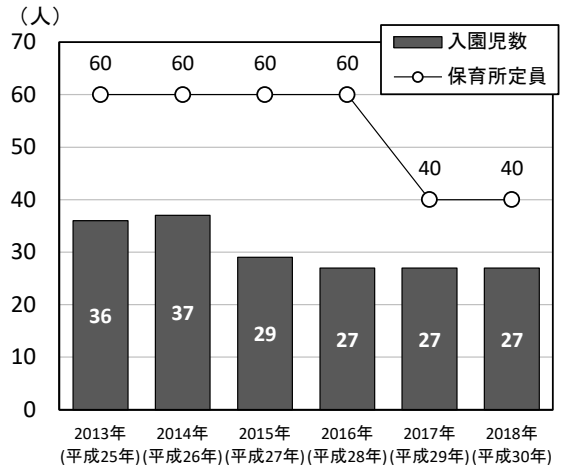

［出典］赤井川村（2018年４月１日現在）

■女性の年齢階級別就業率

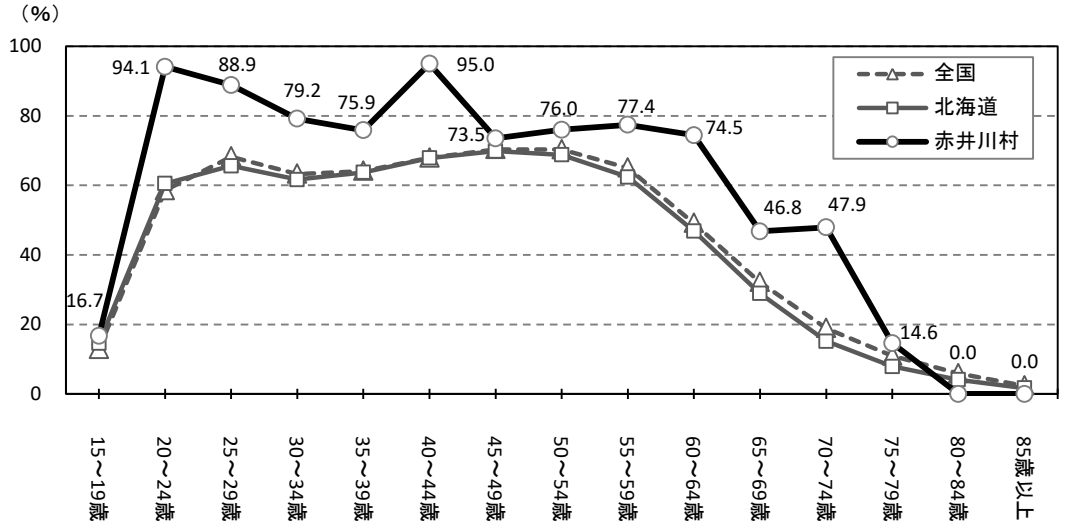

［出典］国勢調査（2015年）

（４）要支援・要介護認定者数

2013年度（平成25年度）以降、要介護認定者数は微増傾向にありましたが、2018年度（平成30年度）は79人で減少に転じている状況です。

要介護度別の認定者数は概ね横ばいに推移していますが、要介護２は増加しています。

■介護度別要介護認定者数の推移

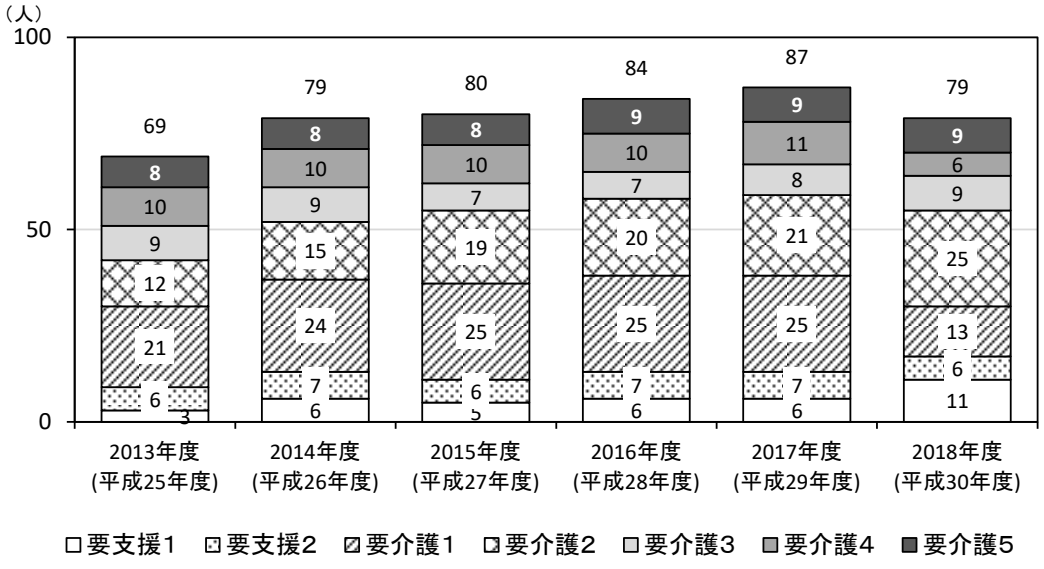

［出典］赤井川村

（５）障がいのある方

障害者手帳所持者数は2017年（平成29年）までは増加傾向にありましたが、2018年（平成30年）は減少に転じ、68人となっています。

全体の約９割を占める身体障がい者数を障がい種類別でみると、「肢体不自由」が６割超を占め、「内部障がい」が３割弱となっています。

■障害者手帳所持者数の推移

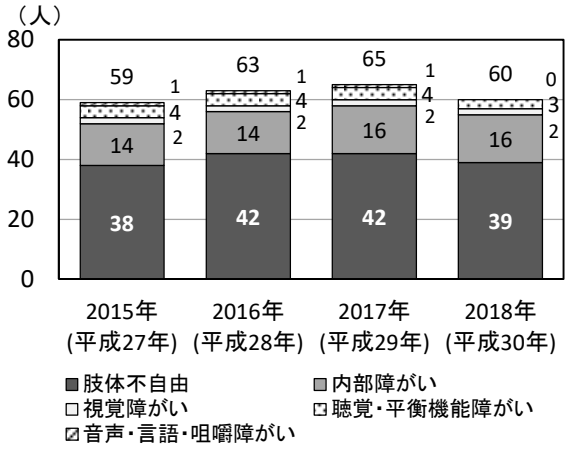

■身体障がい者数の推移（障がい種類別）

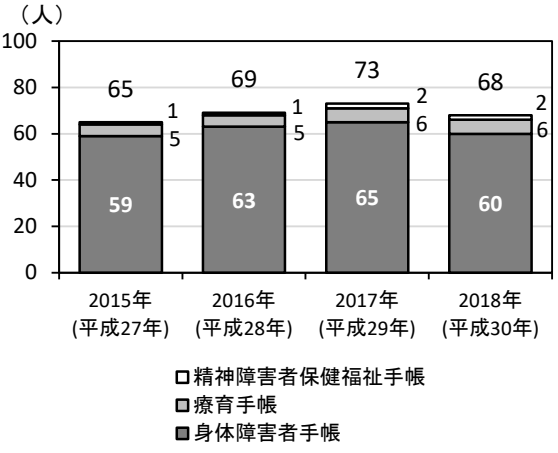

［出典］赤井川村（各年４月１日現在）

（６）各地域（字別）の状況

地域（字）別に人口等の状況をみると、「落合」「常盤」を除く各地区で高齢化が進んでおり、特に「旭丘」「富田」「曲川」は高齢化率が40%以上と高くなっています。キロロリゾートが立地する「常盤」は生産年齢人口の割合が極めて高く、外国人登録者数が多い状況にあります。

■各地区（字）の人口等

		赤井川		旭丘		池田		落合		常磐	
		人・戸	%	人・戸	%	人・戸	%	人・戸	%		
住民基本台帳人口（人）		619		33		72		51		203	
	年少人口	72	11.6	4	12.1	9	12.5	4	7.8	4	2.0
	生産年齢人口	332	53.6	14	42.4	39	54.2	37	72.5	197	97.0
	高齢者人口	215	34.7	15	45.5	24	33.3	10	19.6	2	1.0
世帯数（戸）		321		19		32		33		195	
高齢者世帯（戸）		151	47.0	11	57.9	17	53.1	6	18.2	2	1.0
	高齢者独居世帯	68	21.2	6	31.6	5	15.6	2	6.1	1	0.5
	高齢者夫婦世帯	53	16.5	3	15.8	4	12.5	2	6.1	1	0.5
	その他高齢者のいる世帯	30	9.3	2	10.5	8	25.0	2	6.1	0	0.0
要介護認定者数		47	21.9	2	13.3	4	16.7	0	0.0	0	0.0
障がいのある方	身体障がいのある方	40	6.5	2	6.1	2	2.8	1	2.0	0	0.0
	知的障がいのある方	5	0.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	精神障がいのある方	2	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
園児・児童・生徒数	中学生	13	18.1	0	0.0	1	11.1	1	25.0	0	0.0
	小学生	38	52.8	2	50.0	4	44.4	3	75.0	0	0.0
	保育所通所児童	20	27.8	2	50.0	4	44.4	0	0.0	3	75.0
	その他の児童	1	1.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	25.0
外国人登録者数		8	1.3	0	0.0	1	1.4	6	11.8	154	75.9

		富田		日ノ出		曲川		都		村全体	
		人・戸	%	人・戸	%	人・戸	%	人・戸	%		
住民基本台帳人口（人）		12		58		35		181		1,264	
	年少人口	2	16.7	9	15.5	3	8.6	27	14.9	134	10.6
	生産年齢人口	5	41.7	28	48.3	18	51.4	97	53.6	767	60.7
	高齢者人口	5	41.7	21	36.2	14	40.0	57	31.5	363	28.7
世帯数（戸）		6		26		18		88		738	
高齢者世帯（戸）		4	66.7	19	73.1	10	55.6	40	45.5	260	35.2
	高齢者独居世帯	2	33.3	9	34.6	4	22.2	17	19.3	114	15.4
	高齢者夫婦世帯	0	0.0	4	15.4	4	22.2	12	13.6	83	11.2
	その他高齢者のいる世帯	2	33.3	6	23.1	2	11.1	11	12.5	63	8.5
要介護認定者数		4	80.0	0	0.0	10	71.4	10	17.5	77	21.2
障がいのある方	身体障がいのある方	0	0.0	3	5.2	5	14.3	10	5.5	63	5.0
	知的障がいのある方	0	0.0	0	0.0	1	2.9	0	0.0	6	0.5
	精神障がいのある方	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.6	3	0.2
園児・児童・生徒数	中学生	0	0.0	5	55.6	0	0.0	6	22.2	26	19.4
	小学生	1	50.0	2	22.2	1	33.3	13	48.1	64	47.8
	保育所通所児童	1	50.0	2	22.2	1	33.3	6	22.2	39	29.1
	その他の児童	0	0.0	0	0.0	1	33.3	2	7.4	5	3.7
外国人登録者数		0	0.0	1	1.7	0	0.0	1	0.6	171	13.5

[出典]赤井川村（2018年４月１日現在）

（７）地域福祉の担い手の状況

老人クラブ会員数は2014年（平成26年）から微増に転じており、2018年（平成30年）は42人となっています。

地域福祉を支える民生委員・児童委員、保健推進員及び食生活改善推進員は概ね横ばいに推移しています。構成員の交代が少なく、構成員の高齢化が課題となっています。

■老人クラブ数及び老人クラブ会員数の推移

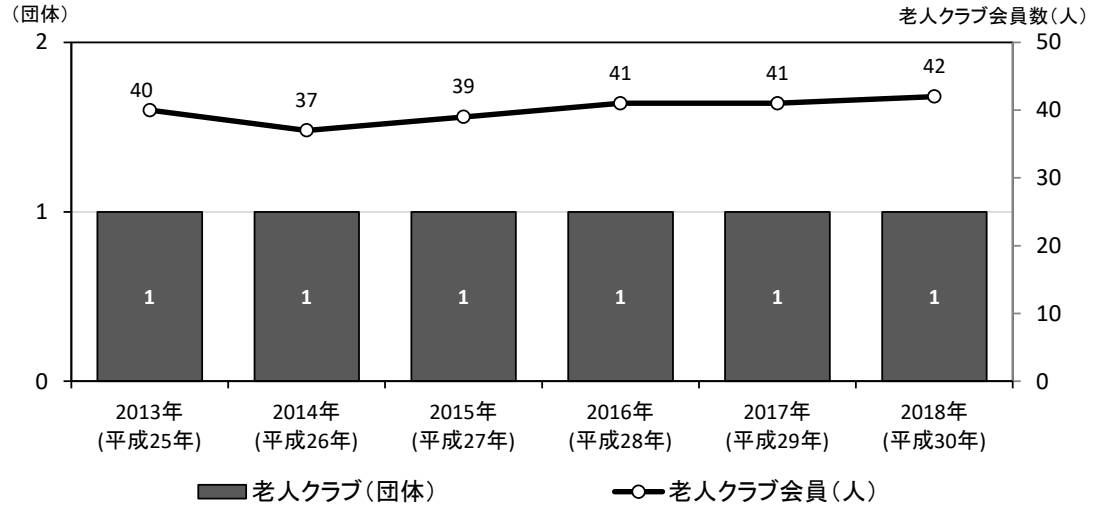

［出典］赤井川村（各年４月１日現在）

■民生委員・児童委員数、保健推進員数、食生活改善推進員数の推移

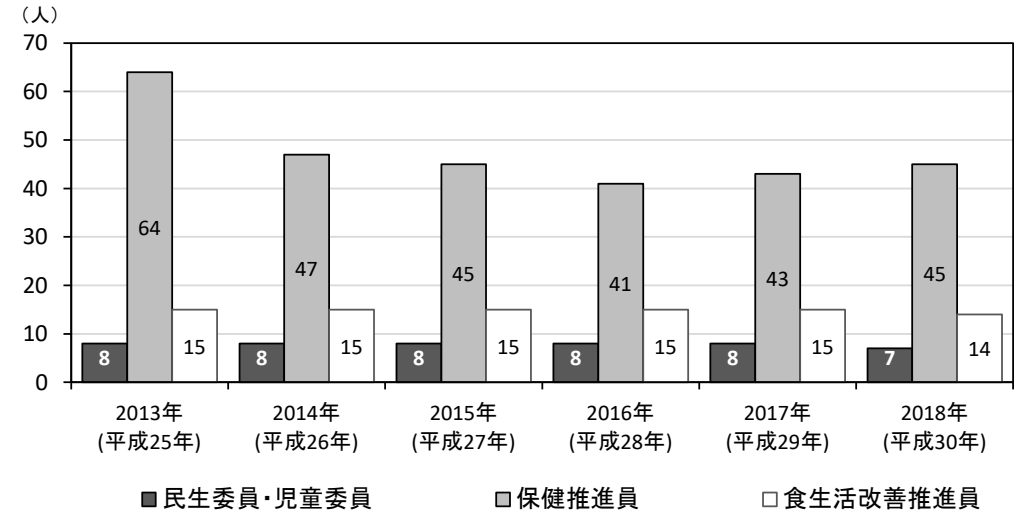

［出典］赤井川村（各年４月１日現在）

（８）自殺の状況

全国の自殺者数の推移は、2003年（平成15年）の34,427人をピークに減少傾向が続いており、2017年（平成29年）には21,321人となっていますが、いまだに２万人を超えている状況です。

後志医療圏域（後志総合振興局管内）における自殺者数は概ね減少しており、2017年（平成29年）は38人となっています。また、後志医療圏域の自殺率（人口10万対）は、全国とほぼ同じ水準で推移しています。

■全国の自殺者数の推移

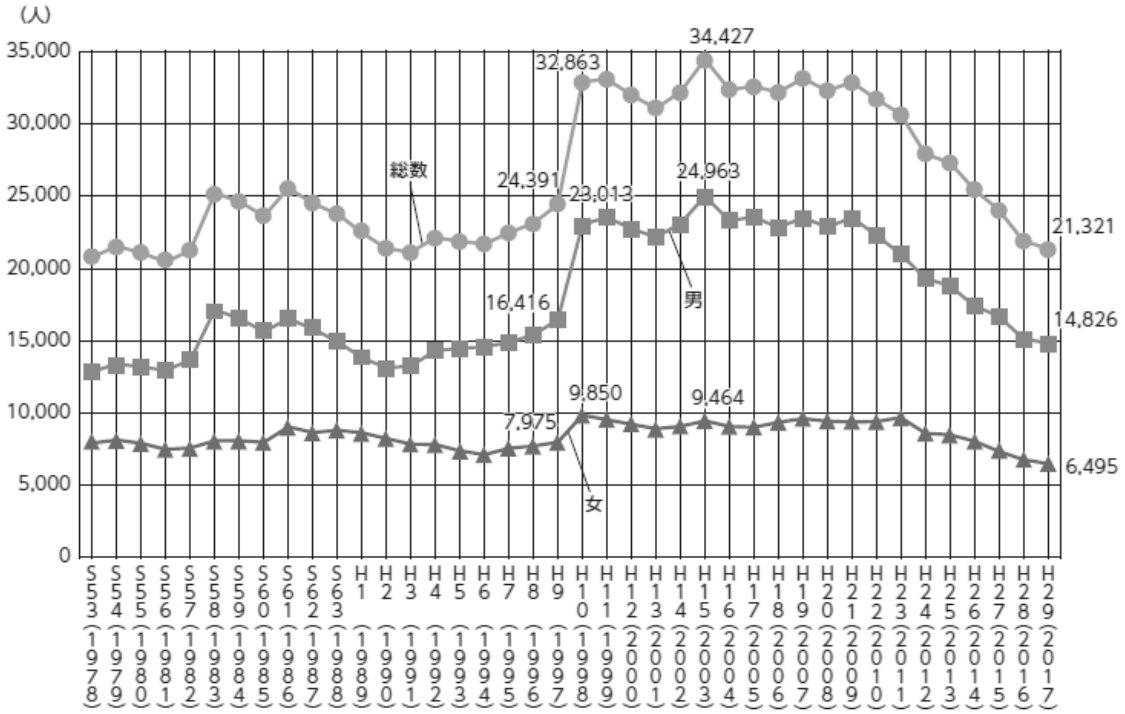

[出典]警視庁「自殺統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成

■後志医療圏域の自殺者数及び自殺率（人口 10 万対）の推移

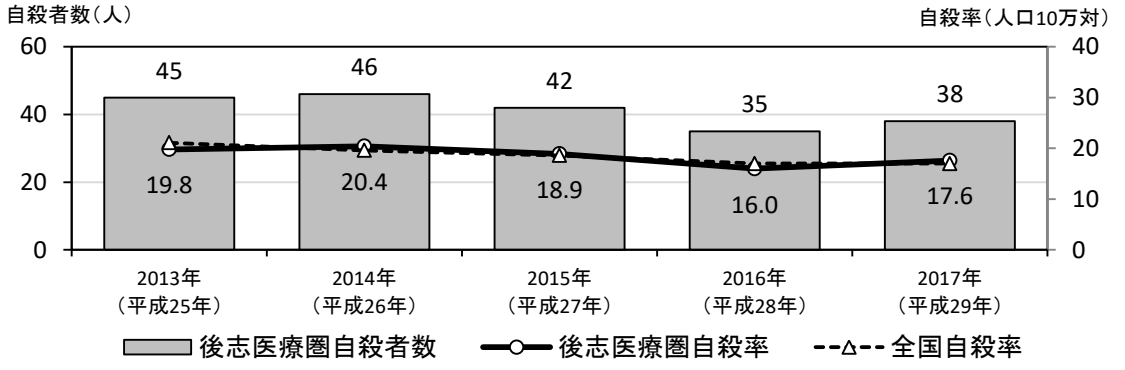

[出典]自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2018）」

2　村民アンケート調査結果

（１）アンケート調査の概要

調査対象	赤井川村に在住する18歳以上の男女
抽出方法	全数調査（一部の外国人登録者数を除く）
調査期間	平成30年６月～７月
調査方法	郵送による調査票の配布・回収
回収率	33.1%（配布数925票、回収数306票）

（２）アンケート調査結果の概要

①近所付き合いについての考え方

全体では、「近所であいさつをしたり、協力することは当然だと思う」が45.1%で最も多く、次いで「助け合って暮らしていくことが大切だと思う」（39.2%）と続いています。一方で、「あいさつ程度はするが、あまり深く関わりたくない」と考えている方も12.7%存在しています。

年齢別でみると、18～29歳、70歳以上は「助け合って暮らしていくことが大切だと思う」が50%以上を占めていますが、その他の年代は30%前後と少なくなっています。

居住地区別でみると、本村地区は「あいさつ程度はするが、あまり深く関わりたくない」が他の地区よりも多い状況です。

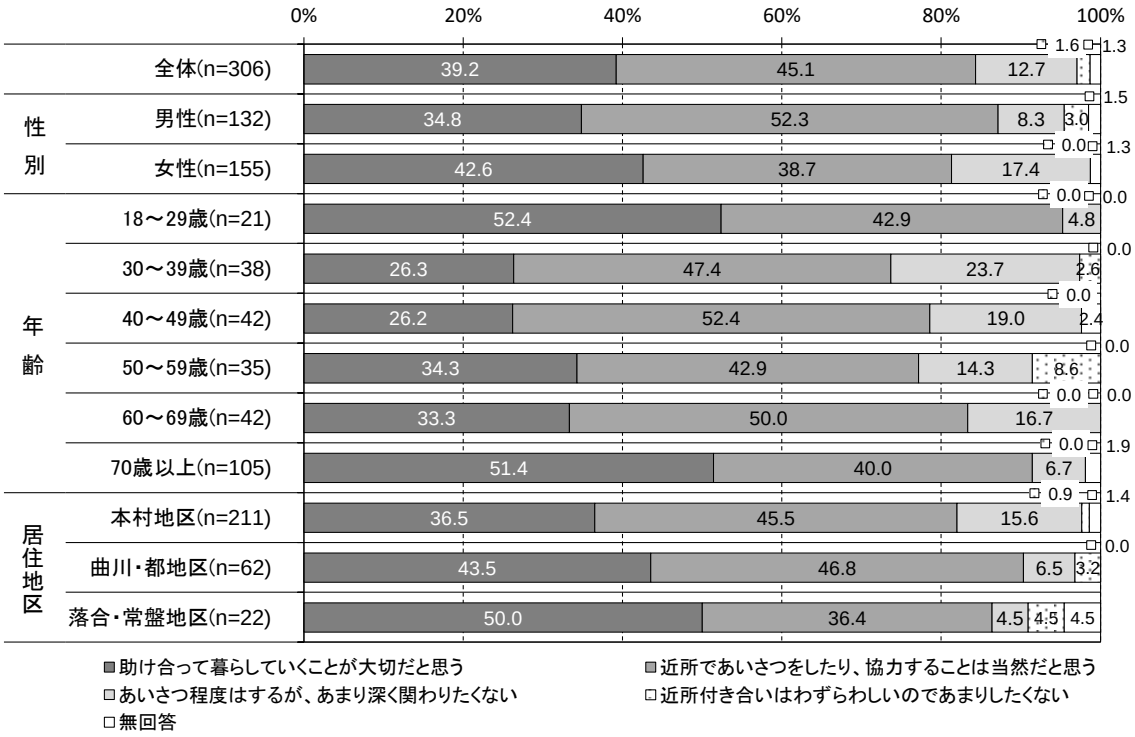

②地域活動を活発にしていくために必要なこと

地域活動を活発にしていくために必要なことは、「地域活動についての情報提供を積極的に行う」が34.0%で最も多く、次いで「地域活動に関する相談や拠点となる場所をつくる」（26.5%）、「家計に負担がかからないように交通費などの実費を補助する」（24.2%）と続いています。

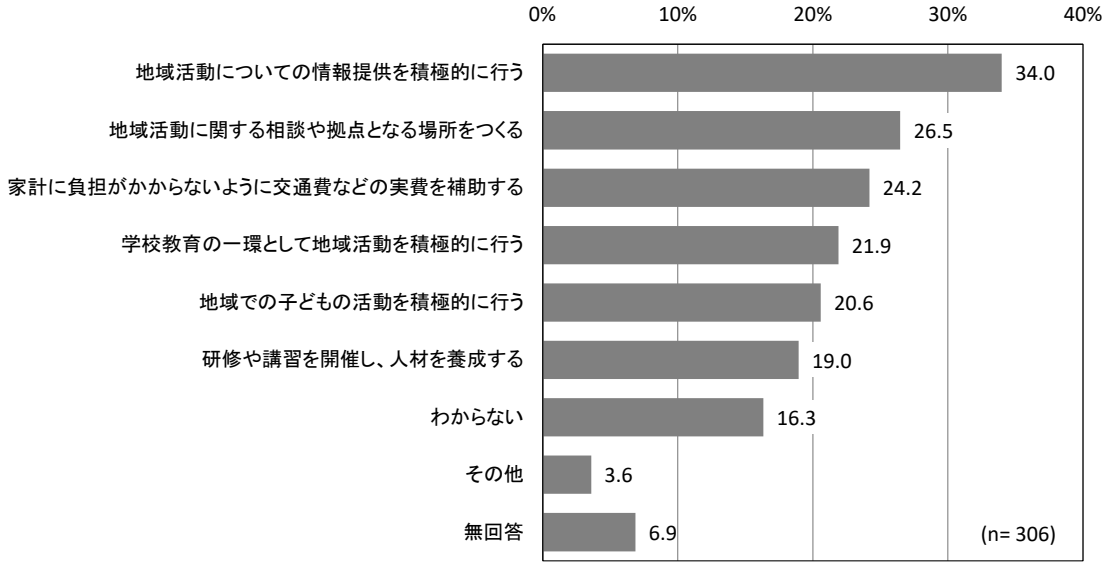

③地域で協力して行った方がいいと思うこと

「ひとり暮らし高齢者の見守り活動」が50.0%で最も多く、次いで「災害時の避難・救助や防災対策」（47.7%）、「健康づくり活動や介護予防の活動」（45.4%）と続いています。

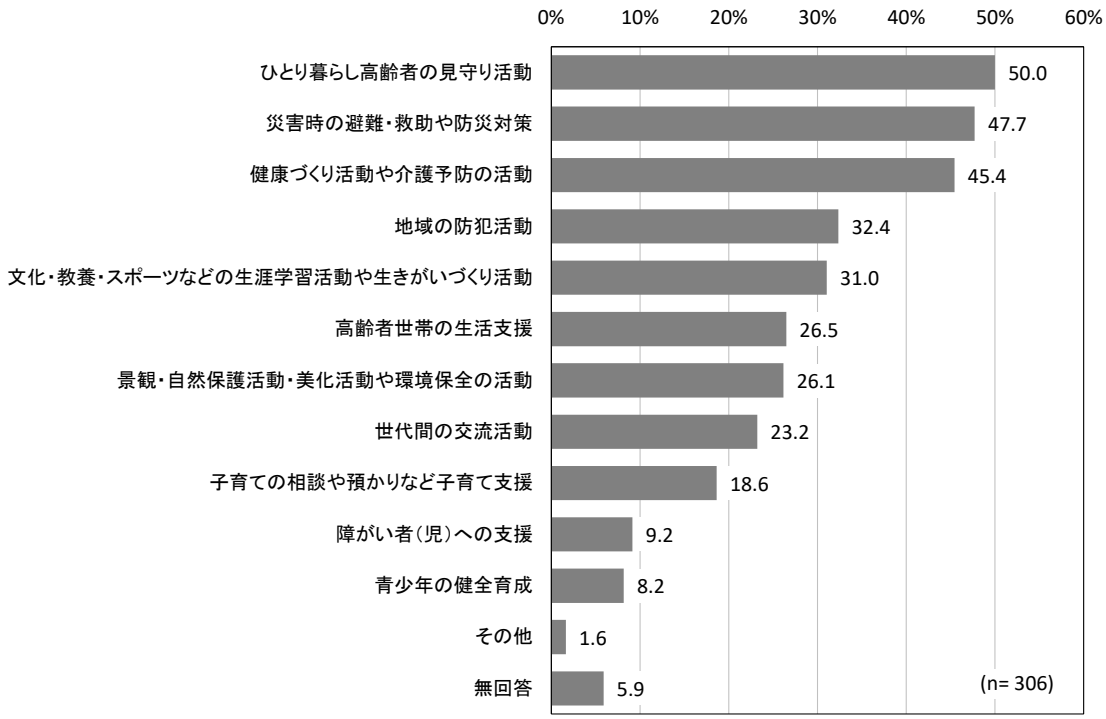

④災害などの緊急時に避難できないと思う理由

緊急時に避難できないと思う理由は、「避難場所がわからない」が44.9%で最も多く、次いで「介助が必要」（36.7%）、「パニックになりどうしたらいいかわからなくなりそう」（28.6%）が続いています。

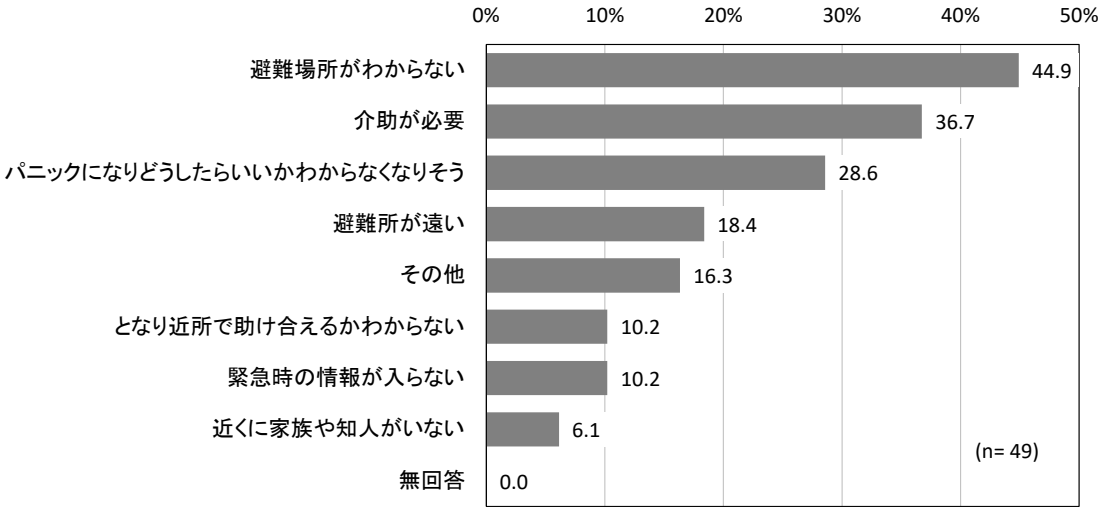

⑤地域における災害時の備えとして重要なこと

「日頃からのあいさつ、声かけや付き合い」が48.4%で最も多く、次いで「地域における災害時に支援が必要な人の把握」（38.2%）、「危険箇所の把握」（30.4%）と続いています。

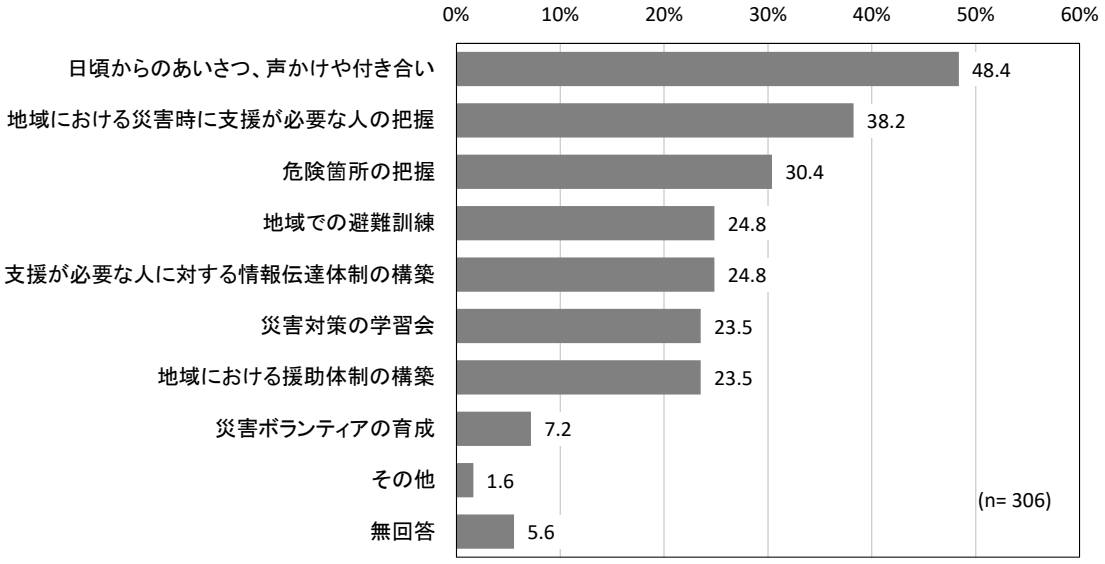

⑥地域福祉への関心度

全体では、「とても関心がある」（12.1%）、「ある程度関心がある」（52.6%）の合計64.7%は関心があると回答しています。

男女別でみても大きな差異はありませんが、「とても関心がある」「ある程度関心がある」の合計を年齢別でみると、概ね年齢が高くなるにつれて関心のある方が多くなっており、60～69歳は83.3%と多くなっています。

居住地区別でみると、落合・常盤地区は「福祉について考えたことがない」と回答している方が13.6%で他の地区に比べて多くなっています。

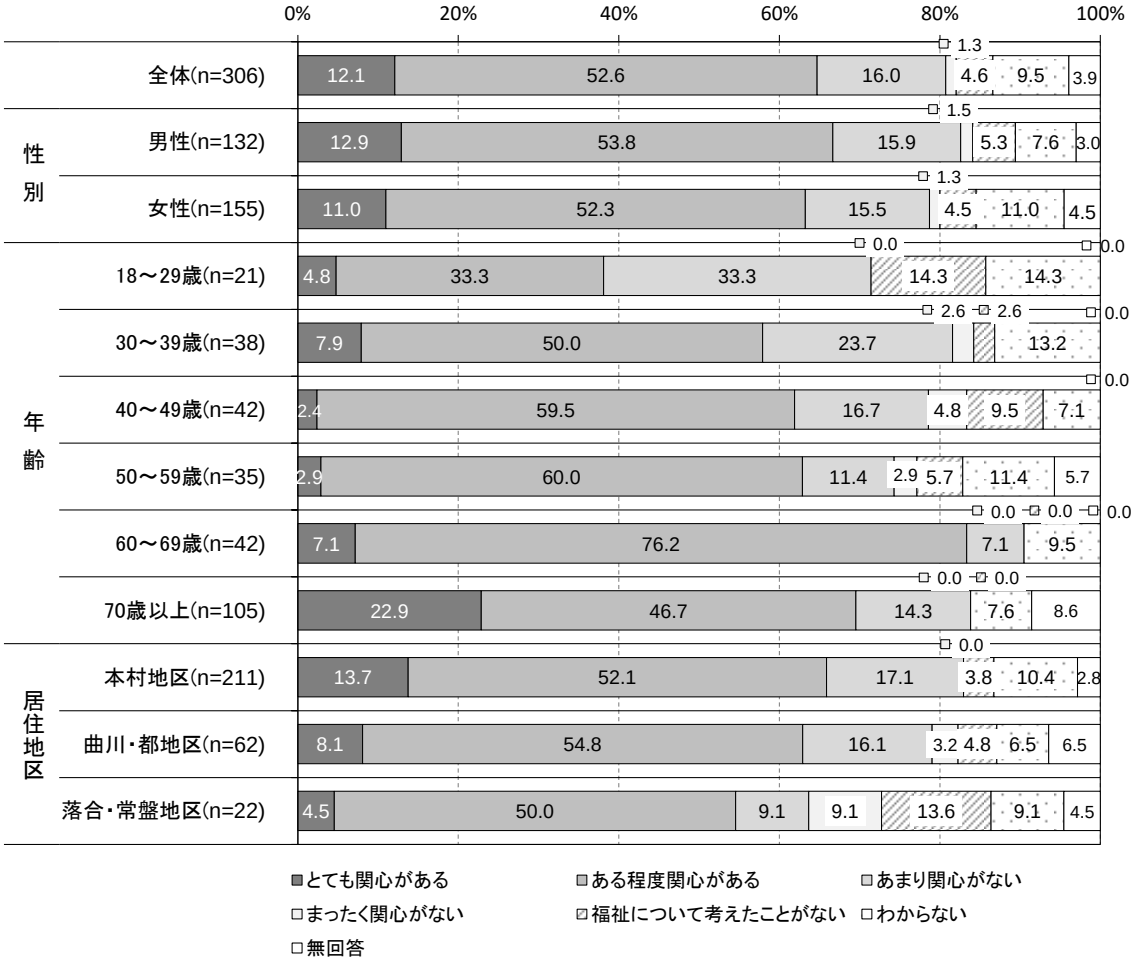

⑦地域福祉の充実のために村が積極的に取り組むべきこと

「高齢者や障がい者等になっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」（44.4%）、「住民がともに支えあう仕組みづくりへの支援（住民同士や行政との協力・連絡など、助け合う組織）」（43.1%）がほぼ同率で、他の項目を引き離しています。

次いで「健康診断・がん検診などの保健医療サービスの充実」（20.9%）、「ボランティアなどの地域活動参加の促進や支援」（19.3%）と続いています。

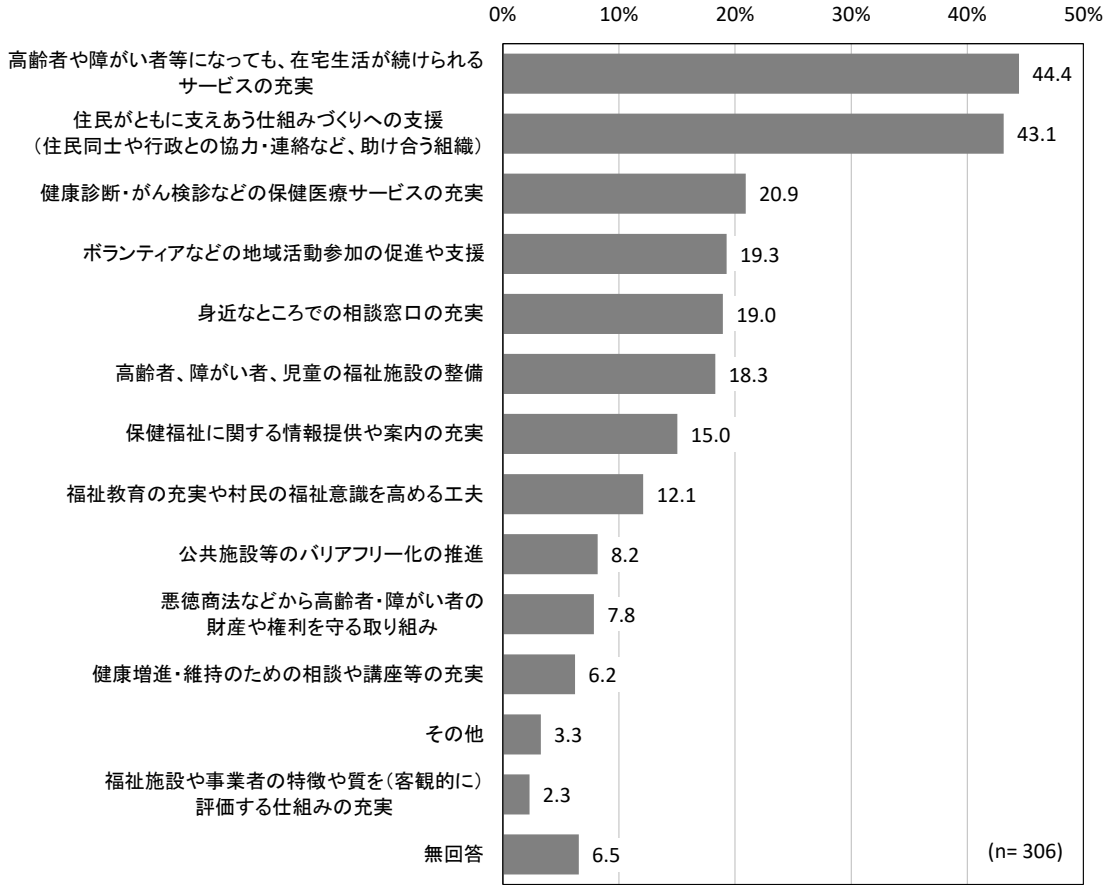

⑧自殺は自分自身に関わる問題だと思うか

全体では、「そう思う」（18.6%）、「どちらかといえばそう思う」（17.6%）の合計36.2%の人は自殺のことを自分自身に関わる問題だと考えています。

年齢別に「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計をみると、30～39歳が44.7%、60～69歳が42.8%、70歳以上が41.0%と多くなっています。

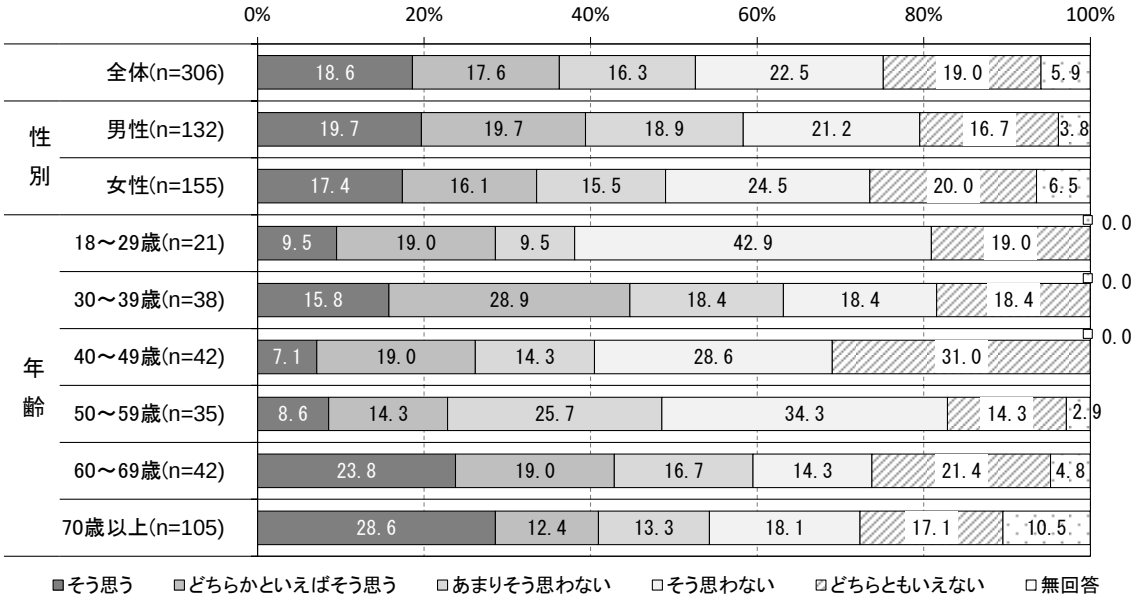

⑨悩みなどを誰かに相談したり、助けを求めることにためらいを感じるか

全体では、「ためらいを感じる」（13.7%）、「どちらかといえばためらいを感じる」（32.0%）の合計45.7%が多少なりともためらいを感じている状況です。

男女別では、男性と比べて女性の方が「ためらいを感じる」が多く、年齢別では60～69歳が「ためらいを感じる」が多くなっています。

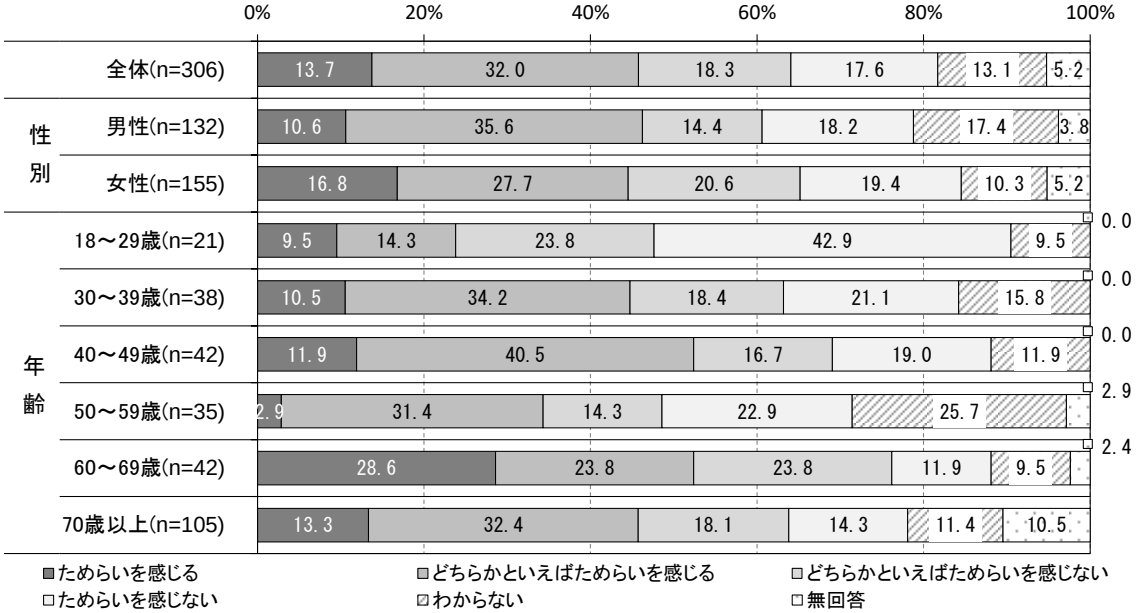

⑩今後求められる自殺対策

「様々な悩みに対応した相談窓口の設置」が31.4%で最も多く、次いで「地域やコミュニティを通じた見守り・支え合い」（30.7%）、「職場におけるメンタルヘルス対策の推進」（26.1%）と続いています。

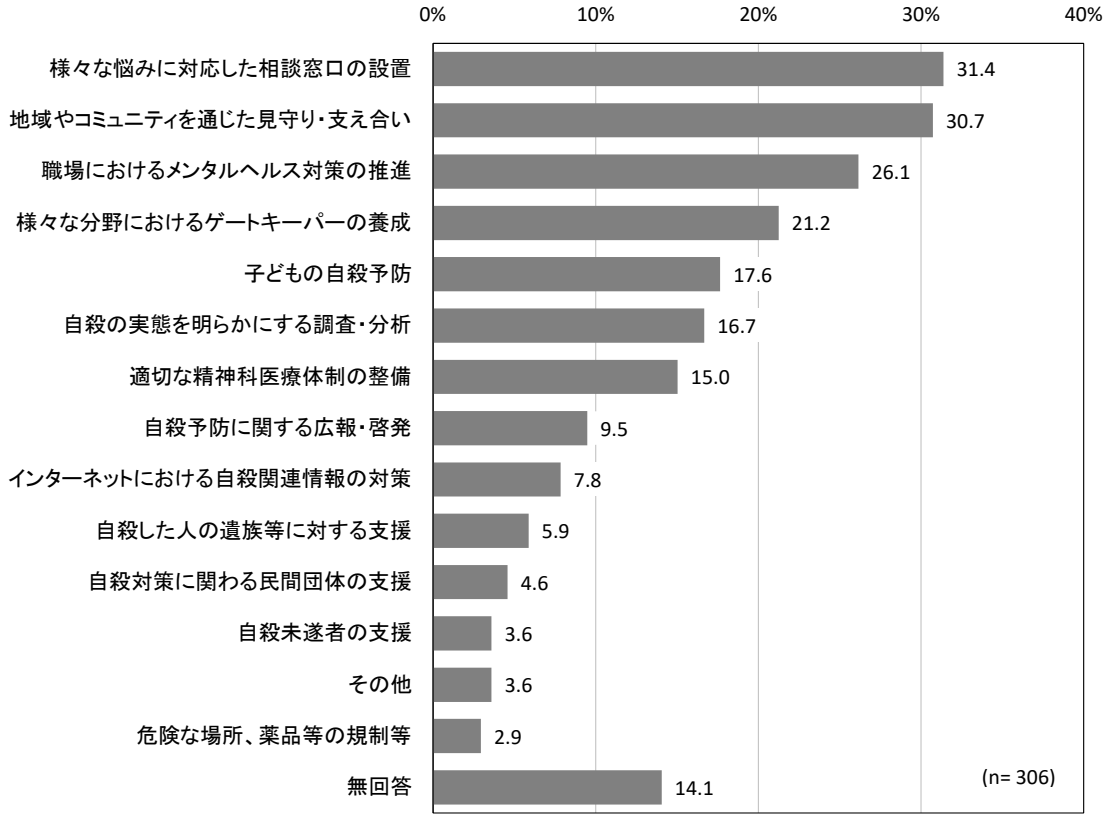

３　福祉関連団体アンケート調査結果

（１）アンケート調査の概要

調査対象	赤井川村内の福祉関連団体・事業所（８団体） （赤井川村社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、赤井川村日赤奉仕団、地域包括支援センター、赤井川村訪問介護事業所、赤井川村デイサービスセンター、老人クラブ悠楽会、保健推進員協議会）
調査期間	平成30年９月～10月
調査方法	郵送による調査票の配布・回収
回収率	100.0%（配布数８票、回収数８票）

（２）アンケート調査結果の概要

①福祉に関する地域の問題点（抜粋）

福祉に関する地域の問題点は、「世代間の交流が少ない」が６団体で最も多く、次いで「家事等日常生活に支援が必要な人が多い」（５団体）と続いています。

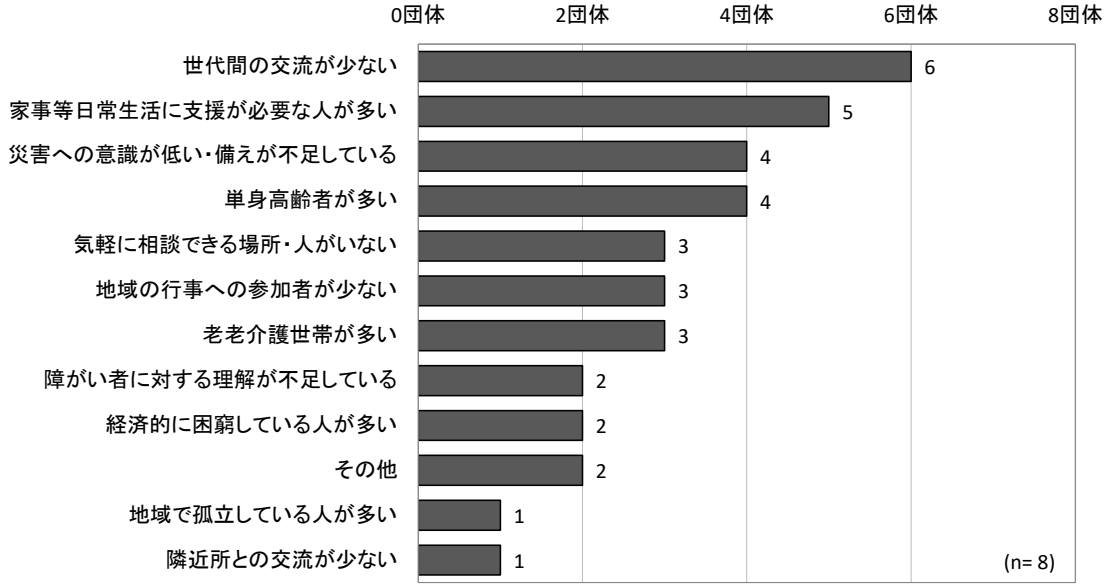

②運営上の課題（抜粋）

団体を運営するうえで困っていることや課題は、「新しい構成員の加入が進まない」が３団体で最も多く、次いで「地域活動に参加者する構成員が固定化している」、「専門知識を持っている人材が不足している」、「その他」（ともに２団体）と続いています。

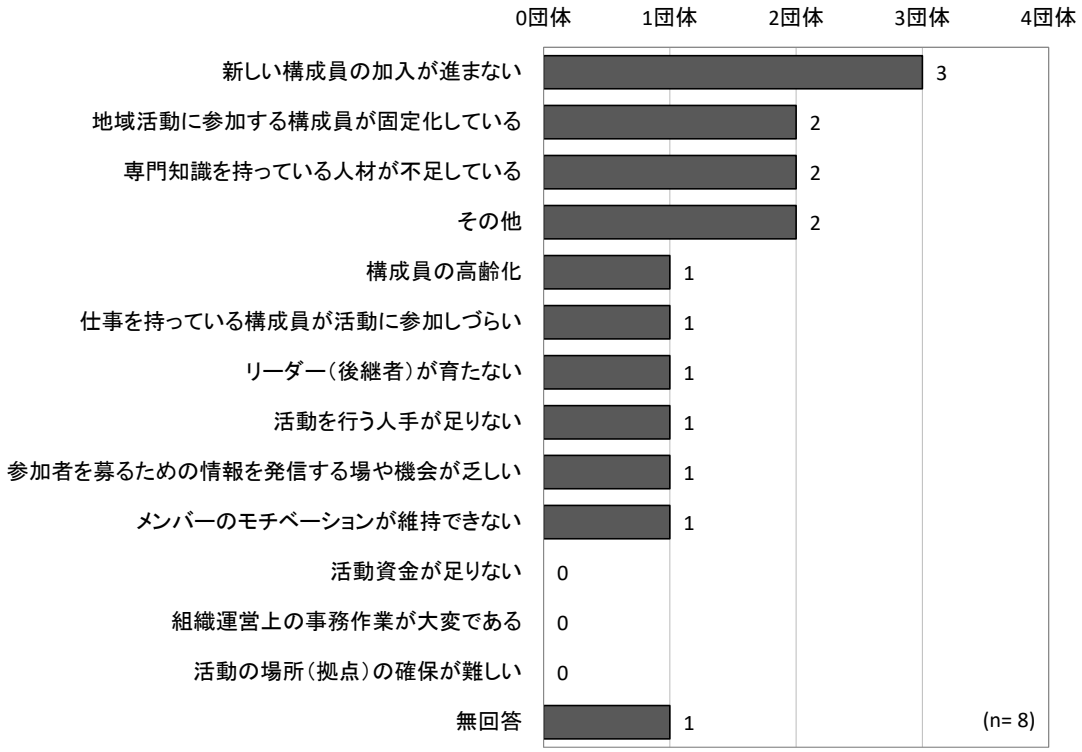

③支援の質を向上させるために必要な村からの支援

支援の質を向上させるために必要な支援は、「行政との情報共有」と「地域福祉に対する村民理解を得るための周知、啓発」がそれぞれ３団体で最も多くなっています。

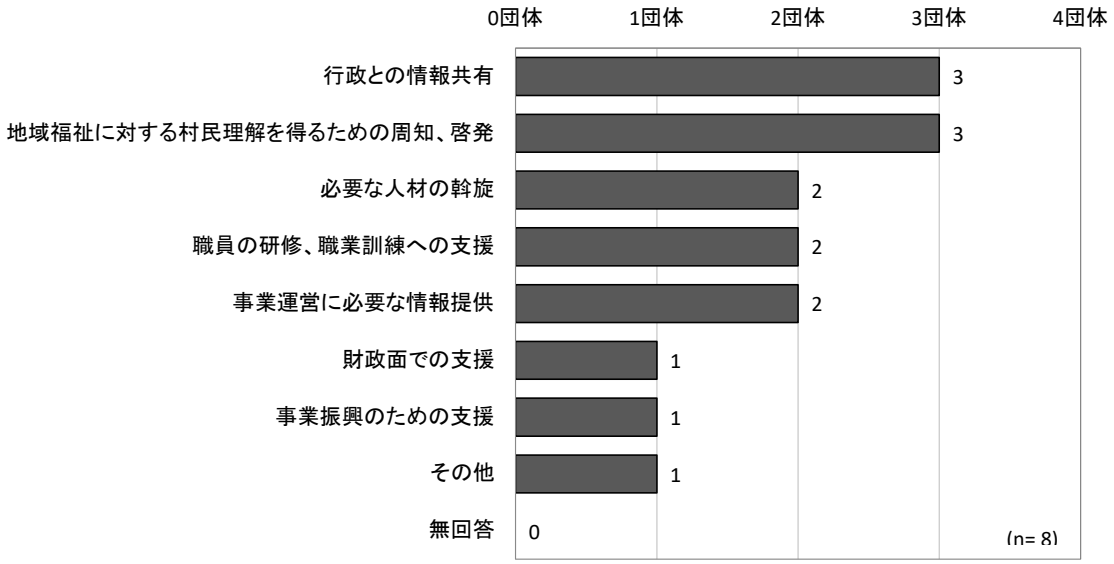

④地域活動を活発にするために必要なこと

地域活動を活発にしていくために必要なことは、「地域活動についての情報提供を積極的に行う」が６団体で最も多く、次いで「経済的負担がかからないように交通費などの実費を補助する」と「地域活動に関する相談や拠点となる場所を提供する」（ともに４団体）と続いています。

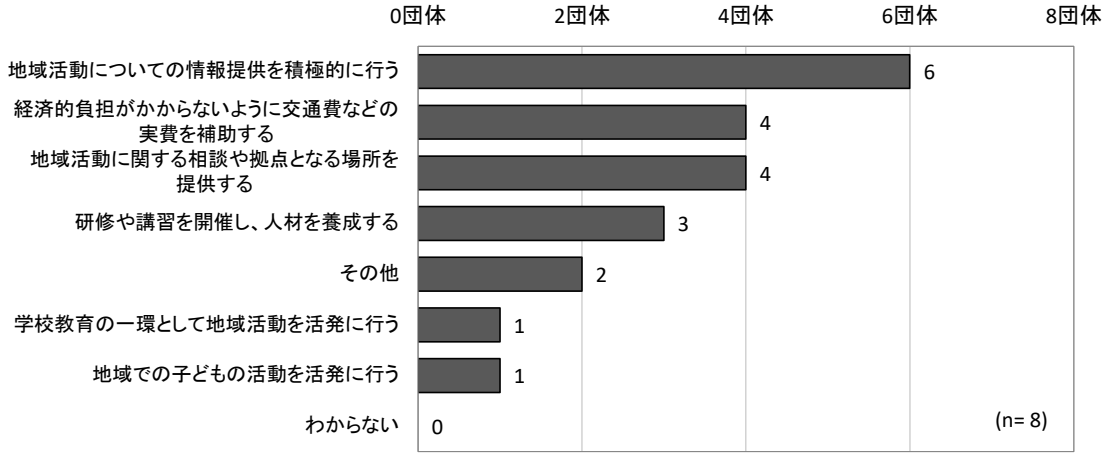

⑤今後、村が積極的に取り組むべきこと（抜粋）

今後、地域福祉の充実のために村が積極的に取り組むべきことは、「高齢者や障がい者等になっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」が７団体で最も多く、次いで「住民がともに支えあう仕組みづくりへの支援（住民同士や行政との協力・連絡など、助け合う組織）」（４団体）と続いています。

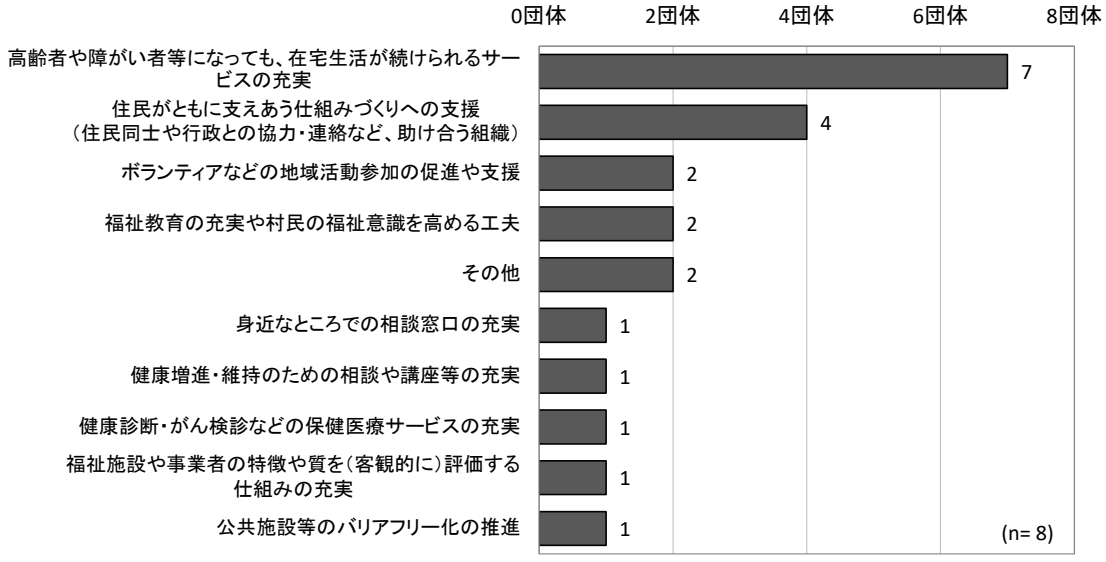

４　地域福祉の推進に向けての課題

（１）少子高齢化の進展

本村の総人口は減少を続けており、年齢３区分別の人口構成をみても15歳未満の年少人口だけでなく、15～64歳の生産年齢人口も減少しています。

また、世帯においても高齢者のいる世帯は総世帯数の４割を超えているとともに、高齢者のひとり暮らし世帯の割合が増加しています。

今後は、健康の維持増進に向けた取り組みを充実させ、若年者は高齢になっても健康を維持していけるよう、また、高齢者はできるだけ要介護（支援）状態にならないようにしていくことが大切です。

（２）介護・福祉人材の確保

介護・福祉人材は、地域包括ケアシステムの構築、特に要介護高齢者の生活支援や増大する介護サービスへの対応に不可欠な社会基盤です。しかしながら、賃金水準が低調であることや、業務の過酷さなどの要因により人材の確保が難しい事態となっています。

本村においても介護・福祉人材は慢性的に不足している状況にあり、深刻な課題となっています。

（３）地域福祉を推進する連携の体制づくり

福祉サービスを提供するうえでは、行政によるサービスのみできめ細やかに対応することが難しくなっていることから、公的なサービスのみならず、地域住民同士の助け合いを促進していく必要があります。

アンケート調査結果によると、今後地域福祉を充実させるためには、行政による積極的な情報提供や地域活動に関する相談や拠点となる場所づくりが求められています。今後は地域福祉への村民の関心を高めるとともに、地域における助け合いを促進するための場づくりや情報提供を行っていくことが重要です。

第３章　計画の基本的な考え方

１　基本理念

本村では、高齢化の進行とともに、世帯の小規模化や高齢者のみの世帯の増加が確実に進んでいます。また、社会経済状況の大きな変動の中、個人の価値観やライフスタイルの多様化も進んでいます。

家族や地域における「つながり」が薄れつつある現在、高齢者や子どもたち、障がいのある人たち等、地域に暮らす人々が、地域を構成するかけがえのない一人として生活していくためには、すべての住民が住み慣れた家庭や地域において、お互いを思いやる心をもち、ともに助け合うことが大切です。そして、特定の人が特定の人を「支える」一方向の関係ではなく、「支え合う」双方向の関係を築き、その関係性を深めていくことが重要です。

第４期赤井川村総合計画「わたしの赤井川2025プラン」では、保健・医療・福祉分野の基本目標として「健やかで安心して暮らせるあかいがわ」を掲げて施策を推進しています。

本計画においてもこの基本目標を念頭に置き、地域における人と人とのつながりやお互いの関係性を深めていくための仕組みをつくることを目指します。そして、その過程を通じて、地域福祉の充実を図っていくという思いを集約し、次の基本理念を掲げ、その実現を目指します。

基本理念

地域と人のつながりを深め
安心して暮らせるむら

２　基本目標

基本理念の実現に向けた本計画の基本目標として、以下の４つの柱を設定します。

（１）地域を支える人づくり

私たちの赤井川村で安心して幸せに楽しく生活していくのに必要なのは、地域福祉を支える様々な「人の力」です。

本村はすでに高齢化率が40%を超える地域が出てきており、今後は村民の約半数が65歳以上となることも予想されます。そうした中、地域の担い手不足が今後深刻化していくことから、地域住民がボランティア活動や地域活動に参加できるような動機づけや方策などを検討します。

（２）保健福祉を支える仕組みづくり

村民が気軽に相談できる相談体制の拡充、相談機能の強化を図るとともに、関係機関と連携し、利用者が必要とするサービスに容易にアクセスできるようわかりやすい情報提供に努めます。

また、障がいのある方や高齢者などのすべての人の様々な生活ニーズに対応し、住み慣れた地域で継続して生活できるよう、包括的な支援の体制整備を図ります。

そのため、支援を行う事業の充実、保健・医療・福祉の関係機関の連携体制を強化するとともに、サービス提供事業者や介護支援専門員相互の連携を支援します。

（３）安心・安全な地域づくり

すべての村民が住み慣れた地域で安全に安心して暮らせるように、災害発生時において支援を要する高齢者、障がいのある方、乳幼児等いわゆる要配慮者への支援を含めた地域での防災体制の整備拡充に努めます。

また、近年増加している特殊詐欺等の犯罪や、バリアフリー化等の施設整備などにも取り組みます。

（４）いのちを支える環境づくり（自殺対策計画）

自殺を予防するためには、「健康問題」、「経済生活問題」、「家庭問題」等様々な分野に対する取り組みが必要です。また、本人だけでなく、家庭、学校、職場、地域コミュニティ、民間団体等が連携して地域全体で取り組んでいくことも重要です。

村民一人ひとりがかけがえのない命の大切さを考え、ともに支え合う環境づくりを目指すため、自殺対策を総合的に推進するための施策に取り組みます。

3　施策の体系

地域と人のつながりを深め　安心して暮らせるむら

基本目標	施策と主な事業
1　地域を支える人づくり	（1）地域福祉の土壌づくり
	（2）支え合いの仕組みづくり
	（3）地域活動の促進
2　保健福祉を支える仕組みづくり	（1）情報提供と相談支援体制の充実
	（2）健康づくり・介護予防の推進
	（3）サービス提供体制の充実
3　安心・安全な地域づくり	（1）防災・防犯対策の推進
	（2）権利擁護の推進
	（3）快適な生活環境の整備
4　いのちを支える環境づくり（自殺対策計画）	（1）住民への周知と啓発
	（2）自殺対策を支える人材の育成
	（3）地域におけるネットワークの強化
	（4）生きることの促進要因への支援
	（5）児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育

第４章　施策の展開

１　地域を支える人づくり

近年は一億総活躍社会づくりが進められる中、福祉の分野においても、「支えて側」と「受けて側」に分かれるのではなく、地域の住民が役割をもち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現が求められています。

■アンケート調査より

〇近所付き合いの考え方として、「近所であいさつをしたり、協力することは当然だと思う」は 45.1%、「助け合って暮らしていくことが大切だと思う」も 39.2%となっており、村民には地域福祉に関する素地が十分にあると考えられます。
〇また、「福祉課題については、行政も住民も協力し合い、ともに取り組むべきである」と回答した人が 54.9%を占めており、地域福祉の考え方は村民に浸透してきています。
〇一方、地域活動には「機会があれば参加したい」が 68.0%となっており、参加機会をいかにつくっていくかが課題となっています。
〇地域で協力して行った方がいいと思うことは「ひとり暮らし高齢者の見守り活動」が 50.0%で、地域での見守り活動を進めるための仕組みづくりが必要です。

■施策体系

- 地域を支える人づくり
  - （１）地域福祉の土壌づくり
  - （２）支え合いの仕組みづくり
  - （３）地域活動の促進

（１）地域福祉の土壌づくり

多くの村民が住み慣れた地域で、生きがいをもち、自立して暮らし続けたいと願っています。地域でお互いが支え合って安心して生活していくためには、住民一人ひとりが地域の福祉を支えているという意識をもって協力し合うことが重要です。

また、地域に認知症の人や障がいのある人がいる場合、同じ地域に住む人がこれらの人について正しい知識をもち、お互いが理解を深めていくことが重要です。

本村では、広報や回覧板を通じて福祉に関する情報や福祉団体の活動を周知するとともに、社会福祉協議会だよりを通じてその活動状況の広報活動を行っています。

しかし、地域福祉に関する考え方は浸透しつつありながらも、地域福祉への関心は高いとはいえず、地域の人々が支え合い、交流し、活動に参画することで地域が活性化することを広く伝え、支え合い意識の醸成を図るとともに、地域活動を担う人材の育成を進めていく必要があります。

■主な取組

取組	取組内容	担当課 実施主体
福祉についての広報・啓発	家庭や行政区、老人クラブをはじめとする団体等が福祉についての理解・知識を高めるための広報、啓発活動を支援します。	保健福祉課 介護保険課
学校における福祉学習の推進	小学校は総合学習の中で高齢者・障がい者、ボランティアなどを学ぶ時間をつくります。 中学校は生徒会活動や部活動などを通じて福祉ボランティア体験や高齢者との交流に取り組みます	教育委員会
社会福祉協議会と連携強化	村における福祉の中心的担い手である社会福祉協議会と今後より一層の連携強化を図ります。	保健福祉課 介護保険課
地域活動を担う人材の育成	地域住民や地域活動団体などに対して、地域活動を担うリーダーなどの人材育成に向けて、活動にあたって必要となる技能を習得し向上できるよう、様々な分野の学習や講座の実施を検討します。	保健福祉課 介護保険課

（２）支え合いの仕組みづくり

少子高齢化の進行や核家族化・単身世帯の増加などにより、地域や家族で支え合う社会のつながりが希薄化していることに伴い、それぞれの地域でひとり暮らしの高齢者や認知症の高齢者など、見守りが必要な人が増加しています。

そのような中、村内では各地区に民生委員を配置し、地区住民の困りごとや心配ごとへの相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへのつなぎ役として活動しています。

また、認知症高齢者の見守りを行うため、平成29年度より警察、消防、福祉事業者、民間企業等とＳＯＳネットワーク会議を開催し、協議を重ね、平成30年８月から「赤井川村ＳＯＳネットワークシステム」の運用を開始しました。

子どもが駆け込むことができる「子ども110番の家」は村内に78軒設置されており、生活指導推進連絡協議会が参加世帯のとりまとめや、ステッカーの更新作業を行っています。

今後も、より多くの人に支援の輪に加わってもらい、きめ細かな支援体制を構築していくことが求められています。

■主な取組

取組	取組内容	担当課 実施主体
民生委員児童委員への支援	村民の生活支援をするとともに、相談役として活動している民生委員の活動への支援を行います。また、定期的に民生委員協議会を開催し、情報共有、連絡調整を行います。	保健福祉課
ＳＯＳネットワークシステムの構築	徘徊が心配される方について事前登録をし、村内の協力機関（警察、消防、民生委員、区会、社会福祉協議会、交通機関、商店、金融機関等）により見守りを行います。また、行方不明時に捜索への協力を行います。	介護保険課
高齢者の見守り活動の推進	緊急通報システムの運用を今後も継続します。また、ＳＯＳネットワーク、災害時要配慮者への支援体制を含めた、地域における総合的な見守りシステムの構築に向けた準備と検討を進めます。	保健福祉課 介護保険課
子育て家庭の見守り活動の推進	乳幼児健診、乳幼児相談、赤ちゃん健康訪問等を通して、子育て家庭を見守り、家庭のサインを早期にキャッチして適切な支援に結びつけます。	保健福祉課
子どもの安全対策の推進	子どもが不審者から声を掛けられた場合などに駆け込むことができる「子ども110番の家」等に取り組む生協等への支援を継続します。	保健福祉課 生活指導連絡協議会

（３）地域活動の促進

人間関係がだんだん疎遠になっている現代においても、多くの人が、人の役に立ちたい、お互いに仲間でありたいと願っていることは、東日本大震災等におけるボランティアの活動をみても明らかです。

地域福祉を推進するためには、地域住民と関係機関、行政の協働が必要ですが、高齢化の進行等により、地域福祉の担い手が固定化、高齢化する傾向にあり、新たに地域活動を担う人材を発掘・養成していく必要があります。

本村では、区会活動に対して助成金を交付し、地域の主体的な活動を支援しています。また、保健推進員や地域包括支援センターが主体となって定期的に地域サロンを開催しているほか、認知症カフェも不定期に開催されていますが、主に本村地区での開催となっており、遠方からの参加者は交通手段の確保が課題となっています。

高齢者の見守り、防災、世代間交流をはじめ、地域のセーフティーネットとして区会及び

地域の役割は、今後さらに重要になってくると考えられます。

今後も、多様な地域福祉のニーズに対応するために、区会や地域の活動を支援するとともに、老人クラブやボランティア団体などの活動への支援を行います。

■主な取組

取組	取組内容	担当課 実施主体
区会活動への支援	区会が主体となって行われる様々な活動を支援します。	総務課
老人クラブの活動への支援	老人クラブが主体となって行われる様々な活動を支援します。	保健福祉課
地域における交流活動への支援	地域におけるサロン活動や認知症カフェをはじめとする様々な交流活動を支援します。	保健福祉課 介護保険課 地域包括支援センター
認知症サポーターの養成等	認知症について、正しく理解し、偏見を持たず認知症の方や家族に対し温かい目で見守るため、「認知症サポーター」を養成する講座を開催し、各団体及び地域の協力を得ながら介護者の負担軽減を図ります。	介護保険課 地域包括支援センター
ボランティア活動の促進	ボランティア活動の活性化を図るため、村民のボランティアに対する意識啓発を行うとともに、社協を中心として情報提供・利用の相談窓口の整備、団体間のネットワークづくりを促進します。	社会福祉協議会

2　保健福祉を支える仕組みづくり

各種福祉分野の法制度の改定を背景に福祉サービスが複雑化しており、村民にとっては適切な福祉サービスを選択し、利用することが難しくなっています。そのため、支援を必要とする人が適切に福祉サービスを利用できるよう、情報提供や相談支援体制の充実が必要です。

また、近年は社会環境や生活習慣の変化などにより、ストレスを抱える人や生活習慣病にかかる人が増加しており、健康づくりに注目が集まっています。

村では、介護予防の実施等により、高齢者の自立支援を図っていますが、困難を抱える方も含めたすべての村民が、生涯にわたって健康に、地域で活き活きと暮らすことができるよう、社会参加の場をさらに充実していくことが必要です。

■アンケート調査より

○地域活動を活発にしていくために必要なことは、「地域活動についての情報提供を積極的に行う」が 34.0%で最も多く、「地域活動に関する相談や拠点となる場所をつくる」が 26.5%で続いています。

○地域福祉の充実のために村が積極的に取り組むべきこととして、「高齢者や障がい者等になっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」が 44.4%で最も多くなっているほか、「健康診断・がん検診などの保健医療サービスの充実」も上位回答となっています。

■施策体系

- 保健福祉を支える仕組みづくり
  - （１）情報提供と相談支援体制の充実
  - （２）健康づくり・介護予防の推進
  - （３）サービス提供体制の充実

（１）情報提供と相談支援体制の充実

地域には、高齢者、障がい者、子育て中の家庭、生活困窮者など、様々な福祉サービスを必要とする人がおり、特に、複数の問題がある人や、相談したい内容が不明確な人、虐待に関する問題がある人、従来の対象者別の福祉サービスの狭間となる人などに対しては、相談内容から課題を分析して適切な支援につなげていく必要があります。

本村ではこれまで、役場の窓口、地域包括支援センター、民生委員、各種相談機関などにおいて村民からの相談を受け付け、対応を行ってきました。さらに、生活支援コーディネーターを配置し、地域の実情を把握しています。

また、多職種連携の一環として地域ケア会議を月１回程度開催し、情報交換を行っています。

今後も、これらの相談体制を維持するとともに、各機関の連携を強化し、様々な問題を解決できる体制を充実させていく必要があります。

■主な取組

取組	取組内容	担当課 実施主体
相談窓口の充実	地域包括支援センターでの相談や、法律相談、人権相談、消費者相談等各種専門相談業務の充実に努めます。	介護保険課 総務課 産業課 社会福祉協議会
身近な相談体制の確保	民生委員児童委員や各種相談員の活動をより強化するために、研修や情報提供等の充実を図り、その活動を支援します。	保健福祉課
総合的な相談窓口の設置	地域における総合的な相談窓口としての機能を提供します。	介護保険課
地域ケア会議の開催	地域ケア推進会議及び地域ケア個別会議を月１回程度開催し、地域における福祉課題の把握や情報共有、連携に努めます。	介護保険課
相談機関との連携による情報の提供	赤井川診療所、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、サービス事業所の連携により、情報共有及び情報提供体制の充実に努めます。	保健福祉課 介護保険課 社会福祉協議会

（２）健康づくり・介護予防の推進

現在の高齢社会においては、要介護状態にならないための健康づくりが重要です。

健康づくりや介護予防は、地域のみんなで取り組もうとする行動が起きています。健康であることはすなわち、地域を支える側に立つことであり、それが生きがいとなり健康を増進するという好循環が生まれます。

本村では、20歳以上の村民を対象にした住民健診（特定健診を含む）を年１回実施し、同時に胃がん、大腸がん、肺がん検診を受けることができるなど、健診・検診を受けやすい環

境づくりに努めています。また、村民の健診に対する関心は高く、健診受診率は46～50%と高く推移しています。

区会においても自主的な健康づくり、体力づくり活動が行われており、健康講話や運動指導等を通じて区会の健康づくり活動等への支援を行っています。

また、悠楽学園大学（高齢者大学）事業を通じ、健康づくりを取り組んでおり、今後も継続が望まれます。

■主な取組

取組	取組内容	担当課 実施主体
健康づくりの周知・啓発	区会の健康づくり活動への支援や住民健診後の結果説明会の開催、健康相談などを通じて、健康づくりの大切さを村民に周知します。	保健福祉課
健康づくりの場の充実	各種スポーツ大会開催、歩こう会、春のカルデラ散策など、地域の特性を活かしたスポーツの充実を図ります。また、ペタンクやフロアカーリングなどレクリエーションスポーツの集いを開催します。	教育委員会 社会福祉協議会 保健推進員協議会
健康診査の充実	特定健康診査や各種がん検診などを受けやすい環境づくりに努めます。また、広報紙や防災無線を利用したアナウンスや受診勧奨を通じて、今後も受診率の向上に努めます。	保健福祉課
介護予防事業の推進	「元気はつらつ教室」や「昔の若人おしゃべりサロン」などを通じて、介護予防事業を推進します。 「地域介護予防活動支援事業」「地域リハビリテーション活動支援」について、今後活動推進の方法を検討します。	介護保険課 地域包括 支援センター
悠楽学園大学事業の推進	悠楽学園大学事業における学習の機会づくりや健康づくり活動を推進します。	保健福祉課
保健・医療・福祉の連携強化	行政や福祉サービス事業所、医療機関との連携を進め、介護と医療に関する情報が相互に得られる仕組みづくりに努めます。 また、医療マップづくり等、医療・介護連携の仕組みづくりの検討を進めます。	介護保険課

（３）サービス提供体制の充実

住み慣れた地域で自立した生活を続けるには、様々な福祉サービスを利用して、生活を成り立たせなければなりません。福祉サービスを必要としている人は多様化しており、これまでのサービス事業所だけでは解決できない問題が出てくることも予想されます。

必要とされる福祉サービスが行き届くようにするためには、利用者の生活課題や福祉ニーズを把握して、適切な管理運営を行ったうえで、村及び社会福祉協議会によるサービスや地域のボランティア活動・民間事業者などのサービスを、必要に応じ組み合わせていくことが

大切です。

今後も福祉ニーズの把握に努め、既存の福祉サービスの充実を図るとともに、質の向上に取り組みます。

■主な取組

取組	取組内容	担当課 実施主体
在宅サービスの充実	訪問介護、通所介護などの在宅サービス及び「生きがいデイサービス」の提供を継続するとともに、村外事業所の利用を含めた、介護予防に資するサービスの検討を進めます。	介護保険課
サービスの質の向上への支援	村内の事業者が提供するサービスの質の向上を図るため、研修会に関する情報提供や参加勧奨を行います。	介護保険課
生活支援サービスの充実	日常生活に支援が必要な方に対し、買い物支援など支援を継続します。また、住民の生活に即した生活支援サービス創出の検討を進めます。	介護保険課 保健福祉課 社会福祉協議会
子ども・子育て支援サービスの充実	子ども・子育て支援事業計画に基づき、各種子育て支援サービスを提供します。	保健福祉課
生活支援コーディネーターの育成	村全体（第１層）と、村内地域ごと（第２層）に、それぞれ生活支援コーディネーターを配置します	介護保険課
ボランティア団体、ＮＰＯ等への支援	ボランティア、ＮＰＯ等による地域課題解決に向けた取り組みを支援するなど、地域における住民の主体的な取り組みを推進します。	保健福祉課
介護サービス３事業の効率的な運営	訪問介護、デイサービス、居宅介護支援事業所について、効率的な運営を目指す取り組みを推進します。	介護保険課

3　安心・安全な地域づくり

近年の地震や大雨等による災害時に、避難できずに地域で孤立する人などがおり、平常時からの地域でのつながりの重要性が指摘されています。また、高齢化や核家族化等により、地域で協力して防犯に取り組むことがより一層重要となっています。

また、高齢者や障がい者、子育て中の家庭等、様々な人が住み慣れた地域で安心して生活するためには、外出のための移動手段が確保されていることや、すべての人が利用しやすいように、施設が整備されていることが必要です。

■アンケート調査より

〇災害などの緊急時に避難できないと回答した人のその理由は「避難場所がわからない」が 44.9%と多く、今後も防災対策の周知・啓発を継続する必要があります。
〇地域における災害時の備えとして重要なことは「日頃からのあいさつ、声かけや付き合い」が 48.4%で最も多く、日頃の近所付き合いが災害時の備えとして大切であることは村民に認識されていると考えられます。
〇また、災害時の備えとして重要なこととして「地域における災害時に支援が必要な人の把握」(38.2%)、「危険箇所の把握」(30.4%) も多く、これらへの対応は今後も求められます。

■施策体系

- 安心・安全な地域づくり
  - （１）防災・防犯対策の推進
  - （２）権利擁護の推進
  - （３）快適な生活環境の整備

（１）防災・防犯対策の推進

近年、私たちの身近な地域でも大規模な災害が発生しており、人々の防災に対する関心が高まっています。災害発生時には、自分の身は自分で守ることが最も重要ですが、高齢者や障がい者の中には自力で避難することが困難な人もおり、あらかじめこれらの人への支援体制を整えておく必要があります。

本村では、地域防災計画において、避難行動要支援者に対する防災情報の伝達体制や避難誘導などの支援体制について定めていますが、防災に対する村民への啓発活動を積極的に行っているとはいえない状況にあります。

災害による被害を最小限におさえるためにも、これまでの防災・減災対策を充実させるとともに、村民への防災に対する意識づけが必要です。

■主な取組

取組	取組内容	担当課 実施主体
防災に対する啓発	自助・共助・公助に関する周知・啓蒙を行い村民に“自分の身は自分で守る”という意識づけを図ります。	総務課
防災に関する情報提供の充実	広報あかいがわ及び原子力防災だより等により災害への備えなどの情報提供を行います。また、災害種類ごとに危険箇所や避難所等の情報を共有し、地域住民の防災意識の高揚を図るため、ハザードマップの更新を検討します。	総務課
災害時要配慮者の把握	整備した災害時要配慮者のリストをもとに、関係機関等との状況共有の準備を進めます。また、避難経路の設定や支援マップ等については、必要の是非を含め検討を進めます。	総務課 保健福祉課 介護保険課
地域防犯体制の充実	広報あかいがわや防災無線等を用いて、防犯に関する情報提供を継続します。 また、余市警察署等の関係機関と連携し、啓発活動を行います。	総務課

（２）権利擁護の推進

支援が必要な人たちの権利を守るという動きが近年の我が国では急速に広まってきています。これまで以上に人権を守り、その人らしい暮らしをその人の選択で行えるような取り組みが広がっています。

本村においても、認知症や障がい等により判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、成年後見制度の周知を図るとともに、その利用を促進するため、成年後見制度利用支援事業を行っています。

今後も、これまで進めてきた施策を継続するとともに、障がいのある方等の差別解消に向けた取り組みの充実を図ることが必要です。

■主な取組

取組	取組内容	担当課 実施主体
人権尊重の推進	虐待防止の周知や被虐待者の権利擁護についての啓発など虐待における正しい理解の普及を図ります。	総務課 保健福祉課 介護保険課
虐待防止の推進	高齢者・障がい者虐待防止マニュアルを作成するとともに、虐待防止ネットワーク会議の設立を進め、虐待の早期発見、虐待防止に取り組みます。	保健福祉課 介護保険課
成年後見制度の周知	成年後見制度を村民に周知し、利用を促進します。	介護保険課
成年後見制度の利用者への支援	成年後見制度の利用が必要な人で、身寄りがないなどの事情で申し立てができない場合は、村長が代わって申し立てを行うことにより、利用を支援します。	保健福祉課 介護保険課
障がいのある方への差別の解消	平成28年に施行された「障害者差別解消法」に基づき、村民を対象に障がいのある方への差別意識の解消に向けた、広報などの取り組みを推進します。	保健福祉課

（３）快適な生活環境の整備

高齢者や障がい者、子育て中の家族等、様々な人が住み慣れた地域で安心して生活するためには、外出のための移動手段が確保されていることや、すべての人が利用しやすいような施設が整備されていることが必要です。

本村ではこれまで、公共施設は改修の際にバリアフリー化やユニバーサルデザインへの対応を推進してきました。

今後も、新たに施設を整備する際には、高齢者や障がいのある方、児童等が安全で利用しやすい施設の整備に努めるとともに、外出のための移送手段の確保に向けた検討を進めます。

■主な取組

取組	取組内容	担当課 実施主体
公共施設等のバリアフリー化	公共施設や村営住宅の整備、改築、改装時に、高齢者や障がいのある方等が利用しやすいよう、施設のバリアフリー化を推進します。	建設課
道路・橋りょうの維持補修	快適で安全な道路環境の整備ときめ細かな維持管理を行います。また、村道の改修と時期と合わせて、利用者の安全安心の確保と快適な道路サービスの提供に努めます。	建設課
交通安全施設の維持管理	道路利用者の安全な通行環境を確保するため、交通安全灯などの交通安全施設の適切な維持管理を行います。	総務課 建設課

取組	取組内容	担当課 実施主体
交通安全推進活動の充実	交通事故防止、交通安全意識の高揚を図るため、交通安全運動期間やイベントでの啓発活動を実施します。	総務課 建設課
通学路安全推進会議の開催	村内の通学路について、児童生徒が安心して通学できるよう、委員が合同で現地調査等を実施します。	建設課 教育委員会
移動支援の充実	現在は社会福祉協議会が独自事業として移動支援事業を無償で実施しています。今後は地域生活を支える全体的な枠組みの中で移動支援を位置づけるなど、新たな仕組みづくりを検討してまいります。	総務課 介護保険課 保健福祉課
シルバーハウジングの整備	老朽化した村営住宅を解体します。既存のシルバーハウジングの適切な維持管理を行います。 新たなシルバーハウジングの整備を検討します。	建設課

４　いのちを支える環境づくり（自殺対策計画）

我が国では年間の自殺者数、自殺死亡率は減少傾向にありますが、2017年（平成29年）には年間21,321人、１日平均60人近くが自殺で亡くなっており、深刻な事態が続いています。

このような中、国をあげて自殺対策を総合的に推進するため、2016年（平成28年）には自殺対策基本法改正、その後2017年（平成29年）には自殺総合対策大綱が見直され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、自殺対策をより一層推進することとしています。

■アンケート調査より

〇自殺は自分自身にかかわる問題だと思うかを年齢別でみると、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計は 30～39 歳が 44.7%、60～69 歳が 42.8%、70 歳以上が 41.0%と多くなっています。

〇悩みなどを誰かに相談したり、助けを求めることにためらいを感じるかどうかをみると、「ためらいを感じる」（13.7%）、「どちらかといえばためらいを感じる」（32.0%）を合計すると 45.7%と約半数が人にためらいが感じられる状況です。

〇今後求められる自殺対策は、「様々な悩みに対応した相談窓口の設置」（31.4%）と「地域やコミュニティを通じた見守り・支え合い」（30.7%）が上位回答となっており、地域福祉の充実と併せて自殺予防対策を進めていく必要があると考えられます。

■施策体系

- いのちを支える環境づくり
  - （１）住民への周知と啓発
  - （２）自殺対策を支える人材の育成
  - （３）地域におけるネットワークの強化
  - （４）生きることの促進要因への支援
  - （５）児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育

（１）住民への周知と啓発

自殺に追い込まれる危機は「誰にでも起こり得る」ことですが、危機に陥った人の心情や背景は、様々な要因が複雑に絡み合っていることもあって、理解されにくいという現実があります。

自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、暮らしの危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるように、普及啓発活動を推進します。

また、社会における生きづらさは様々であることから、村民自らが、周囲の人間関係の中で不調に気づき、助けを求めることが適切に実現できるための教育や啓発を図ります。

■主な取組

取組	取組内容	担当課 実施主体
自殺予防週間、自殺対策強化月間を通じた啓発活動	自殺対策基本法に規定される９月の自殺予防週間（９月１０日から１６日まで）及び自殺対策強化月間（３月）に、道、団体等と連携した啓発事業等を実施し、住民一人ひとりの自殺のサインへの気づきや適切な対処方法等の理解の促進を図ります。	保健福祉課
うつ病等についての普及啓発の推進	住民を対象とするうつ病等に関する講演会等を実施し、うつ病等の精神疾患についての正しい理解や早期休息・早期相談・早期受診の重要性等に関する普及啓発を進めます。	保健福祉課

（２）自殺対策を支える人材の育成

自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応を図るため、自殺に関する正しい知識を知り、自殺の危険を示すサインに気づいて、適切な対応・連携を図ることのできる「ゲートキーパー」の役割を担う人材の養成に努めます。

また、自殺の要因は多岐にわたることから、行政と関係機関、民間団体が協働し、地域や学校、職場等、様々な場面で自殺を予防するための人材の確保と養成を図ります。

■主な取組

取組	取組内容	担当課 実施主体
役場職員向けゲートキーパー養成講座の開催	自殺のリスクを抱えた住民を早期に発見し、支援へとつなぐ役割を担える人材を育成するために、スキルアップ研修や新規採用職員研修、職員接遇研修等の、役場職員を対象とした各種研修の機会を活用し、自殺対策に関する研修に関係職員を派遣します。	保健福祉課

取組	取組内容	担当課 実施主体
専門職向けゲートキーパー養成講座の開催	保健、医療、介護、福祉、経済、労働等、様々な分野において相談・支援等を行う専門職従事者に対し、ゲートキーパー養成講座の受講を推奨します。	保健福祉課

（３）地域におけるネットワークの強化

自殺の多くは、家庭や学校、職場の問題、健康問題などの様々な要因が関係しているものであり、それらに適切に対応するためには、地域の多様な関係者が連携、協力して、実効性ある施策を推進していくことが大変重要となります。このため、自殺対策に係る相談支援機関等の連携を図り、ネットワークの強化を進めます。

■主な取組

取組	取組内容	担当課 実施主体
要保護児童対策協議会における普及啓発及び研修の実施	子どもに関わる地域の関係者が集まる要保護児童対策協議会において、自殺対策の情報共有等を行い、支援の共通認識を図ります。	保健福祉課
庁内外の連携関係の強化に向けた研修の実施	様々な分野における支援策を連動させ、各関係機関同士の連携をさらに強化していくために、各分野の支援策や相談窓口の情報等について、相談担当職員がともに学ぶ研修会等を開催します。	保健福祉課

（４）生きることの促進要因への支援

自殺対策は「生きることの阻害要因（過労・生活困窮・育児や介護疲れ・いじめや孤立等）」を減らし、「生きることの促進要因（自己肯定感・信頼できる人間関係・危機回避能力等）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させることが必要です。

そこで、本村においても自殺対策と関連の深い様々な分野における取り組みを幅広く推進します。

■主な取組

取組	取組内容	担当課 実施主体
相談支援体制の充実	納税相談、生活相談、健康相談、経営相談など、様々な相談機関において自殺予防に関するスキルを高めるとともに、ＳＯＳのサインにいち早く気づき、関係機関につなげます。	保健福祉課 介護保険課 地域包括 支援センター

取組	取組内容	担当課 実施主体
子どもの居場所づくりの推進	放課後子ども教室など、放課後の子どもの居場所を提供します。また、貧困など困難な状況にある子どもの居場所として、食事をすることができる場や学習支援を受ける場などの設置を検討します。	教育委員会
高齢者の居場所づくりの推進	高齢者の生きがいづくりにつながる、老人クラブやサロンなどの活動を支援します。	保健福祉課 介護保険課 地域包括 支援センター
子育て支援センターの運営	乳幼児とその保護者が相互に交流できる場として、子育て支援センターを運営し、子育てについての相談や各種情報の提供、助言等の提供を通じて、保護者の子育てに伴う不安感を緩和します。	保健福祉課
うつ等のスクリーニングの推進	健康相談やひとり暮らし高齢者訪問、乳児家庭全戸訪問事業等の機会を活用して、うつ等の可能性のある人の早期発見に努め、個別の支援につなげます。	保健福祉課 介護保険課

（５）児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育

いじめを苦にした児童生徒の自殺が大きな社会問題となる中、自殺対策基本法の改正では、学校におけるＳＯＳの出し方教育の推進が盛り込まれました。

このため本村でも、命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいかの具体的かつ実践的な方法を学び、同時に、つらいときや苦しいときには助けを求めてもよいということを学ぶ教育（ＳＯＳの出し方教育）を行うことにより、直面する問題に対処する力やライフスキルを身に付けることができるよう取り組みます。

■主な取組

取組	取組内容	担当課 実施主体
こころの健康教育	小学校や中学校において、こころの健康に関する指導を行い、不安や悩み、ストレスへの適切な対処について指導します。	教育委員会
命の大切さを伝える教育の実施	学校の教育活動全体を通じて、児童生徒が、自分の命や他の人の命の尊さを理解することができるよう、「いのちの授業」を実施します。	教育委員会
相談窓口の周知	いじめや悩み事等に関する相談窓口を児童生徒及び保護者等に周知します。	教育委員会

取組	取組内容	担当課 実施主体
ＳＯＳの出し方に関する教育の実施	小・中学校等において、いじめ等の様々な困難やストレスに直面した際に、信頼できる大人や相談機関に早めに助けの声をあげられるよう教育を行います。	教育委員会
保護者向けＳＯＳの気づきの啓発	児童生徒の保護者に対し、子どもが出したＳＯＳのサインについていち早く気づき、どのように受け止め対処するかについて、理解を深めるための講座や啓発パンフレットの配布を行います。	教育委員会
学校への専門家の派遣	各学校へスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣を行い、学校生活やこころの健康に関する相談を受ける体制の充実を図ります。	教育委員会

第５章　計画の推進

１　計画の公表、住民への啓発

地域福祉計画は、行政機関だけの計画ではありません。実現のためには地域住民や地域で活動する各種団体、事業者等、あらゆる個人・団体に計画内容の浸透を図る必要があります。

そのために、広報紙や村のホームページ、パンフレット等を活用し、本計画内容の公表と、継続的な村民への啓発活動の推進を図ります。

２　地域資源の把握・有効活用

地域の様々な問題を解決していくうえで、地域住民一人ひとりが課題について正しく理解し、その解決に向け意欲ややりがいをもって、自主的に行動を起こすことが重要となります。地域で支援を必要としている方を支えるための様々な社会資源の把握に努めるとともに、既存の団体等の新たな活動の展開への支援など、有効活用を図っていきます。

３　計画の点検・評価

本計画の進行管理については、村がその実施状況の把握や評価点検等を行い、計画全体の進行管理を図ります。

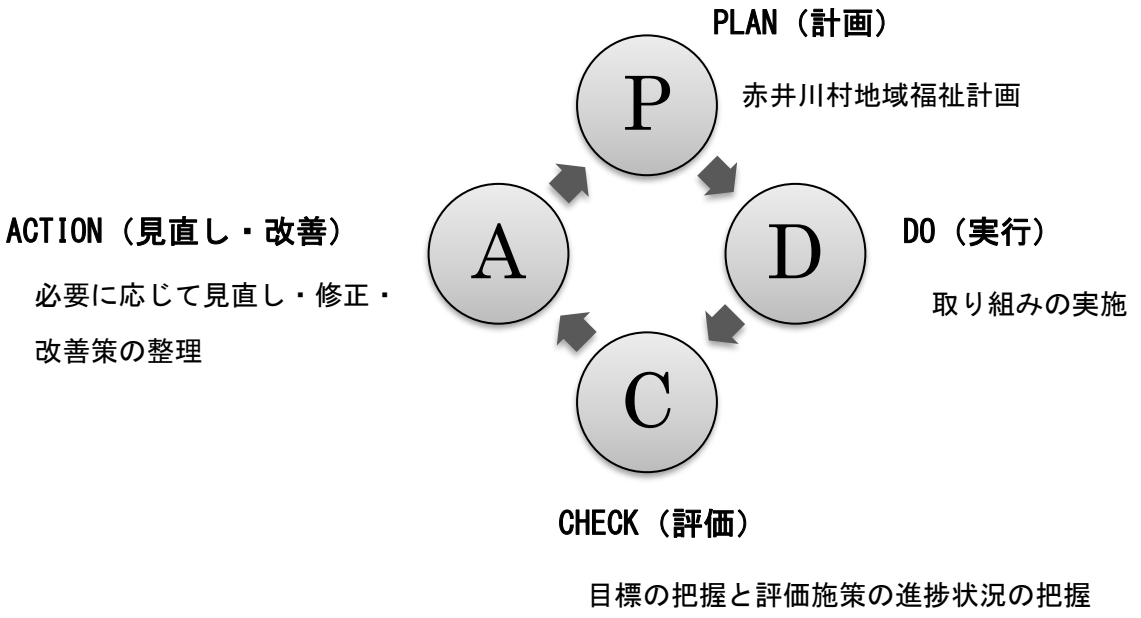

４　地域福祉推進に向けての役割分担

地域福祉を推進し、誰もが暮らしやすい地域社会を構築していくためには、行政、地域住民、地域活動団体（民生委員・児童委員やボランティア団体等）、福祉サービス事業者などが、それぞれに役割を担うことが必要です。本計画では、それぞれの役割を以下のとおり分担します。

（１）行政の役割

①地域住民や地域活動団体、村内外の事業者等の個人・団体が、地域福祉の実現に向けて活動できるよう、相談や支援体制の充実を進める。
②地域住民や地域活動団体、事業者等とともに地域福祉を推進していくための連携、協働を図る。
③問題発生時、緊急時には関連する各組織・団体等と協力の下、地域住民の生命財産の維持確保のために必要な活動を行う。
④「地域住民は福祉を享受するだけではなく、提供者でもある」という村民の意識の向上を促す。
⑤地域福祉を担う人材の発掘・育成や意識の醸成に努める。
⑥村民からの信頼をより高めるための行政職員の意識の向上、行政運営体制の改善など、継続して行政サービスの向上に努める。
⑦福祉施策や地域活動団体へ長期的、継続的な支援に努める。

（２）地域住民、地域活動団体（ボランティア団体等）の役割

①地域住民は福祉を享受するだけではなく、提供者でもあるという自覚をもち、地域や身近な人同士が助け合い、支え合う地域社会の醸成に努める。
②身近で起きている課題を発見し、その解決に向けて行政や地域活動団体等と連携をとる。
③個々の可能な範囲において、行政や地域福祉を推進する各種団体へ積極的に参加・協力を行う。
④災害発生等の緊急時に備えて事前の準備、緊急時の活動への参加に努める。
⑤行政職員や医療・福祉関係従事者の専門職も、地域住民の一員であるという自覚をもち、地域社会の様々な活動に積極的に参加する。

（３）社会福祉協議会、福祉サービス事業者等の役割

①地域社会に必要な福祉サービス等の供給に努める。
②サービスの質の向上に努める。
③行政や地域活動団体との協働に努める。
④継続的なサービス提供に向けた人材の確保と育成、事業内容の改善・向上に努める。

Ⅲ　子ども・子育て支援事業計画

第１章　計画の策定にあたって

１　計画策定の趣旨

今日の子ども･子育てを取り巻く環境の変化は大きく、抜本的な制度改革が求められており、平成27年4月から、わが国の子ども・子育て支援は新制度に移行することになりました。

市町村子ども･子育て支援事業計画は、５年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画として全市町村で策定が義務づけられており、本村においても平成26年度に「赤井川村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、村内のすべての子どもが等しく質の高い教育・保育サービスを受けられる環境の整備に努めてきました。

また、「平成28年国民生活基礎調査」によると、平成27年時点の日本の子どもの貧困率は13.9%となっており、平成24年の調査と比べると貧困率は低下したものの、およそ７人に１人が相対的貧困の状況のもとで暮らしている状況にあります。

こうした子どもたちの厳しい状況などを背景に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成26年1月に施行され、同年８月には、子どもの貧困対策に関する基本方針や当面の重点施策等をとりまとめた「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。

「子供の貧困対策に関する大綱」では、「日本の将来を担う子供たちは国の一番の宝である」との認識のもと、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図ることの重要性を謳っています。

このような状況の中、「赤井川村子ども・子育て支援事業計画」は令和元年度に終期を迎えることとなるため、制度改正や子ども・子育てをめぐる国や道の動きを反映するとともに、子どもの貧困をなくし、すべての子どもたちが夢と希望をもって成長することができる社会の実現をめざした取組を総合的に推進するため、「第２期赤井川村子ども・子育て支援事業計画」を策定することとします。

2　計画の位置づけ

「第２期赤井川村子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づき、市町村子ども・子育て支援事業計画として策定し、「次世代育成支援対策推進法」第８条における「市町村行動計画」を一体的に策定することとします。

また、本計画は「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第９条における「子どもの貧困対策についての計画」としても位置付け、「子供の貧困対策に関する大綱」等の趣旨を踏まえ、子どもの未来を応援するための施策を盛り込むとともに、「赤井川総合計画」を最上位計画とし、村の福祉関係計画等と整合を図ります。

根拠法	子ども・子育て支援法	次世代育成支援対策推進法	子どもの貧困対策の推進に関する法律
市町村計画	市町村子ども・子育て支援事業計画 ≪策定義務あり≫	次世代育成支援市町村行動計画 ≪努力義務≫	子どもの貧困対策についての計画（市町村計画） ≪努力義務≫
性格特徴	○待機児童対策を含め、子育て中の保護者ニーズに対応したサービス基盤の整備をめざす事業計画 ○幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画	○全国的な少子化を受け、総合的対策を講じるための行動計画 ○「赤井川村総合計画」及び「赤井川村地域福祉計画」の子ども・子育て支援にかかる分野別計画	○子どもの貧困対策に向けた対策を講じるための市町村計画 ○「子供の貧困対策に関する大綱」の趣旨を踏まえ、子どもの未来を応援するための計画

第２期赤井川村子ども・子育て支援事業計画

3　関連計画との関係

本計画は、「赤井川村総合計画」及び「赤井川村地域福祉」を上位計画とし、赤井川村における子ども・子育て分野の個別計画として、計画期間における子育て支援サービスの需給状況や子育て関連施策の推進を図るために策定するものです。

また、本計画の策定にあたっては、関連する個別計画との整合性に配慮します。

■他計画との関係（イメージ）

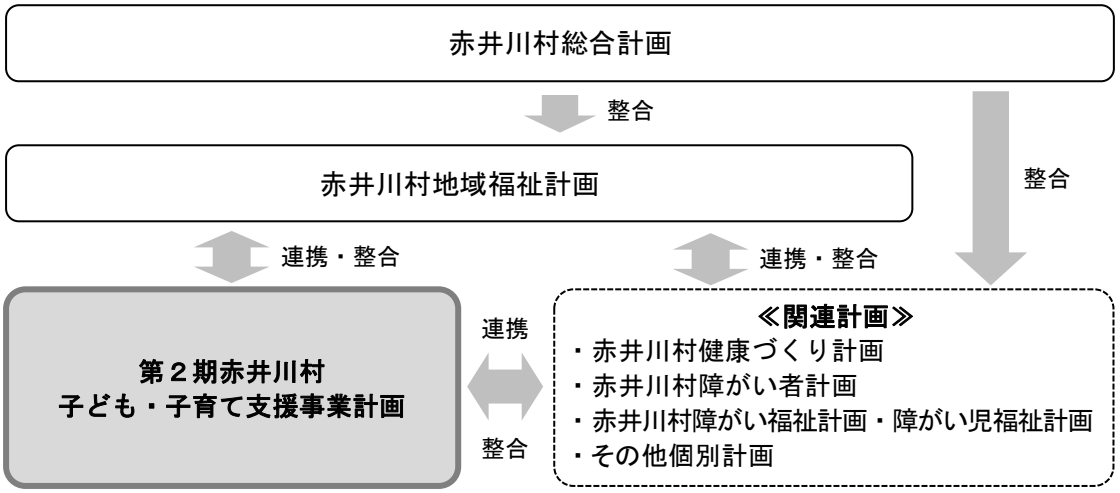

4　計画期間

本計画の期間は、「子ども・子育て支援法」に定める５年間とし、令和２年度から令和６年度までとします。また、状況の変化により、必要に応じ見直しを行うことができることとします。

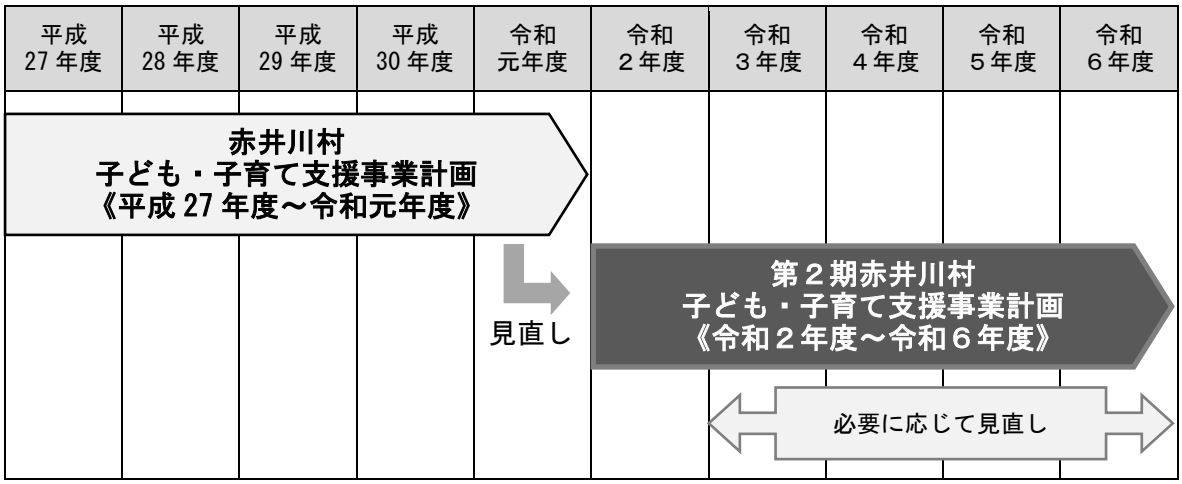

5　計画の策定体制

（１）赤井川村保健福祉推進会議の設置

計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援の担当部門である赤井川村保健福祉課を中心として、計画の策定を進めるとともに、計画策定の基礎資料を得ることを目的として、アンケート調査を実施しました。

また、村民の意見を反映させるため、福祉事業に関わる村民や有識者等を委員として赤井川村保健福祉推進会議を設置し、本計画の内容に関して審議を行いました。

■策定体制のイメージ

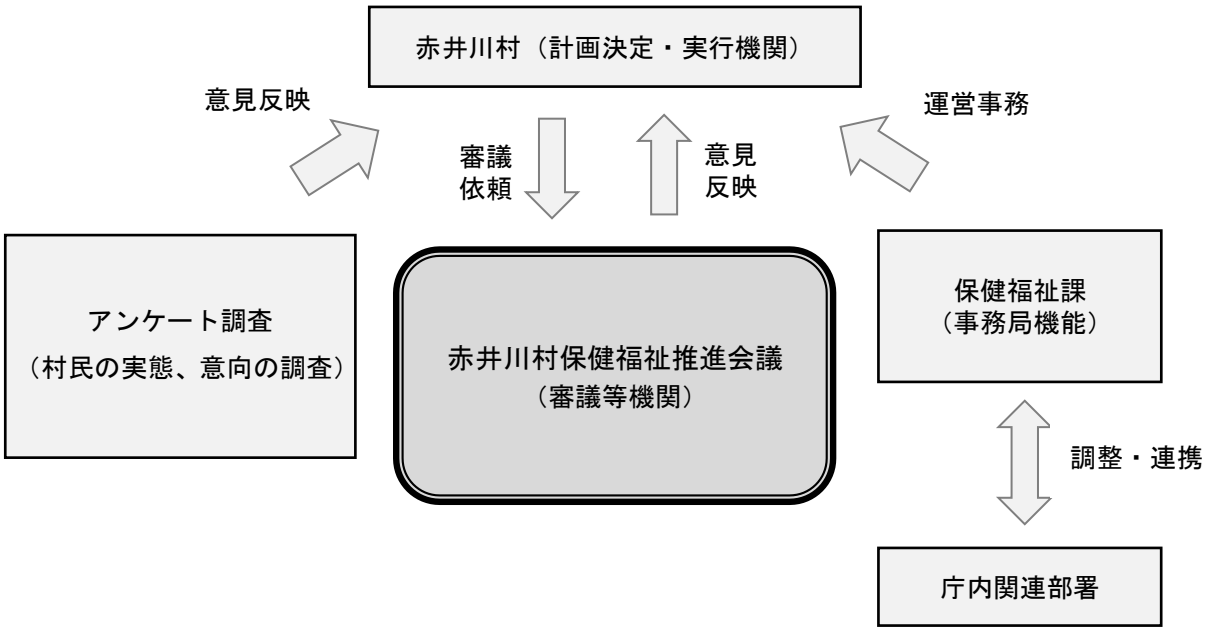

（２）子ども・子育てニーズ調査（アンケート調査）の実施

本村における子育て家庭の現状と今後の意向を把握するとともに、本計画を策定するために必要な基礎データの収集を目的としてアンケート調査を実施しました。

（３）子どもの生活実態調査（アンケート調査）の実施

本村における子どもの貧困対策の推進にあたり、子どもやその保護者の生活実態を把握し、適切な支援につなげていくための基礎資料を得ることを目的として本調査を実施しました。

（４）パブリックコメントの実施

本計画の素案を村のホームページなどで公開し、広く村民の方々から意見を募りました。

第２章　子ども・子育てを取り巻く環境

１　人口や世帯等の状況

（１）総人口の状況

赤井川村の総人口を国勢調査でみると、平成12年の1,512人から減少が続いており、平成27年には1,121人となっています。住民基本台帳で近年の人口をみると、平成28年以降は横ばいに推移しており、令和元年は1,093人となっています。

年齢３区分別の人口割合をみると、年少人口（0～14歳）の割合は概ね横ばいに推移しています。

■年齢３区分別人口の推移

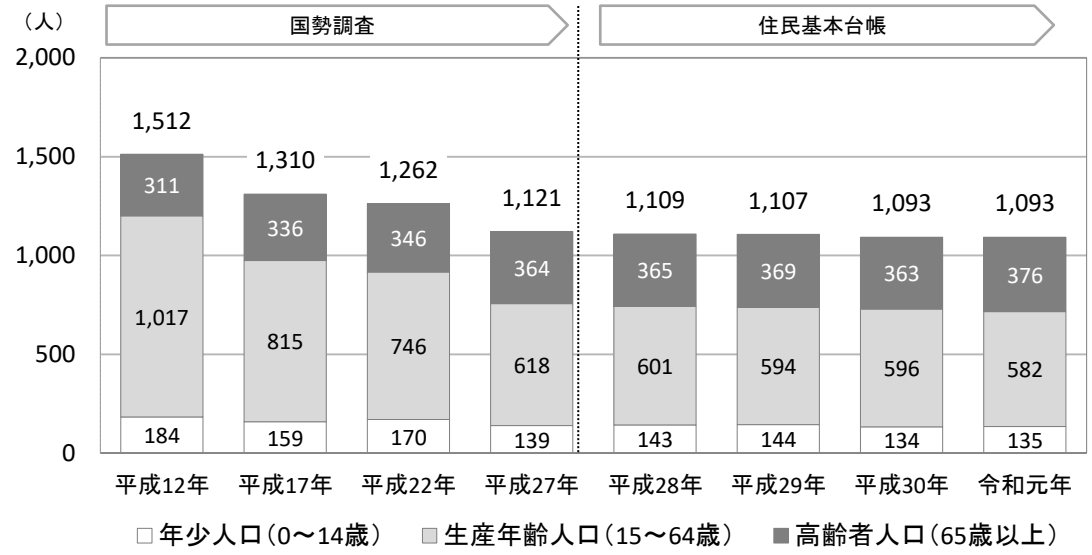

[出典]平成27年まで：国勢調査、平成28年以降：住民基本台帳（各年４月１日現在）

■年齢３区分別人口割合の推移

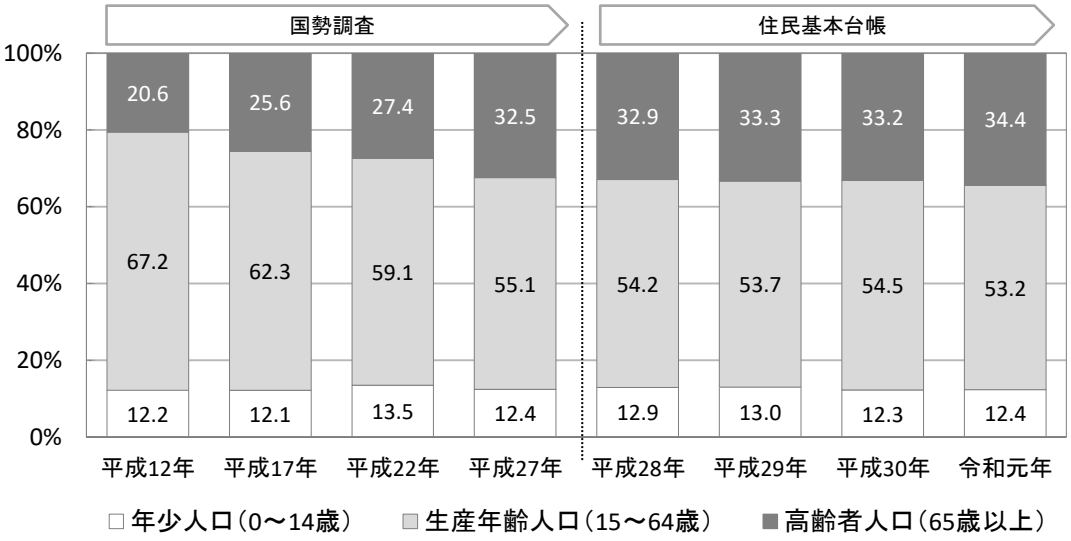

[出典]平成27年まで：国勢調査、平成28年以降：住民基本台帳（各年４月１日現在）

（２）児童人口の状況

0～11歳の児童人口は平成29年から減少が続いており、令和元年は就学前児童が42人、小学生児童が60人の合計102人となっています。

■児童人口の推移

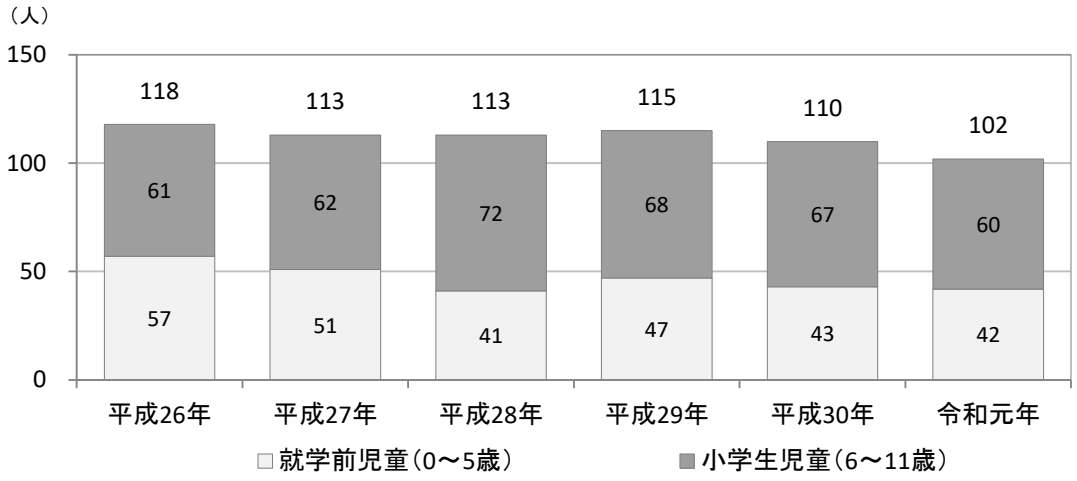

［出典］住民基本台帳（各年４月１日現在）

（３）世帯数の状況

国勢調査による世帯数をみると、総人口と同様に平成７年から減少傾向が続いています。１世帯あたり人員は平成２年が2.23人でしたが、年によってわずかに増減しながら平成27年には2.10人となっています。

■総人口と世帯数の推移

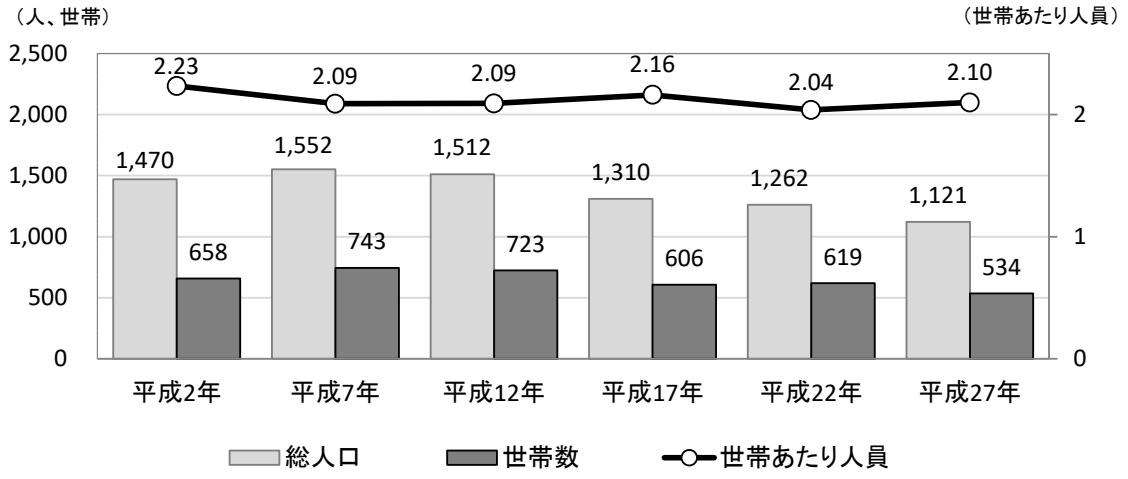

［出典］国勢調査

（４）世帯における家族類型別の割合

国勢調査で18歳未満の児童がいる世帯の家族類型別の割合をみると、平成22年の夫婦と子ども世帯は80.8%でしたが、平成27年は84.5%で3.7ポイント増加しています。

■18 歳未満世帯員のいる一般世帯の家族類型割合

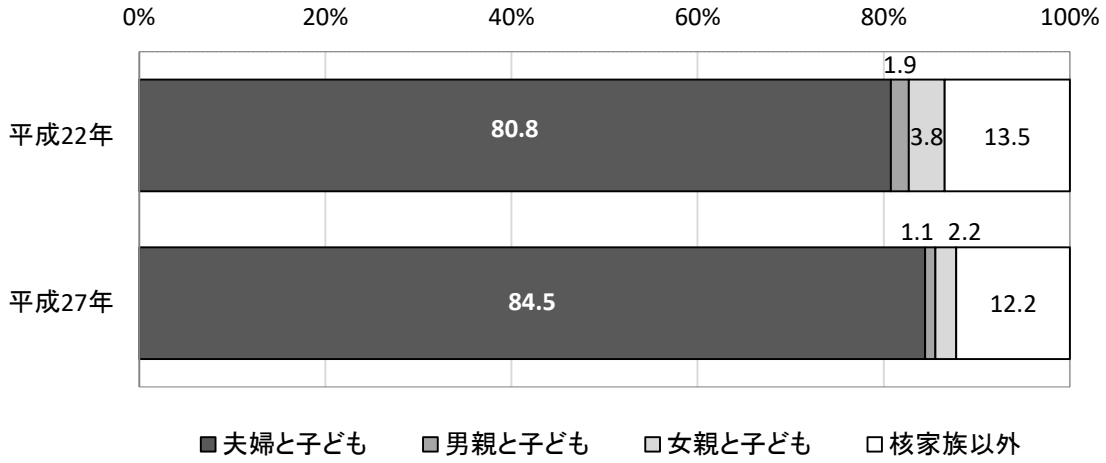

［出典］国勢調査

（５）出生数の状況

北海道保健統計年報で平成22年から平成28年の出生数の推移をみると、年によって増減しており平均すると８人となっています。

出生率（人口千人あたりの出生数、単位は‰（パーミル））も出生数と合せて上下しており、平成28年は10.8‰となっています。

■出生数と出生率（人口千人）の推移

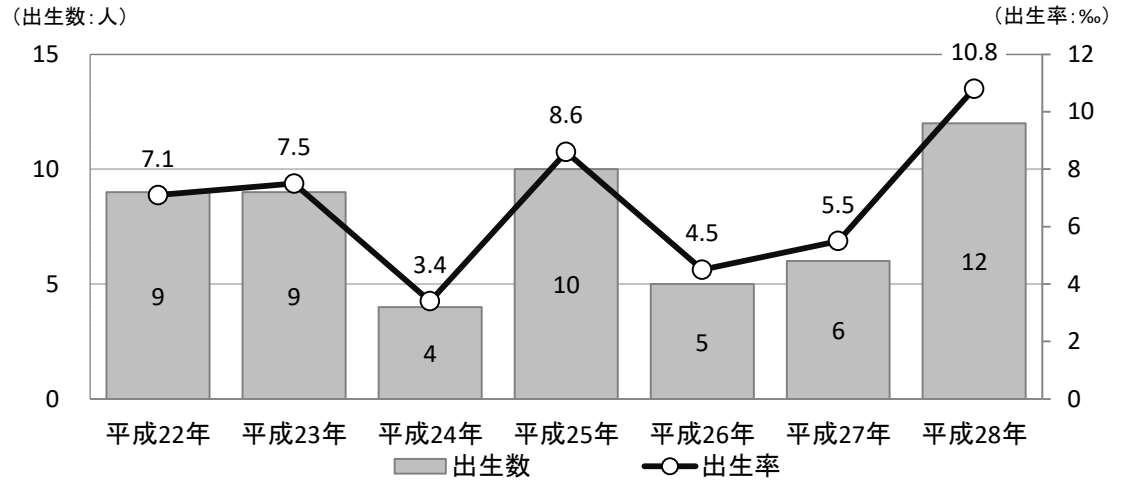

［出典］北海道保健統計年報

（６）女性の就業状況

女性の就業率を年齢階級別でみると、平成22年から平成27年にかけてほとんどの年齢階級で就業率が高くなっており、子育ての中心的世代である25～29歳は88.9%、30～34歳は79.2%と高くなっています。

■女性の年齢階級別就業率の推移

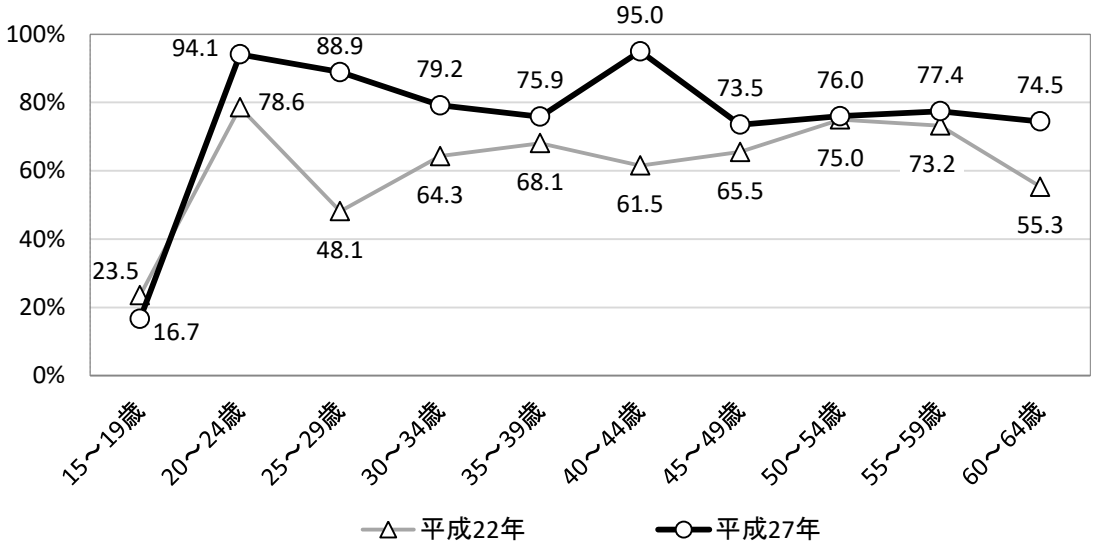

[出典]国勢調査

（７）従業上の地位の状況

平成27年の国勢調査で従業上の地位をみると、女性の正規従業員は21.3%で男性と比べて26.6ポイント低く、パート等は45.5%で男性よりも28.9ポイント高い状況です。

■従業上の地位別就業者割合（平成 27 年）

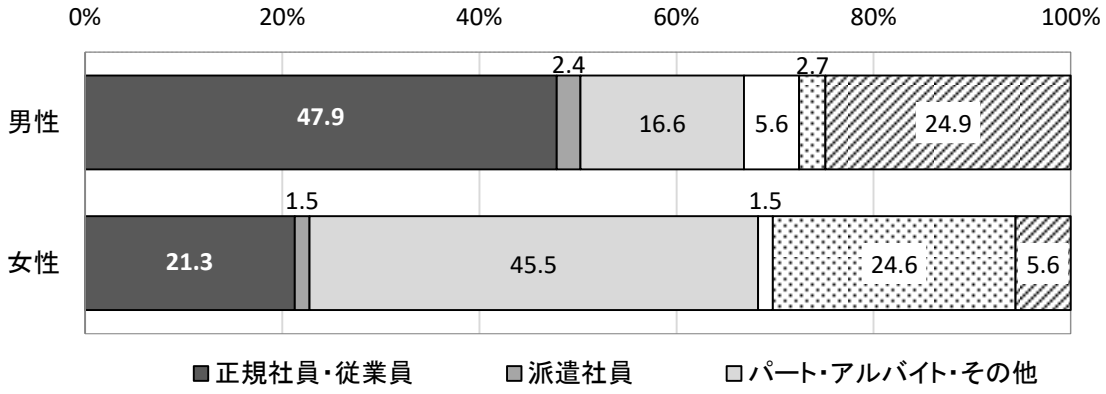

[出典]国勢調査

２　教育・保育施設の状況

（１）保育施設の状況

本村の保育施設は赤井川へき地保育所と都へき地保育所の２箇所ありましたが、平成28年９月に都へき地保育所を赤井川へき地保育所に統合したため、現在は１箇所で就学前児童の受け入れを行っています。

保育所の入所児童数は概ね減少傾向にありますが、就学前児童数に対する入所児童の割合は７割を超えて推移しています。

■保育所入所児童数の推移

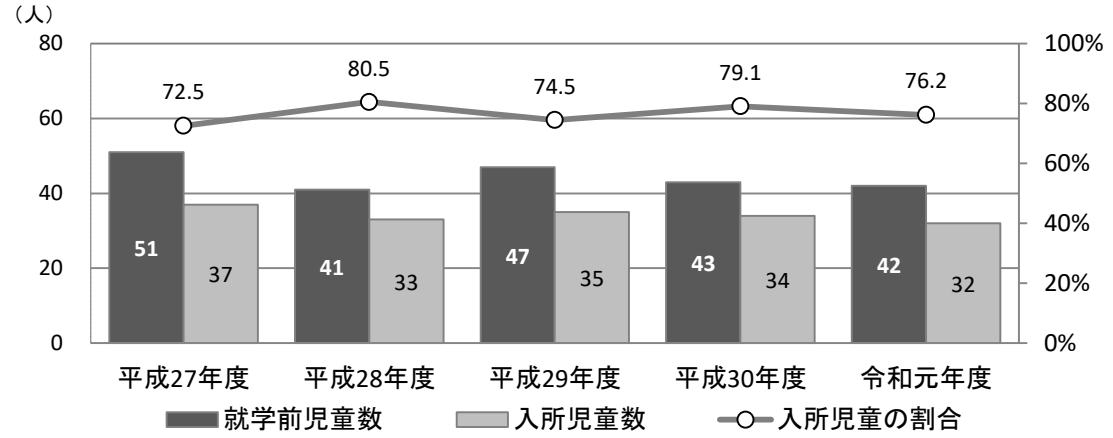

［出典］就学前児童数：住民基本台帳、入所児童数：赤井川村保健福祉課（各年４月１日現在）

（２）小学校の状況

赤井川小学校と都小学校を合計した学級数は特別支援学級の新設や複式学級から単式学級への移行などにより平成29年度まで増加していましたが、令和元年度は８クラスとなっており、児童数は60人となっています。

■学級数及び児童数の推移

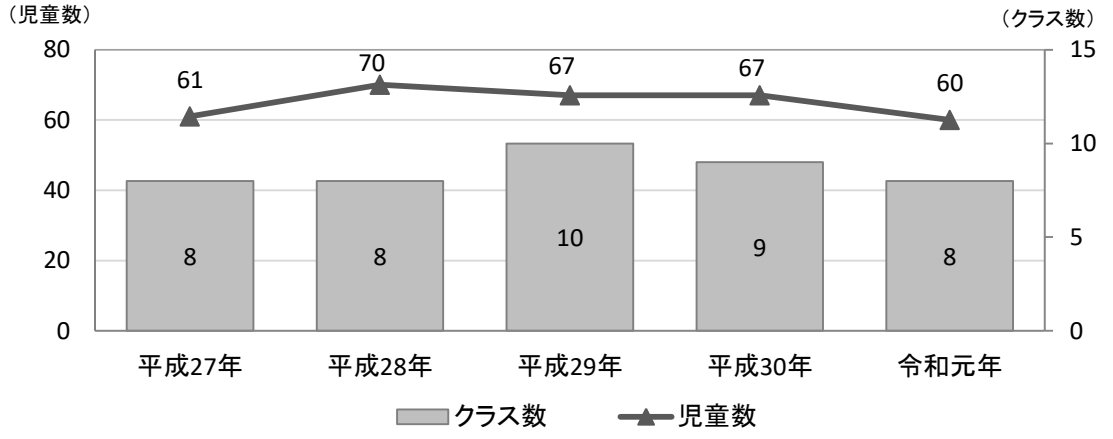

［出典］学校基本調査（各年５月１日現在）

（３）中学校の状況

赤井川中学校の学級数は３クラスを維持していますが、生徒数は平成27年度の36人から減少していましたが、令和元年度は34人に増加しています。

■学級数及び生徒数の推移

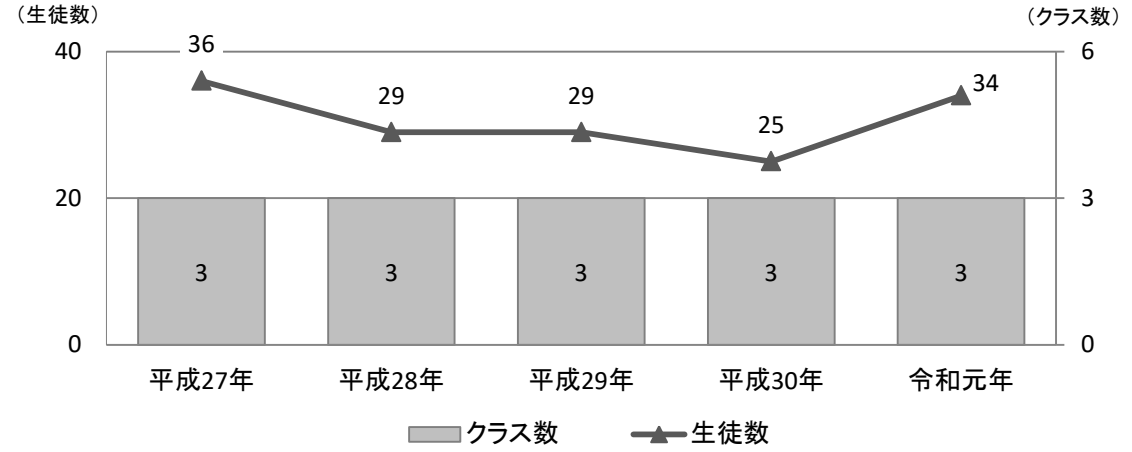

［出典］学校基本調査（各年５月１日現在）

3　子ども・子育てニーズ調査結果の概要

本計画の策定にあたり、子育て中の世帯の生活実態や意見・要望などを把握するため、就学前児童（0～5歳）および小学生（6～11歳）の保護者を対象に、アンケート調査を実施しました。

■調査の概要

調査の目的	・就学前児童および小学生を子育て中の世帯の生活実態や保護者の子育てに関する意識・意見を把握すること。 ・子ども・子育て支援事業計画で定める教育・保育および地域子ども・子育て支援事業量を推計する基礎データを得ること。
調査対象	平成30年12月１日現在　赤井川村に在住する就学前児童及び小学性の保護者全員 ・就学前児童の保護者：48人 ・小学生児童の保護者：69人
調査期間	平成30年12月
調査方法	郵送による調査票の配布・回収

■調査票の回収結果

	配布数（票）	回収数（票）	白票（票）	有効回収数（票）	有効回収率（%）
就学前児童の保護者向け	48	40	0	40	83.3
小学生の保護者向け	69	55	0	55	79.7
合　　計	117	95	0	95	81.2

（１）子育てを主に行っている人

主に子どもの世話を行っている人は、「父母両方」が70.0%、「主に母親」（30.0%）となっており、H26調査と比べても大きな差異はみられません。

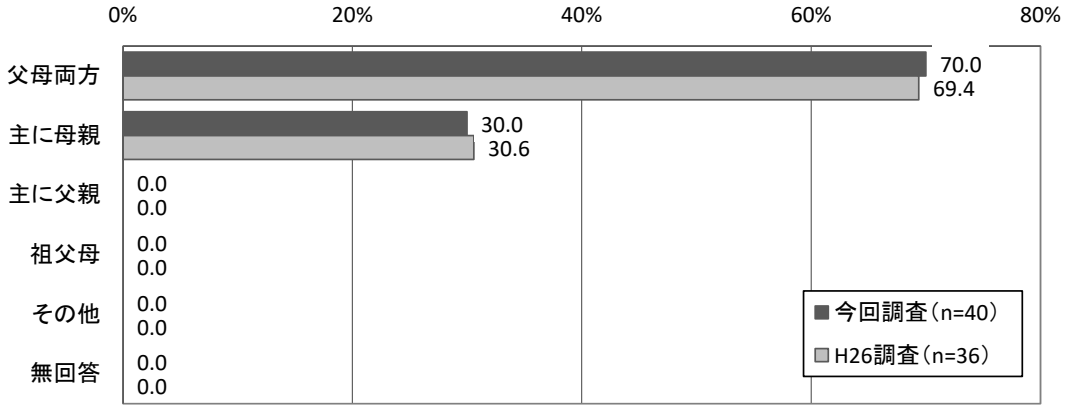

（２）母親の就労状況

母親の現在の就労状況は、「フルタイム」が35.0%で最も多く、次いで「現在は就労していない」が25.0%で続いています。H26調査と比べると、「フルタイム」は15.6ポイント増加し、「パート・アルバイト」は15.6ポイント減少しています。

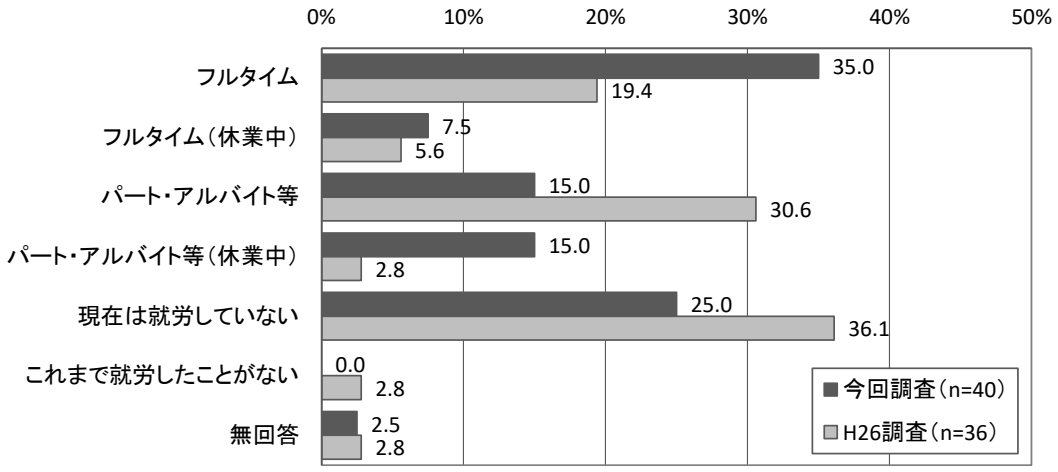

（３）現在の教育・保育施設の利用状況

現在、教育・保育事業を「利用している」人は80.0%で、H26調査と比べると21.7ポイント増加しています。

利用している教育・保育事業は、「赤井川へき地保育所」が81.3%を占めています。

≪平日の定期的な教育・保育事業の利用有無≫

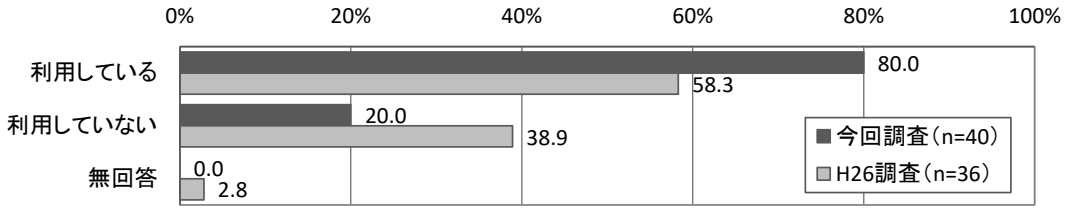

≪利用している教育・保育事業の種類（複数回答）≫

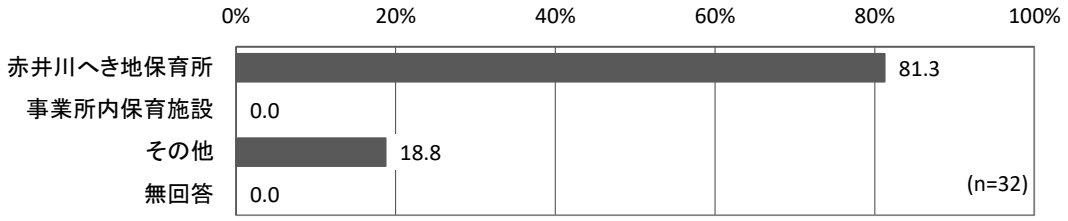

（４）教育・保育施設の利用意向

今後の定期的に利用したい教育・保育事業の種類は「赤井川へき地保育所」が77.5%を占めており、次いで「認可保育所」（17.5%）、「幼稚園」「認定こども園」「居宅訪問型保育」（それぞれ12.5%）で続いています。

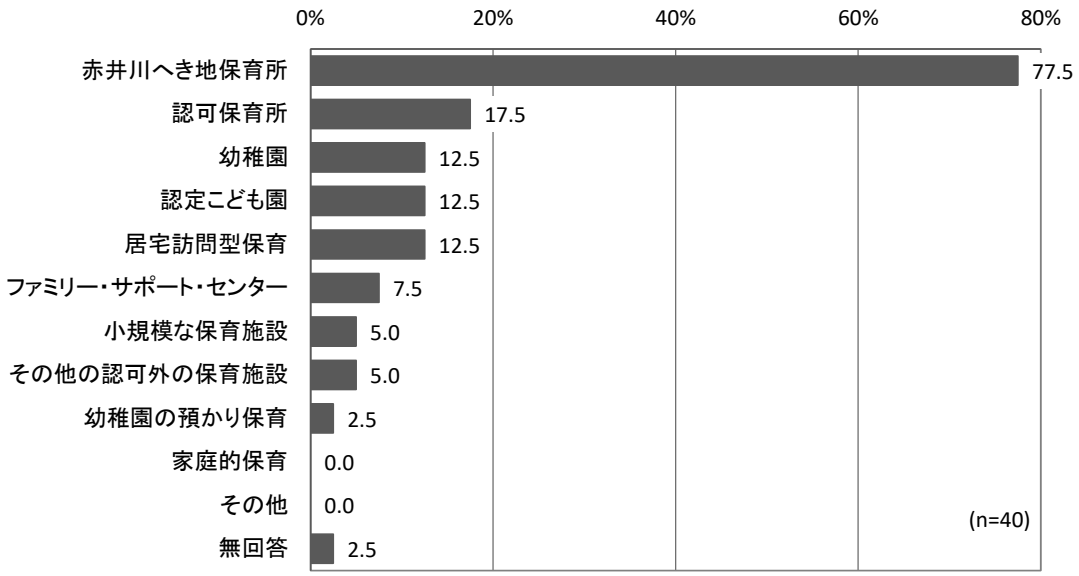

（５）一時預かり等の利用意向

今後、一時預かり等を利用する必要性が「ある（利用したい）」人は37.5%で、H26調査と比べて4.2ポイント増加しています。

一時預かり等を利用する理由としては、「私用、リフレッシュ目的」（66.7%）が最も多く、次いで「冠婚葬祭、学校行事、通院など」「不定期の就労」（ともに26.7%）となっています。H26調査と比べると、「私用、リフレッシュ目的」が増加し、「冠婚葬祭、学校行事、通院など」「不定期の就労」が減少しています。

≪一時預かり等の必要性≫

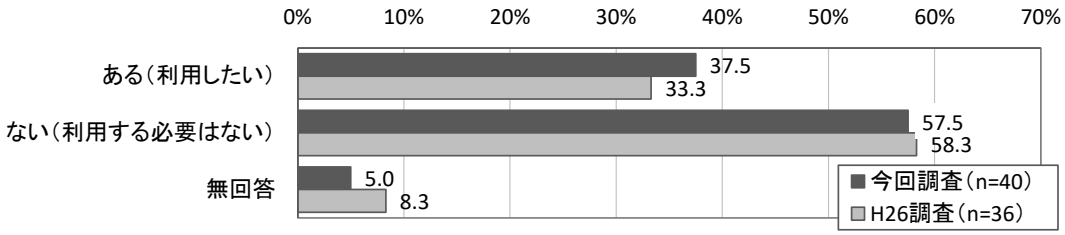

≪一時預かり等で利用したい事業≫

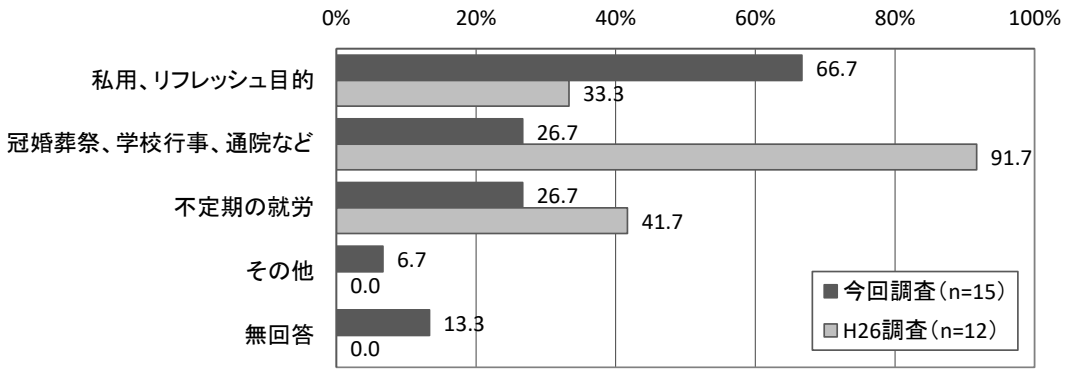

（６）子育て短期支援事業の利用状況

子どもを泊まりがけで預けなければいけないことがあった人の対処方法は「親族・知人にみてもらった」が85.7%を占め、次いで「仕方なく子どもを同行させた」（14.3%）となっています。H26調査と比べると、「仕方なく子どもを同行させた」が28.6ポイント減少しています。

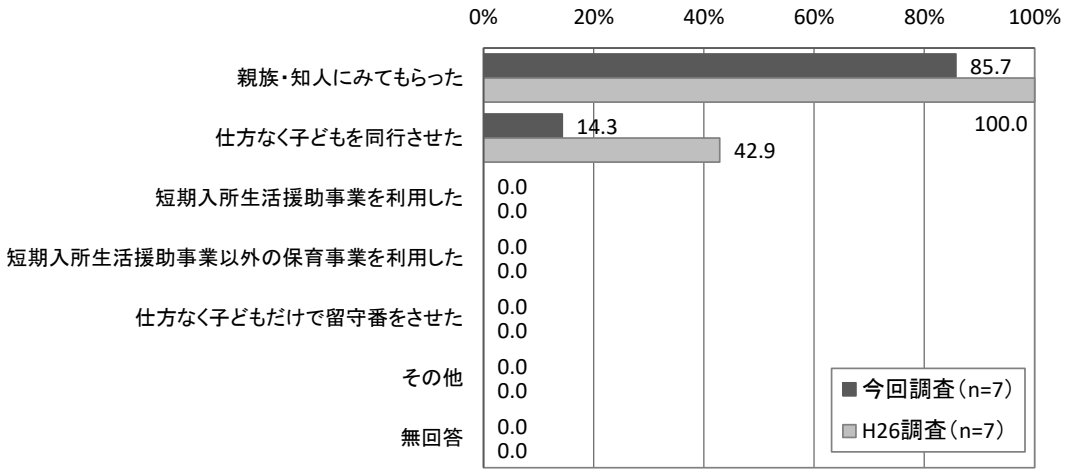

（７）病児・病後児保育の利用状況

子どもが病気やけがで幼稚園・保育所などを利用できなかったことがあった人の対処方法は、「母親が仕事を休んで子どもをみた」が63.6%で最も多く、次いで「就労していない保護者が子どもをみた」が36.4%となっています。

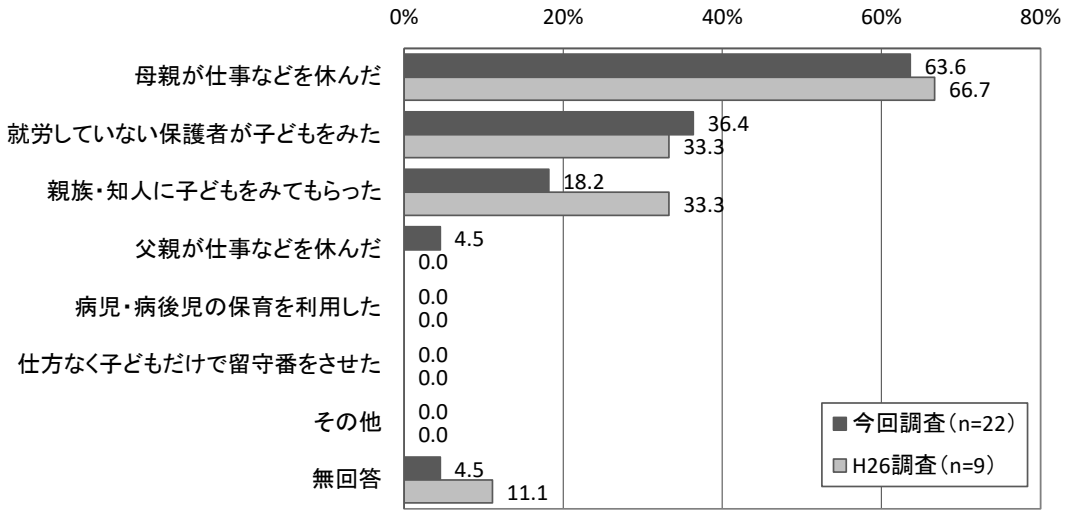

（８）子どもの小学校就学後の放課後の過ごし方

小学校入学予定のお子さんがいる保護者に対して、小学校低学年の間、放課後を過ごさせたい場所をたずねたところ、「放課後子ども教室」が42.5%で最も多くなっています。

小学校高学年の間に放課後を過ごさせたい場所は、「習い事」が35.0%で最も多く、次いで「その他」（25.0%）が続いています。また、「放課後子ども教室」は20.0%で５番目に多い回答となっています。

≪低学年の間、放課後に過ごさせたい場所（複数回答）≫

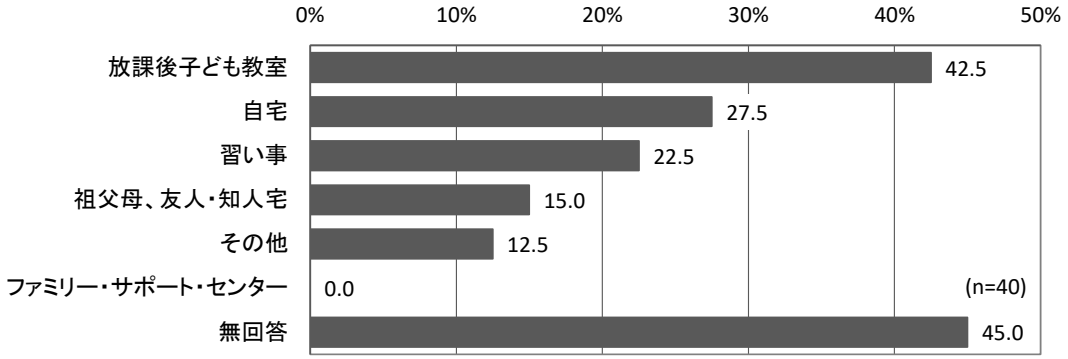

≪高学年の間、放課後に過ごさせたい場所（複数回答）≫

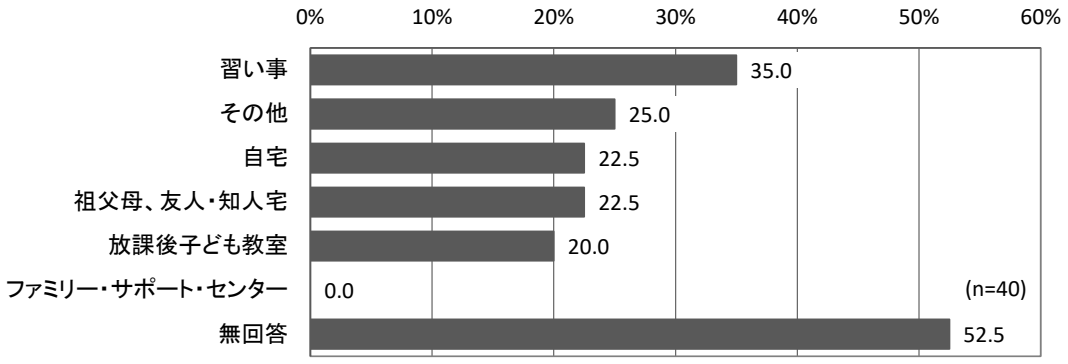

（９）子育てに関する悩み（就学前児童の保護者）

子育て・教育に関する悩みについては、「特にない」が35.0%で最も多くなっていますが、悩みの内容としては「自分の時間を十分持てない」「子育てで疲れる」「経済的な不安・負担が大きい」が上位回答となっています。

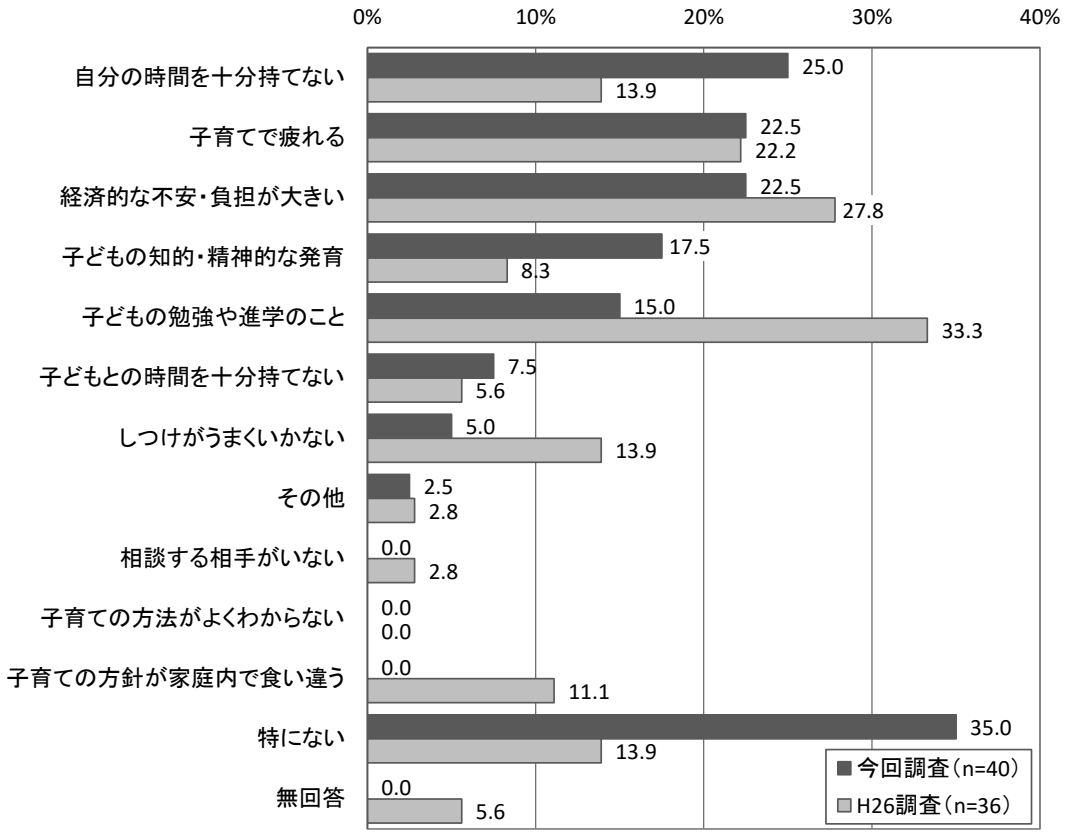

（10）村の子育て支援について特に期待すること（就学前児童の保護者）

赤井川村の子育て支援について特に期待することは、「子どもと一緒でも、出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」、「保育サービスを充実してほしい」（ともに40.0%）、「児童館など、親子が安心して集まれる身近な場所やイベントの機会がほしい」（35.0%）が上位回答となっています。

H26調査と比べると、「保育サービスを充実して欲しい」が17.8ポイント増加している一方、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備して欲しい」が43.1ポイント、「公営住宅での多子世帯の優先入居や広い部屋の割りあてなど、住宅面での配慮をしてほしい」が20.3ポイントそれぞれ減少しています。

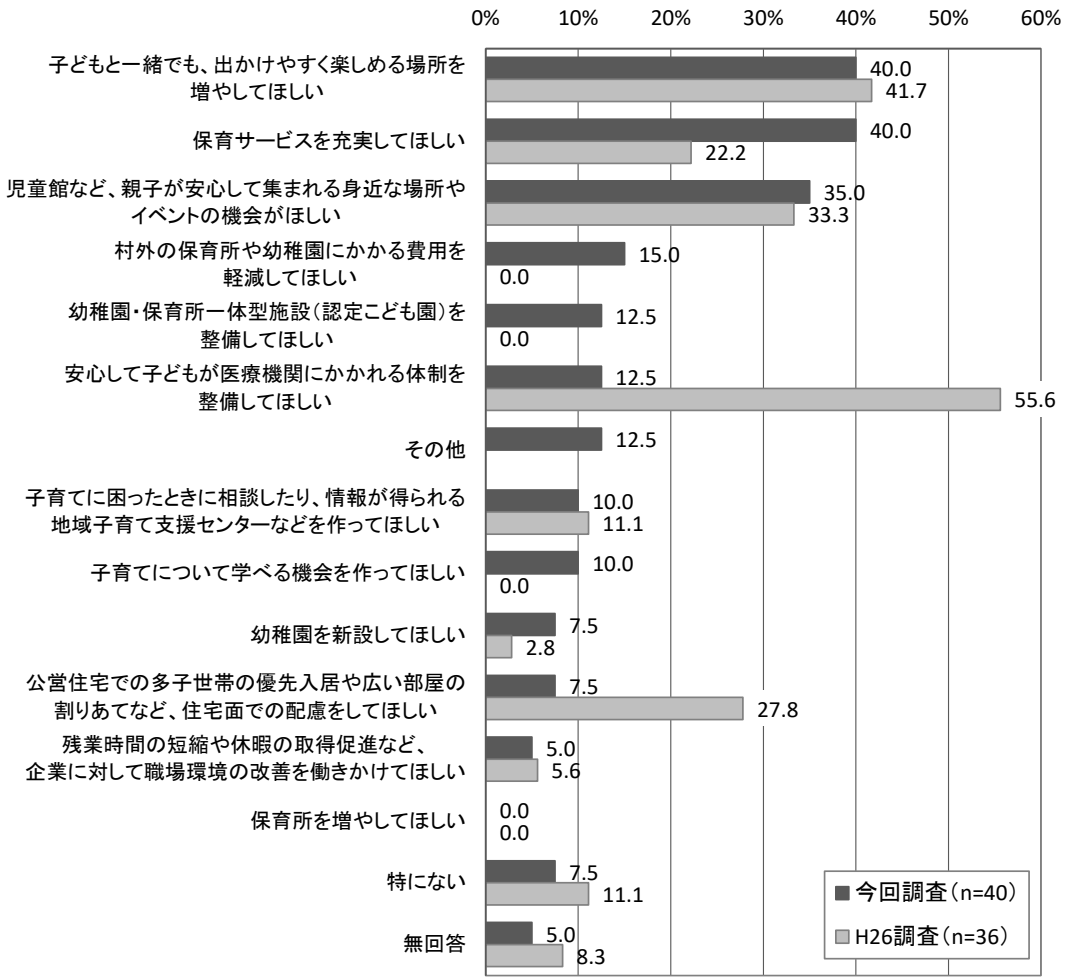

（11）子育て環境・支援の満足度

就学前児童の保護者に赤井川村は子育て・教育がしやすいかどうかたずねたところ、「思う」（17.5%）、「どちらかといえば思う」（25.0%）の合計は42.5%で、H26調査の77.8%を大きく下回る結果となっています。

小学生の保護者は、「思う」が32.7%で、H26調査と比べて10.5ポイント増加しているものの、「少し思う」は16.4%で33.6ポイント減少しており、子育て・教育のしやすさは２極化の傾向がみられる状況です。

≪子育て環境・支援の満足度（就学前児童の保護者）≫

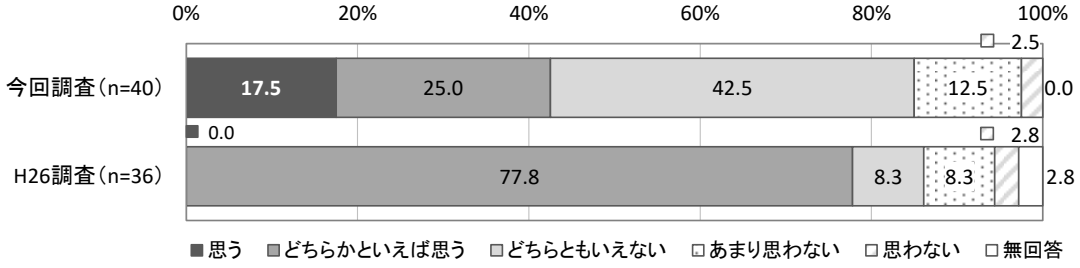

≪子育て環境・支援の満足度（小学生の保護者）≫

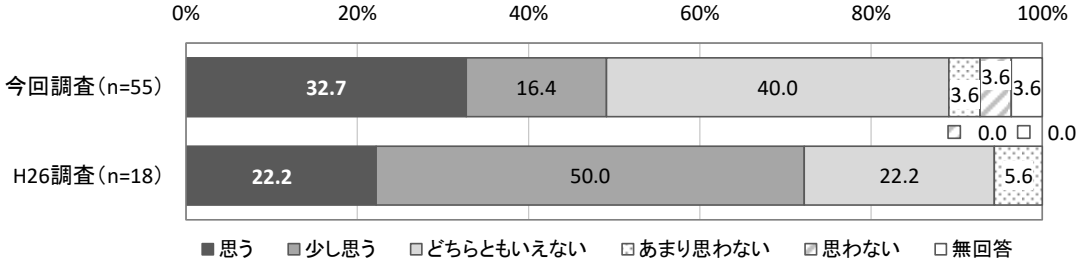

４　子どもの生活実態調査結果の概要

本計画の策定にあたり、子どもがいる世帯の生活実態や意見・要望などを把握するため、小学校高学年及び中学生の児童・生徒及びその保護者を対象に、アンケート調査を実施しました。

■調査の概要

調査の目的	・就学前児童および小学生を子育て中の世帯の生活実態や保護者の子育てに関する意識・意見を把握すること。 ・子ども・子育て支援事業計画で定める教育・保育および地域子ども・子育て支援事業量を推計する基礎データを得ること。
調査対象	平成31年２月１日現在　赤井川村に在住する小学校高学年及び中学生の児童・生徒とその保護者 ・小学校高学年及び中学生の保護者 ・小学校高学年及び中学生の児童・生徒
調査期間	平成31年２月～３月
調査方法	郵送による調査票の配布・回収

■調査票の回収結果

	配布数（票）	回収数（票）	白票（票）	有効回収数（票）	有効回収率（%）
保護者向け調査	64	49	0	49	76.6
子ども向け調査	64	49	0	49	76.6
合　　計	128	98	0	98	76.6

≪子どもの生活実態調査における世帯年収分類の表記について≫

厚生労働省が公表している相対的貧困率の算出は、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分（貧困線）に満たない世帯を「相対的貧困層」と定義しています。

本調査における保護者向け調査では、回答率を高めるため、世帯年収の回答方法を「記述式の数値」ではなく「100万円を単位とした年収範囲を示す選択肢」から回答する方式としました。そのため、世帯年収の集計結果の中央値である「500～600万円未満」を基準とし、所得階層の分類を下記のとおりとします。

■世帯年収と所得階層の分類

所得階層	世帯年収	所得階層の概要
所得階層Ⅰ	０～400万円未満	世帯年収の中央値未満
所得階層Ⅱ	400万円以上	世帯年収の中央値以上

（１）世帯年収

世帯年収を北海道との比較でみると、赤井川村は「300～400万円未満」（12.2%）、「400～500万円未満」（22.4%）が北海道を上回っている一方、「0～100万円未満」「1,000万円以上」が0.0%で北海道を下回っており、世帯年収の格差は北海道よりも少ないと考えられます。

【世帯年収（赤井川村／北海道との比較）】

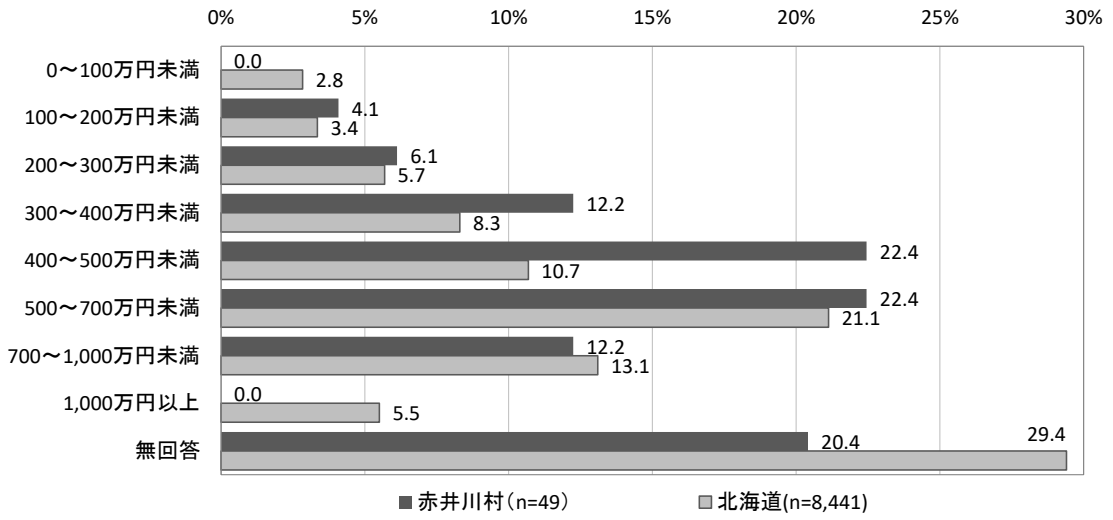

【世帯年収（所得階層別）】

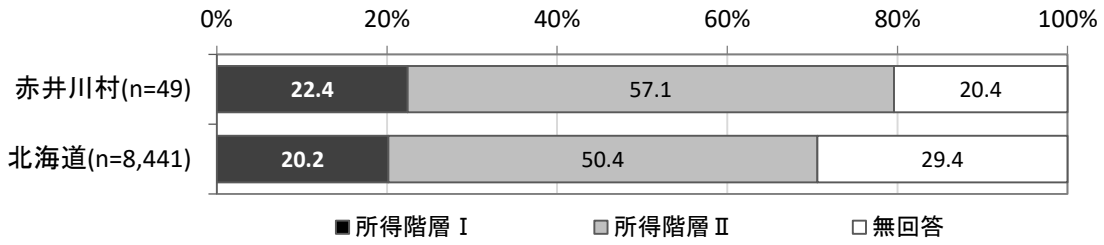

（２）家族の形態

家族の形態は「両親世帯」が81.6%を占め、次いで「祖父母同居の両親世帯」「祖父母同居の母子世帯」がともに6.1%で続いています。北海道と比べて赤井川村は「両親世帯」が15.1ポイント多く、「祖父母同居の両親世帯」「母子世帯」が少ない状況です。

所得階層別にみると、所得階層Ⅱは「両親世帯」が92.9%を占めていますが、所得階層Ⅰは「両親世帯」が63.6%と少なくなり、「母子世帯」及び「祖父母同居の母子世帯」が合計で27.3%と多くなっています。

【家族の形態（赤井川村／北海道との比較）】

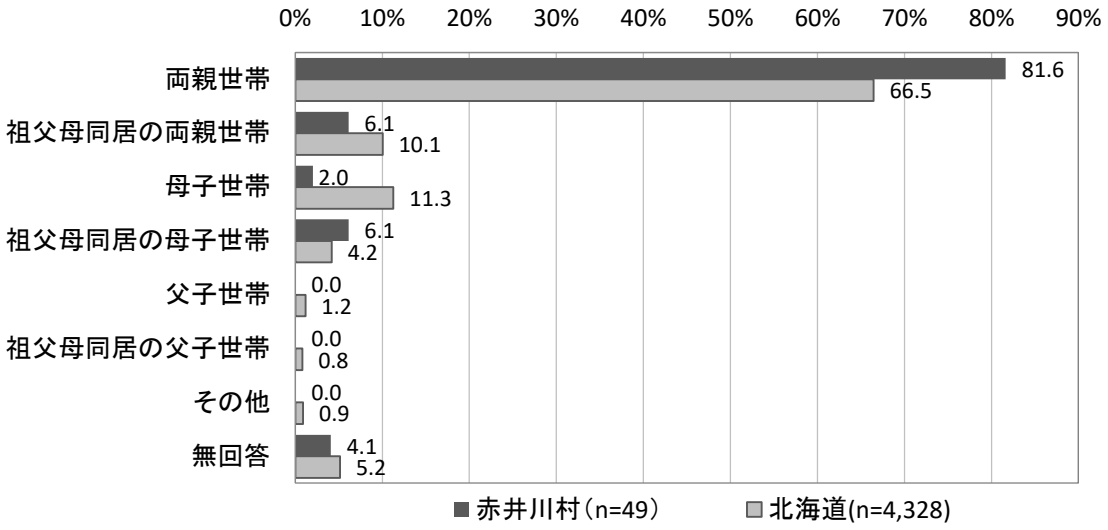

【家族の形態（所得階層別）】

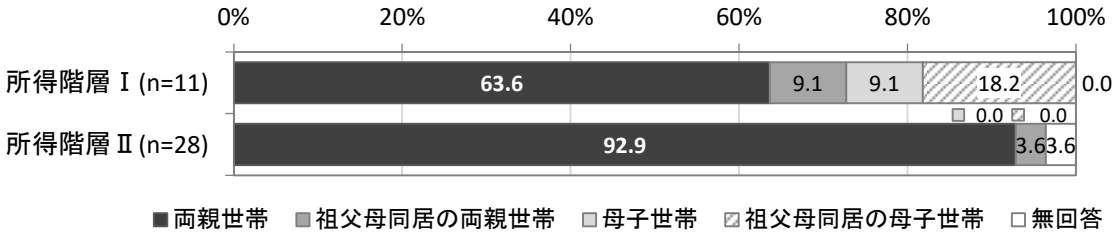

（３）母親の勤務形態

母親の勤務形態は「土曜出勤」及び「日曜・祝日勤務」の割合が多い状況です。

所得階層別でみると、所得階層Ⅰの方が所得階層Ⅱに比べて「早朝」「土曜出勤」「日曜・祝日勤務」が多くなっています。特に、「土曜出勤」「日曜・祝日勤務」は80%を超えています。

【母親の勤務形態】

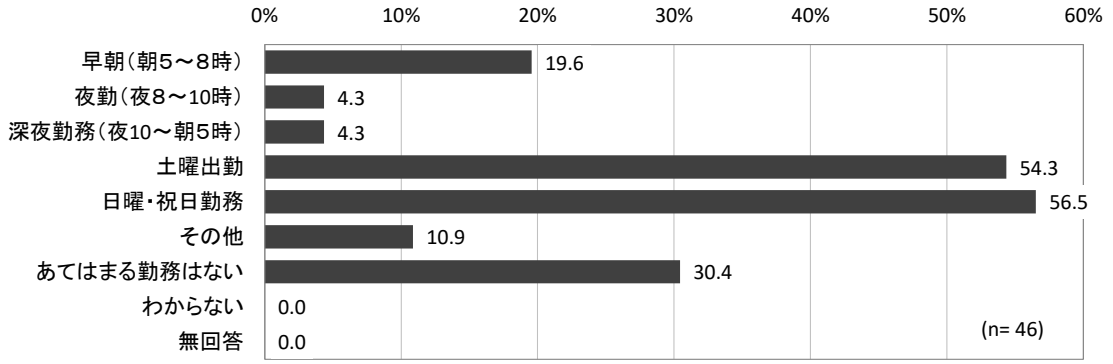

【母親の勤務形態（所得階層別）】

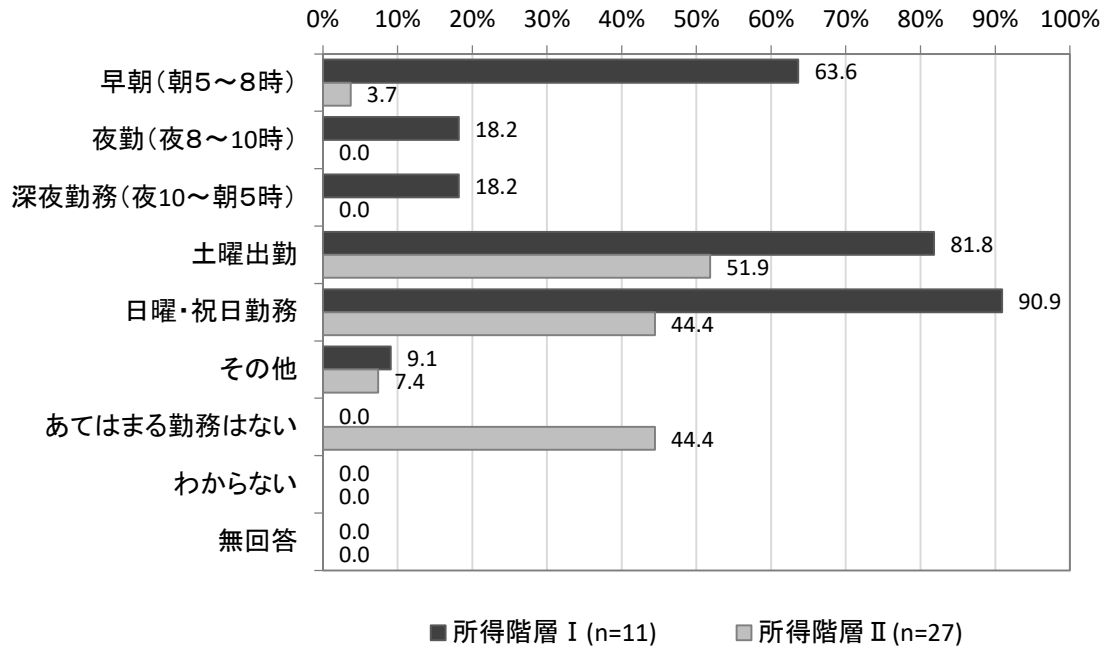

（４）子どもの受診抑制

所得階層Ⅰは、子どもに病院や歯科医を受診させなかったことが「あった」が27.3%で所得階層Ⅱよりも多く、北海道との大きな差異はみられない状況です。

子どもに病院や歯科医を受診させなかった理由は「仕事で連れて行く時間がなかった」が77.8%で最も多く、北海道の40.5%を大きく上回っています。

【過去１年間にお子さんを病院や歯医者に受診させなかったことの有無（赤井川村／所得階層別）】

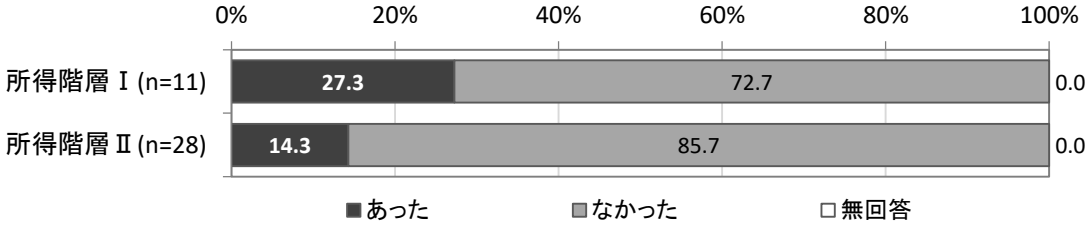

【過去１年間にお子さんを病院や歯医者に受診させなかったことの有無（北海道／所得階層別）】

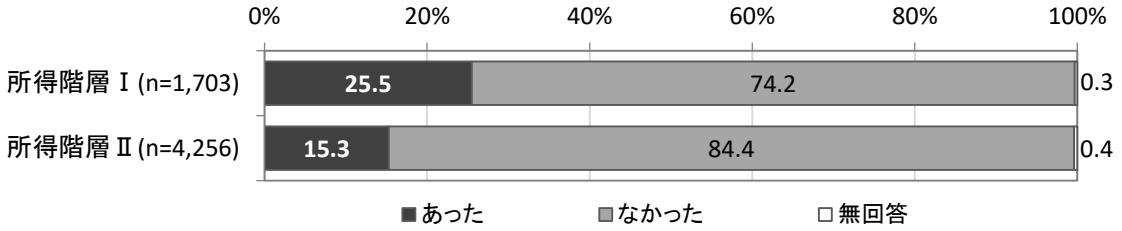

【子どもに病院や歯科医を受診させなかった理由】

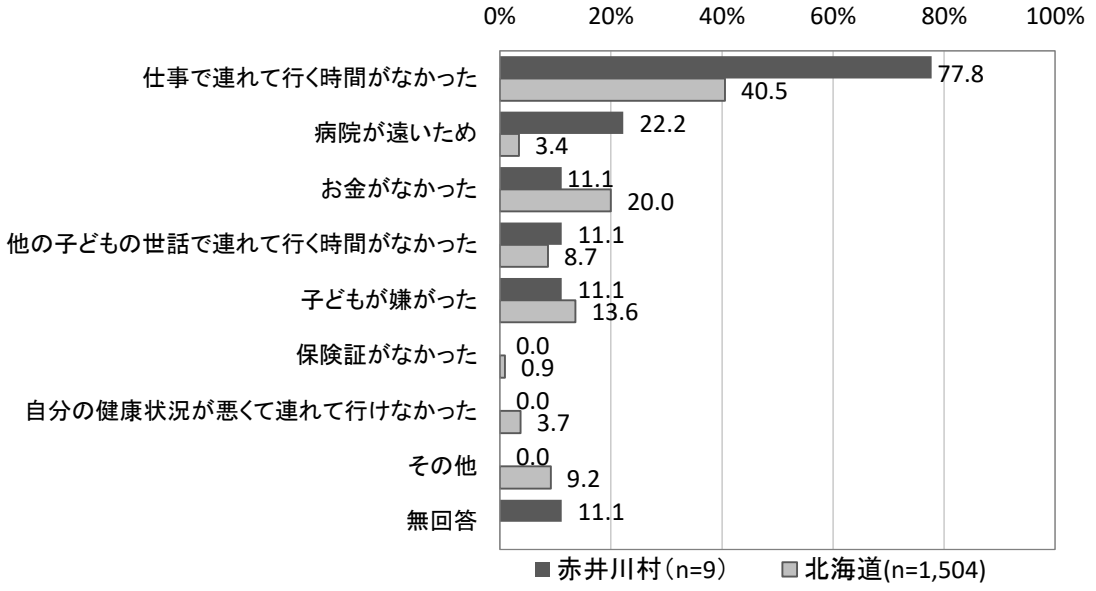

（５）塾や習い事の状況

塾や習い事に「行っている」を所得階層別でみると、所得階層Ⅱは75.0%で所得階層Ⅰよりも多くなっています。また、塾や習い事に「行っている」を北海道と比較すると、所得階層Ⅰはほぼ同じ割合ですが、所得階層Ⅱは赤井川村の方が多くなっています。

【塾や習い事に行っている子どもの割合（赤井川村／所得階層別）】

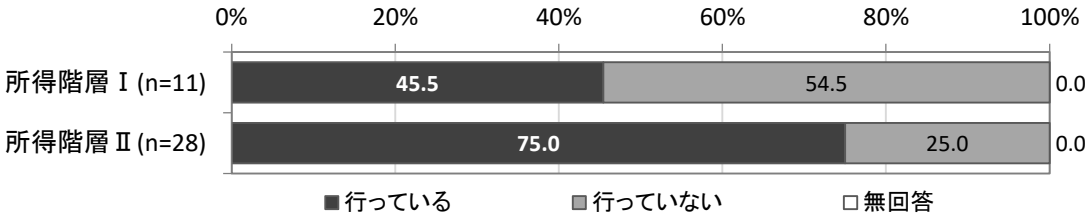

【塾や習い事に行っている子どもの割合（北海道／所得階層別）】

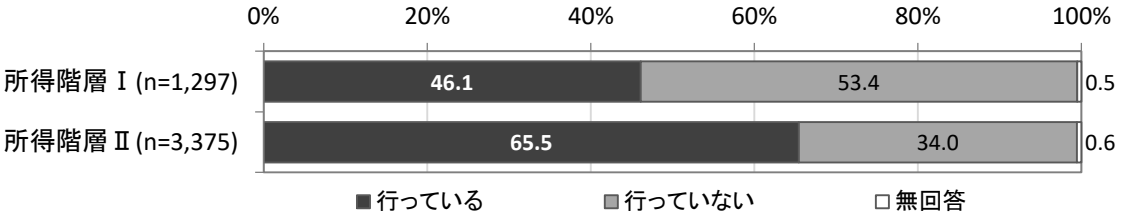

（６）自分は将来どの段階まで進学したいか

子どもがどの段階まで進学したいかを所得階層別でみると、所得階層Ⅰは「短大・高等専門学校・専門学校まで」が45.5%で最も多く、所得階層Ⅱと比べて19.6ポイント高くなっています。

一方、所得階層Ⅱは「まだわからない」が40.7%で最も多く、次いで「短大・高等専門学校・専門学校まで」（25.9%）、「大学またはそれ以上」（22.2%）が続いています。

【将来どの段階まで進学したいか（赤井川村）】

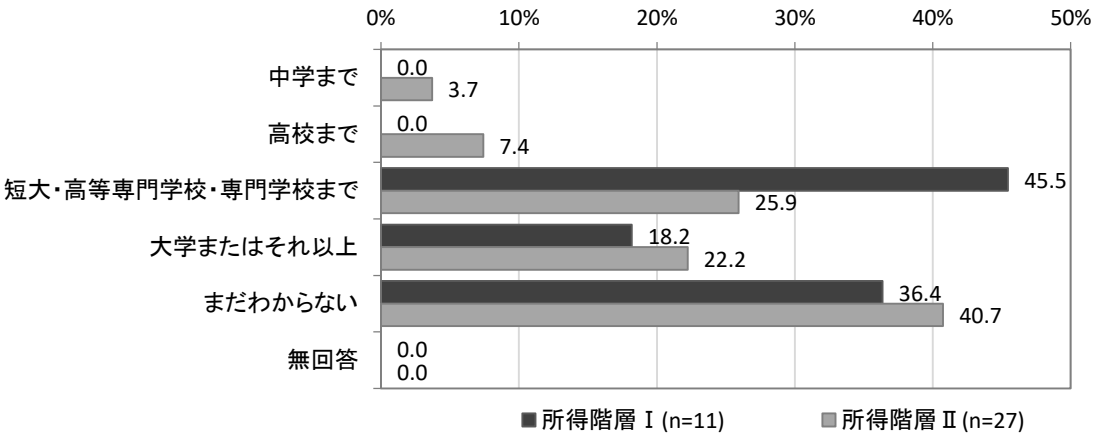

（７）子どもに関する悩み

子どもに関する悩みを所得階層別でみると、所得階層Ⅰは「子どもの友達関係」が45.5%で最も多く、次いで「子どもの学習や進路」が36.4%で続いています。一方、所得階層Ⅱは「子どもの学習や進路」が35.7%で最も多く、次いで「子どもの発達やしつけ」が28.6%で続いています。

【子どもに関する悩み（所得階層別）】

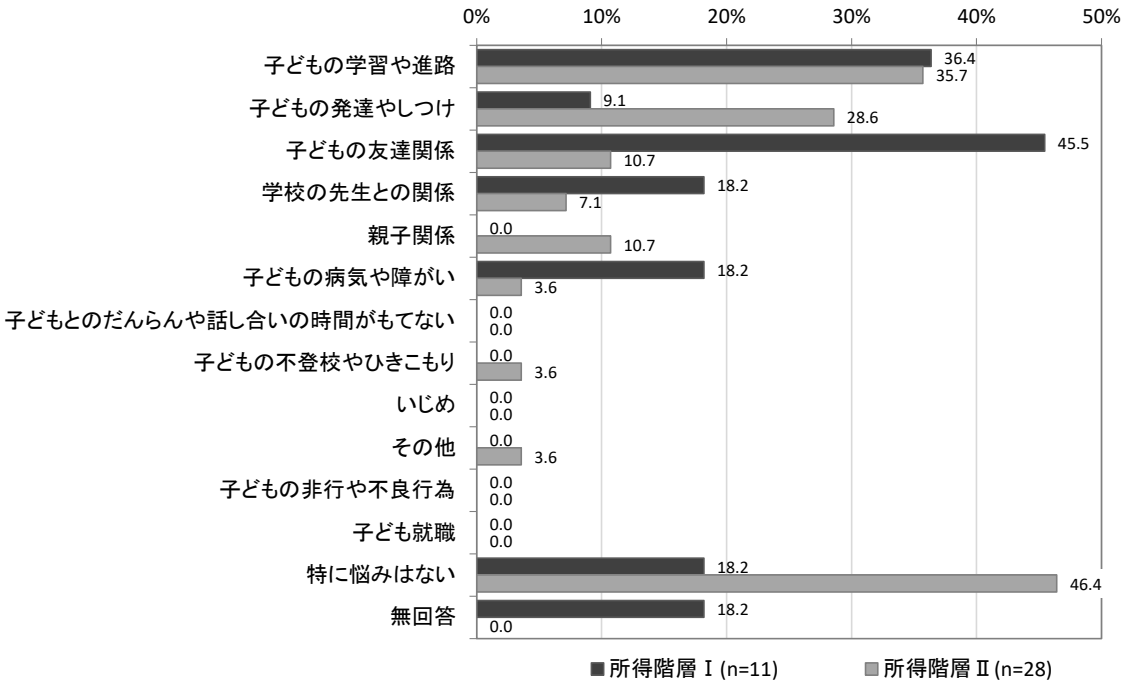

（８）保護者が必要としている支援

現在、保護者が必要としている支援を所得階層別でみると、所得階層Ⅰは「奨学金制度の充実」「子どもの居場所づくり」がともに36.4%で最も多く、次いで「放課後等の学習支援」が18.2%で続いています。

【現在必要としている支援】

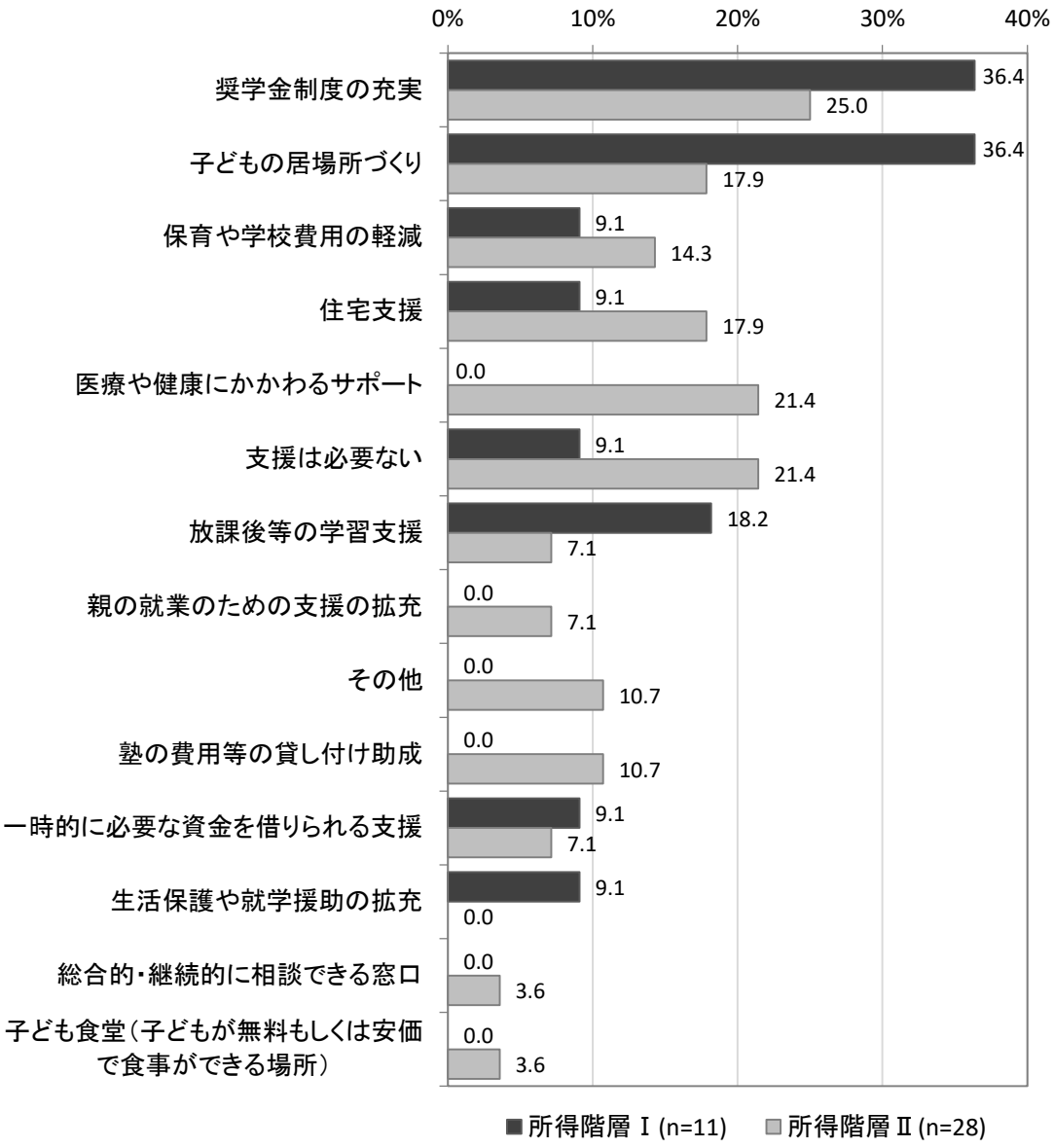

第３章　第１期計画の実施状況

１　児童数の状況

赤井川村子ども・子育て支援事業計画で推計した児童数を実績値と比較すると、就学前児童は平成27年度以降、実績が推計値を上回って推移してきました。

一方、小学生児童は実績が推計値を下回って推移しており、就学前児童との合計でみると、推計に近い実績の推移となりました。

■就学前児童数の推移

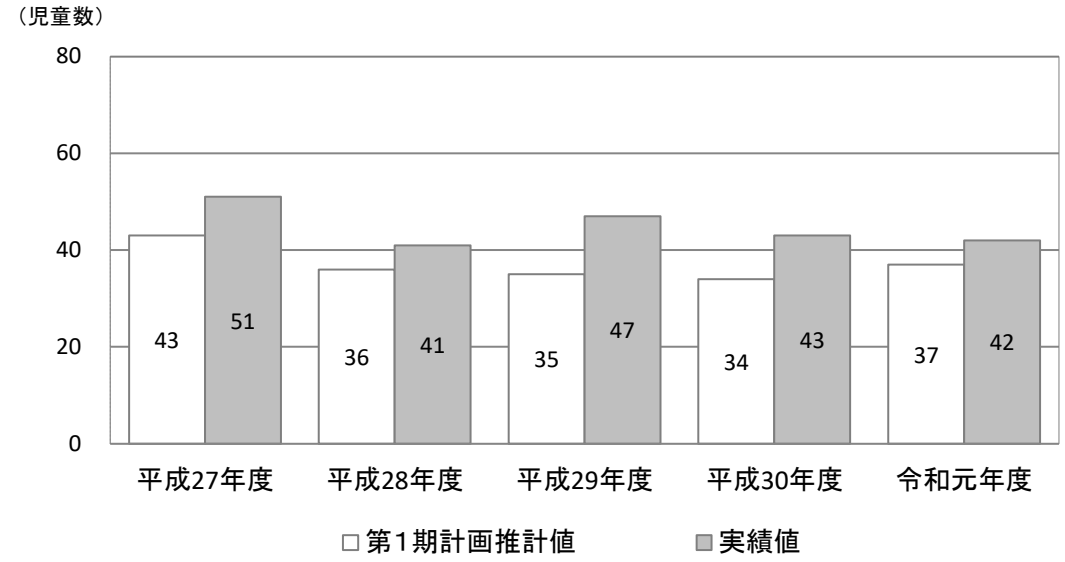

■小学生児童数の推移

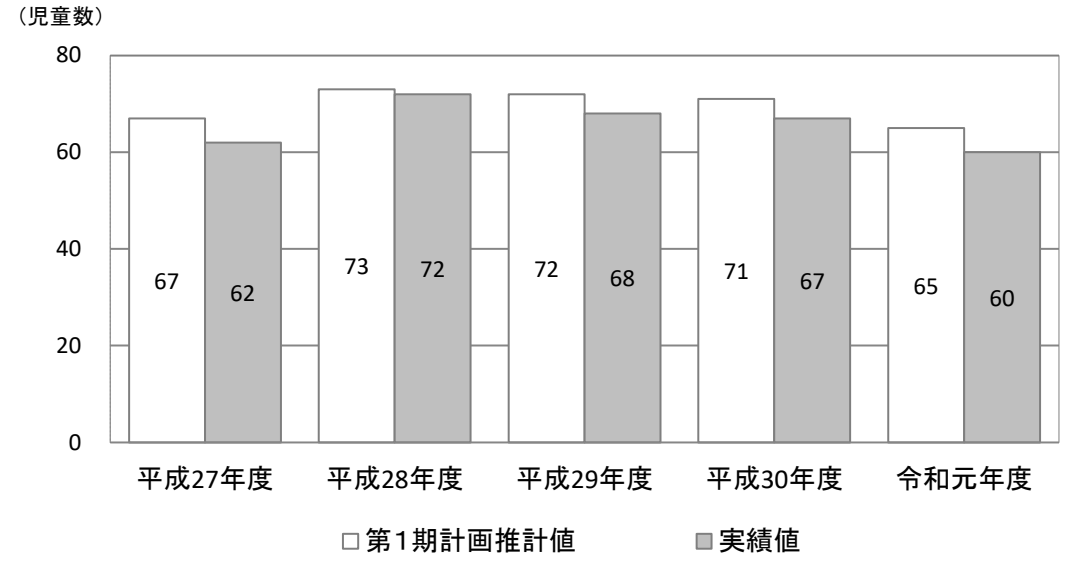

2　教育・保育事業の状況

１号認定は平成28年度までは実績がありませんでしたが、平成30年度から赤井川へき地保育所で１号認定としての受け入れを行っており、それまで２号認定としての実績が１号認定に計上されています。１号認定と２号認定の合計でみると、量の見込みを上回る受け入れ実績で推移してきました。

３号認定は概ね量の見込みと同等の実績での推移となりました。

（１）１号認定（3 歳以上／教育）

区分		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
計画	量の見込み	人	1	1	1	1	1
	確保方策		1	1	1	1	1
実　績			0	0	0	19	20

※実績は各年４月１日現在

（２）２号認定（3 歳以上／保育）

区分		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
計画	量の見込み	人	24	16	17	17	18
	確保方策		24	16	17	17	18
実績	入所児童数		28	19	23	2	2
	待機児童数		0	0	0	0	0

※実績は各年４月１日現在

（３）３号認定（3 歳未満／保育）

①０歳

区分		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
計画	量の見込み	人	1	1	1	1	1
	確保方策		1	1	1	1	1
実績	入所児童数		1	2	2	1	0
	待機児童数		0	0	0	0	0

※実績は各年４月１日現在

②１・２歳

区分		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
計画	量の見込み	人	11	14	12	10	11
	確保方策		11	14	12	10	11
実績	入所児童数		8	12	10	12	10
	待機児童数		0	0	0	0	0

※実績は各年４月１日現在

3　地域子ども・子育て支援事業の状況

（１）利用者支援事業

子どもとその保護者、または妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

本村では健康支援センターを窓口として子育てに関する相談･助言等に対応しているほか、地域支援と併せて取り組んでいるため、利用者支援事業としては実施していません。

■利用者支援事業設置か所数

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画（量の見込み）	か所	0	0	0	0	0
実　　績		0	0	0	0	0

（２）地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

本村では「ひよこの会」として健康支援センターで月１回、乳幼児と保護者の交流の場を開設しており、子育て相談、子育て情報提供、各種講習会などを行っています。

■地域子育て支援拠点事業利用者数

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	人回／月	13	13	12	11	13
	確保方策		13	13	12	11	13
実　　績			12	14	11	5	－

（３）妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。計画期間中の実績は概ね量の見込みを上回って推移してきました。

■妊婦健康診査受診券発行者数

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	人	7	6	5	6	7
	確保方策		7	6	5	6	7
実　　績			12	5	9	10	－

（４）乳児家庭全戸訪問事業（新生児訪問事業）

乳児のいるすべての家庭を訪問し、「子育てに関する情報提供」「乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握」「養育についての相談・指導・助言その他の援助」を行う事業です。

量の見込みを上回る出生数の年がありましたが、乳児家庭への訪問に対応しています。

■新生児訪問事業の訪問件数

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	人	7	5	5	6	7
	確保方策		7	5	5	6	7
実　績			7	11	2	9	－

（５）養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、特に支援を必要とする妊婦や児童に対して、助産師や保健師が訪問し、相談や支援を行う事業です。

平成27年度以降、養育支援訪問の実績はありませんでした。

■養育支援訪問件数

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	件	0	0	0	0	0
	確保方策		0	0	0	0	0
実　績			0	0	0	0	－

（６）子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

様々な理由により児童の療育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設に委託し、児童を保護することで、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。

本村では子育て短期支援事業を実施しておらず、利用実績はありませんでした。

■子育て短期支援事業利用者数

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	人日	0	0	0	0	0
	確保方策		0	0	0	0	0
実　績			0	0	0	0	－

（７）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

本村では子育て短期支援事業を実施しておらず、利用実績はありませんでした。

■子育て援助活動支援事業利用者数

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	人日	0	0	0	0	0
	低学年		0	0	0	0	0
	高学年		0	0	0	0	0
	確保方策		0	0	0	0	0
	低学年		0	0	0	0	0
	高学年		0	0	0	0	0
実績			0	0	0	0	－
	低学年		0	0	0	0	－
	高学年		0	0	0	0	－

（８）一時預かり事業

保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となった乳児または幼児について、保育所その他の場所において、一時的な預かりを行う事業です。

本村には幼稚園がないため、幼稚園型の一時預かりの実績はありませんでしたが、村独自事業として赤井川村社会福祉協議会により子育てサポート事業（一時預かり事業）が行われています。

■一時預かり（幼稚園型）

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	人日	0	0	0	0	0
	確保方策		0	0	0	0	0
実績			0	0	0	0	－

■一時預かり（幼稚園型以外）

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	人日	20	20	20	20	20
	確保方策		20	20	20	20	20
実績			－	20	26	27	－

（９）時間外保育事業

保護者の就労形態の多様化、長時間通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、通常保育時間を超えての保育を実施する事業です。本村では時間外保育事業を実施しておらず、利用実績はありませんでした。

■延長保育事業利用者数

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	人日	0	0	0	0	0
	確保方策		0	0	0	0	0
実　績			0	0	0	0	－

（10）病児保育事業

保護者が就労等の理由により、家庭で保育できない病気や病気の回復期にある乳幼児や小学生を対象に、病院や保育所等で保育を行う事業です。本村では病児保育事業を実施しておらず、利用実績はありませんでした。

■病児保育事業利用者数

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	人日	0	0	0	0	0
	確保方策		0	0	0	0	0
実　績			0	0	0	0	－

（11）放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。本村では平成28年度から放課後子ども教室として実施しており、量の見込みを上回る利用実績となっています。

■放課後子ども教室利用者数

区分			単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み		人	14	15	14	13	10
		低学年		12	12	10	9	6
		高学年		2	3	4	4	4
	確保方策			14	15	14	13	10
		低学年		12	12	10	9	6
		高学年		2	3	4	4	4
実　績				0	41	23	26	33
		低学年		0	26	19	18	18
		高学年		0	15	4	8	15

第４章　計画の基本的な考え方

１　基本理念

「子ども・子育て支援法」では、市町村の責務として、子どもの健やかな成長のために、適切な環境が等しく確保されるよう、子ども・保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこととされています。

また、この法律の基本理念では、子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭、学校、地域、企業など、その他の社会のすべての分野において、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならないとされています。

この計画では、これまでの「赤井川村子ども・子育て支援事業計画」の基本的な考え方を継承するとともに、事業計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法の基本理念を踏まえ、次のとおり「第２期赤井川村子ども・子育て支援事業計画」の基本理念を定めます。

基本理念

地域とともにつくる
子どもが健やかに成長する村

2　基本目標

基本目標１　地域における子育ての支援の充実

子どもの幸せを第一に考えて、すべての子育てをしている人が安心して子育てができるよう、子どもとその保護者を支援する様々な子育て支援サービスの充実を推進します。

また、令和元年10月１日から開始される子ども・子育て支援新制度への円滑な移行を行うとともに、教育・保育への取組を進め、地域子ども・子育て支援事業を当村の実情に合わせた形で推進します。

基本目標２　母子保健事業の推進

親が安心して子どもを産み、また子どもの健やかな成長の実現に向けて、活き活きと育つ地域づくりのため、安全かつ快適な妊娠・出産・子育ての推進や育児不安の軽減、子どもの疾病予防を目的とした健康管理・指導を強化します。また、思春期保健対策や母性・父性の育成を推進し、次代の親づくりとなる基盤の構築に取り組みます。

基本目標３　子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備

次代の担い手である子どもが豊かな個性と感性を備え、かつ調和のとれた人間として成長するために、様々な支援体制の充実に取り組みます。

学校・家庭・地域等地域資源の連携により、子どもを産み育てることの喜びを実感できる仕組みづくりを展開するとともに、子どもの未知なる可能性を教育や遊び、日常の暮らしの中で育む教育力を向上させます。

基本目標４　子育てを支援する生活環境の整備

子どもと子育てを行う保護者が、安心かつ安全で快適な生活を送れるよう、のびのびと活動ができる空間を整備します。

さらに子どもを危険から守り、安全を確保するために、関係機関等と連携した活動を推進し、子どもの一人歩きに不安を感じなくても済む、むらづくりに取り組みます。

基本目標５　支援を必要とする子どもなどへの取組の推進

児童虐待の防止対策やひとり親家庭等への自立支援、障がい児への支援を必要とする家庭や子どもに対して、児童虐待防止対策の充実や、障がい児施策の充実に取り組み、こうした状況に置かれた家庭や子どもへの支援を行い、安心して生活できる地域環境づくりを推進します。

３　施策の体系

地域とともにつくる　子どもが健やかに成長する村

基本目標	施策と主な事業
１　地域における子育ての支援の充実	（１）保育サービスの充実 （２）子育て支援サービスの充実 （３）放課後児童対策の推進 （４）子育て支援のネットワークづくり （５）経済的支援の充実
２　母子保健事業の推進	（１）妊産婦・乳幼児に関する保健対策の充実 （２）思春期保健対策の充実 （３）食育の推進
３　子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備	（１）次代の親の育成 （２）生きる力を育む学校の教育環境の整備 （３）家庭や地域の教育力の向上
４　子育てを支援する生活環境の整備	（１）交通被害からの保護 （２）犯罪被害からの保護 （３）良質な住環境の確保 （４）働き方の見直しなどの啓発 （５）遊び場づくりの推進
５　支援を必要とする子どもなどへの取組の推進	（１）児童虐待防止対策の充実 （２）ひとり親家庭等の自立支援の推進 （３）障がい児支援等の充実 （４）外国人幼児等への支援

第５章　施策の展開

１　地域における子育ての支援の充実

子どもの幸せを第一に考えて、すべての子育てをしている人が安心して子育てができるよう、子どもの健全な成長を地域全体で見守れる様々な子育て支援サービスの充実を推進します。

即ち、子育て家庭が必要とする情報の提供や地域における子育てネットワークの形成の促進など、地域資源等の活用により家庭と地域の子育て力の向上に取り組むものです。

（１）保育サービスの充実

取組	取組内容	担当課 実施主体
保育所受け入れ環境の整備	赤井川へき地保育所の充実を図り、保育サービスの提供体制の確保と施設の整備等を行います。また、保育指針等を踏まえ保育士等の研修会への参加、関係機関との積極的な連携・教育を図ります。	保健福祉課
保育サービスに関する積極的な情報提供	各種の子育て支援サービス等が、利用者に十分周知されるよう、積極的な情報の提供を行います。	保健福祉課
保育所・小学校の連携	子どもの生活や発達などの情報提供や連携を図ります。	保健福祉課 教育委員会

（２）子育て支援サービスの充実

取組	取組内容	担当課 実施主体
一時預かり事業	保護者が、就労・病気・私用等で家庭での保育ができなくなった場合にのために、一時預かり事業による一時保育を提供します。	社会福祉 協議会
地域子育て支援拠点事業（ひよこの会）	保育所入所前の親子を対象に、「ひよこの会」として健康支援センターで月１回、乳幼児と保護者の交流の場を開設し、子育て相談、子育て情報提供、各種講習会などを行います。	保健福祉課

（３）放課後児童対策の推進

取組	取組内容	担当課 実施主体
放課後子ども教室	就労等の理由により保護者が昼間家庭にいない小学校児童の子育て支援と健全育成を図るため、学校施設等を活用した放課後子ども教室を開催します。	教育委員会

（４）子育て支援のネットワークづくり

取組	取組内容	担当課 実施主体
地域における子育て支援サービス等のネットワーク形成	乳幼児を持つ親同士が子育てに関する情報を提供し合い、お互いを支援していきます。「ひよこの会」等を活用しながら、入所前の幼児の親も含めたネットワークづくりを進めていきます。	保健福祉課
子育てに関する意識啓発等の推進	子育てへの関心・理解を深め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発等を進めます。	保健福祉課

（５）経済的支援の充実

取組	取組内容	担当課 実施主体
保育料の助成	赤井川へき地保育所に児童を預ける場合、保育料を２歳から全額助成します。	保健福祉課
乳幼児等の医療費助成	乳幼児から中学生までを対象として、北海道内医療機関への入院・通院、歯科診療、調剤等にかかった健康保険適用分の医療費の全額助成を行います。	保健福祉課
給食費の助成	小学校・中学校へ通う児童・生徒の給食費を全額助成します。	教育委員会
修学旅行等の費用助成	小学校・中学校へ通う児童・生徒に対し、修学旅行等の旅費の一部を支援します。	教育委員会
部活等支援事業	部活動等を行っている児童・生徒が大会に参加する際の旅費を助成します。	教育委員会
各種検定費用助成	小・中学校へ通う児童・生徒に対し、各種検定試験の受験料の一部を助成します。	教育委員会
各種シートの無料貸与	ベビーシート、チャイルドシート、ジュニアシートを無料で貸し出します。	総務課
ごみ袋の支給	村内居住者が出産した場合、20ℓのごみ袋を200枚支給します。	保健福祉課
バス定期券購入費助成	地域生活バスを利用して通学をしているものに対し、バス定期券の購入に要した費用の2分の1を助成します。	総務課 教育委員会

2　母子保健事業の推進

親が安心して子どもを産み、また子どもの健やかな成長の実現に向けて、活き活きと育つ地域づくりのため、安全かつ快適な妊娠・出産・子育ての推進や育児不安の軽減、子どもの疾病予防を目的とした健康管理・指導を強化します。また、思春期保健対策や母性・父性の育成を推進し、次代の親作りとなる基盤の構築に取り組みます。

（１）妊産婦・乳幼児に関する保健対策の充実

取組	取組内容	担当課 実施主体
乳児家庭全戸訪問事業	新生児訪問等を利用し、産後の母子の健康、育成および育児環境の状況を早期に把握し、健康問題を有するケースに対しては適切な指導助言を行います。 また、閉じこもり等母子の孤立化および育児不安等により発生する児童虐待の予防を図ります。必要に応じて養育支援訪問事業を行います。	保健福祉課
乳幼児健康診査、保健指導等の充実	妊娠期、出産期、新生児期および乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう各種健康診査を実施し、疾病等の早期発見に努め早期治療を促すとともに発育発達確認を行います。また、健診時等を利用して保健指導や食事指導等に取り組みます。子どもや母親の健康確保のための各種健診や、ニーズに対応した細かなサービス提供に努めます。	保健福祉課
予防接種の実施	感染症の予防のため予防接種法の規定に従い、定期予防接種を実施します。	保健福祉課
訪問指導の充実	妊娠期、出産期、新生児期および乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう訪問指導を実施します。	保健福祉課
乳幼児健康相談の充実	「親子相談」として、心身の発育発達の確認、育児相談やむし歯予防、離乳食に関する相談等を行います。また、母子に関する相談は、健康支援センターで随時行い、正しい知識の普及や育児不安の解消を図ります。	保健福祉課
子育て世代包括支援センターの設置	子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠・出産期から子育て期にわたり、切れ目なく支援を行います。	保健福祉課

（２）思春期保健対策の充実

取組	取組内容	担当課 実施主体
性に関する正しい知識の普及	中学校との連携を図り、10歳代の人工妊娠中絶、性感染症罹患率の増大等の問題に対応するために、性に関する健全な考え方を育むとともに、性や性感染症予防に関する正しい知識を深め、適切な行動を取れるように支援します。	教育委員会
喫煙に関する教育	学校保健との連携を図り、喫煙が健康に与える影響についての知識の普及および適切な行動がとれるように支援します。 幼児期から健康への影響を教育し、喫煙率の低下をめざし実施に努めます。	教育委員会
薬物、ネット依存等に関する教育	薬物やネット依存等の心身への悪影響に関する知識の普及を行います。	教育委員会
学童期・思春期の心の問題における相談体制の充実	小学生・中学生・父母・教職員を対象として、いじめや登校拒否、教育上の悩みや問題等、心の健康についての正しい理解と対応について資料等を活用した学習や研修を実施し内容の充実を図る中で、学童・生徒の豊かな人間性を育てることを支援します。	教育委員会

（３）食育の推進

取組	取組内容	担当課 実施主体
発達段階に応じた食に関する学習機会や情報の提供	乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食事、生活リズム等に関する学習の機会や情報提供に努めます。 放課後子ども教室等において料理作りを行い、子どもが友達と一緒に食事を楽しみながらとることができるよう取り組みます。 各学校における給食指導などを通じて、食物に関する理解や感謝の気持ちを深めます。	保健福祉課 教育委員会

3　子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備

次代の担い手である子どもが豊かな個性と感性を備え、かつ調和のとれた人間として成長するために、様々な支援体制の充実に取り組みます。

学校・家庭・地域等地域資源のネットワーク化により、子どもを産み育てることの喜びを実感できる仕組みづくりを展開するとともに、子どもの未知なる可能性を教育や遊び、日常の暮らしの中で育む教育力を向上させます。

（１）次代の親の育成

取組	取組内容	担当課 実施主体
子どもを産み育てることの意義に関する教育など	学校との連携を図り、子育ての楽しさ、男女が協力して家庭を築くことなど、子どもを産み育てることの意義を啓発します。広報紙等により、若い世代の住民に広報啓発を進めていきます。	保健福祉課

（２）子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備

取組	取組内容	担当課 実施主体
講師などを招いての学校教育の活性化	産業、文化、伝統等を教科書とは異なった視点から地域を学ぶ機会を設けます。そのため各分野の講師を村内外から招いて学び、体験できるような組織づくりを推進します。	教育委員会
地域との連携による多様な体験活動の推進	青少年の学習機会の拡充を図り自然とのふれあいを求める事業を実施します。	教育委員会
少年の健全育成	学校教育施設、社会教育施設、地域の自然環境等を積極的に活用した活動の場により、自主的な活動を促し、少年の健全育成を図ります。	教育委員会
コミュニティスクールの導入・推進	地域との交流や施設の開放、学校経営に関する評価の実施・公表等を通じ、地域に開かれた信頼される学校づくりを進めるため、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の導入を推進します。	教育委員会
国際交流の推進	オーストラリアのメルボルンにあるストラスモア校との国際交流を核とし、ＡＬＴを活用した英語教育等を通した国際交流を推進します。	教育委員会
スポーツ環境の充実	スポーツを通じて、健康増進と体力向上が図られるようスポーツ推進委員や各種目指導者と協力し運動習慣の定着に努めます。	教育委員会
子どもの健全育成に向けた関係機関との連携	子どもの不登校、ひきこもり、登校渋り等が発生した場合、その状況に応じて適切な対応を図るため、外部機関とネットワーク構築を図ります。	教育委員会 保健福祉課

（３）家庭や地域の教育力の向上

取組	取組内容	担当課 実施主体
保護者の学びの支援	子育て講座など保護者の学びの機会を提供し、子育てに関する知識の習得を促進します。	保健福祉課
相談体制の充実	子育てに関して悩む保護者に対する情報提供・相談支援体制の充実を図ります。	保健福祉課

４　子育てを支援する生活環境の整備

子どもと子育てを行う保護者が、安心かつ安全で快適な生活を送れるよう、のびのびと活動ができる空間を整備します。

さらに子どもを危険から守り、安全を確保するために、関係機関等と連携した活動を推進し、子どもの一人歩きに不安を感じなくても済む、むらづくりに取り組みます。

（１）交通被害からの保護

取組	取組内容	担当課 実施主体
交通安全施設整備	必要に応じ、歩道の段差解消等整備の要請をします。	総務課
交通安全推進活動の充実	交通事故防止、交通安全意識の高揚を図るため、交通安全運動期間やイベントでの啓発活動を実施します。	総務課 建設課
通学路安全推進会議の開催	村内の通学路について、児童生徒が安心して通学できるよう、委員が合同で現地調査等を実施します。	教育委員会 建設課
ヘルメット着用の推進	自転車乗車時の乗車用ヘルメットの着用推進を図ります。	教育委員会

（２）犯罪被害からの保護

取組	取組内容	担当課 実施主体
登下校時の防犯対策の推進	児童・生徒の登下校時における防犯対策に向けて、国が推進する登下校防犯プランの内容に則し、地域における連携の強化や不審者情報等の共有及び迅速な対応を行います。	教育委員会
犯罪等に関する情報提供の推進	広報あかいがわや防災無線等を用いて、防犯に関する情報提供を継続します。また、余市警察署等の関係機関と連携し、啓発活動を行います。	総務課

取組	取組内容	担当課 実施主体
犯罪・事故等の被害から子どもを守るための取組	学校付近や通学路等におけるＰＴＡや、警察等による子どもたちへの目配りと関係機関・団体との情報交換を積極的に行います。	教育委員会
「子ども 110 番の家」等の防犯ボランティア活動の推進	子どもが不審者から声をかけられたり、犯罪や虐待に遭ったときの避難場所としての「子ども110番の家」等のボランティア支援の継続を行います。	保健福祉課 教育委員会

（３）良質な住環境の確保

取組	取組内容	担当課 実施主体
住宅環境情報提供	村内の住宅取得に関する情報提供を行います。	建設課 総務課
公営住宅建て替え	公営住宅建て替え及び改修時に居住水準の向上を図り、子育て世代が利用しやすくなるよう努めます。	建設課
住宅取得への支援	移住・定住支援事業を通じて、住宅建設資金の支援を行います。	建設課

（４）働き方の見直しなどの啓発

取組	取組内容	担当課 実施主体
男女共同参画の周知・啓発	男女共同参画社会を推進するため、国や道より啓発物があった際には、掲示や配布をするなど、啓発運動に取り組みます。	総務課
子育てを支える制度等の周知	平成29年に施行された改正育児・介護休業法や男女雇用機会均等法などの法制度の周知・啓発を図ります。	産業課
ワーク・ライフ・バランスの周知・啓発	誰もが働きやすい労働環境の改善に向けた各種啓発、情報提供に努めます。	総務課

（５）遊び場づくりの推進

取組	取組内容	担当課 実施主体
自然環境を活かした遊び場づくり	児童の健全育成と体験の場を充実させるため、赤井川村の豊かな自然を生かした公園施設等、児童の遊び場づくりを検討します。	産業課
室内の遊び場づくり	土日祝日に利用できる室内の遊び場として赤井川村体育館や生活改善センターの活用を検討します。	保健福祉課 教育委員会

5　支援を必要とする子どもなどへの取組の推進

児童虐待の防止対策やひとり親家庭等への自立支援、障がい児への支援を必要とする家庭や子どもに対して、児童虐待防止対策の充実や、障がい児施策の充実に取り組み、こうした状況に置かれた家庭や子どもへの支援を行い、安心して生活できる地域環境づくりを推進します。

（１）児童虐待防止対策の充実

取組	取組内容	担当課 実施主体
要保護児童対策協議会の推進	学校、保育所、主任児童委員、警察、医療機関、行政、地域住民等と連携し単なる情報連絡の場にとどまらず、個々のケースの解決につながるような取組をめざします。実務担当者における学習・研修会などへの参加や、連携を図ります。	保健福祉課
児童虐待に関する一元的な相談窓口の設置	健康支援センターの相談窓口を児童虐待の一元的な窓口として位置付け、児童虐待に関する実情の把握や社会資源の情報提供を行うほか、相談等への対応を行い、子ども家庭総合支援拠点としての機能を提供します。	保健福祉課
親と子の心の健康づくり	母親の育児不安や虐待・いじめ等の問題に早期に対応するために、日常的な育児相談機能の強化、母子保健事業の充実を図ります。	保健福祉課
主任児童委員による児童の健全育成、児童虐待防止活動の推進	主任児童委員の研修会への積極的参加、学校訪問の実施等を行い、地域において児童の健全育成や虐待の防止など、子どもと子育て家庭への支援を住民と一体となって推進します。	保健福祉課

（２）ひとり親家庭等の自立支援の推進

取組	取組内容	担当課 実施主体
ひとり親家庭等に対する各種支援の充実	ひとり親家庭等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉の増進に努めます。	保健福祉課
相談体制の充実や情報提供	ひとり親家庭等に対する相談体制の充実を図るとともに、施策・取組についての情報提供を行います。	保健福祉課

（３）障がい児支援等の充実

取組	取組内容	担当課 実施主体
早期療育の充実	心身の発達の遅れが心配される乳幼児を早期に発見し、適切な療育指導を行うことにより、障がいの軽減を図り、二次的な障がいの発生を予防します。	保健福祉課
保育所での受け入れ対応の推進	障がいをもつ児童を保育所で受け入れるための体制づくりに努めます。	保健福祉課
特別支援教育の推進	障がいをもつ児童生徒が特別支援教育を受けられるように、障がいの判断や助言、保護者等への相談支援、学校への支援など、学校や関係機関と連携協力を進めます。 また、保護者や関係者をはじめ、地域住民に対し特別支援教育についての理解を深めるための啓発活動を行います。	保健福祉課 教育委員会
児童発達支援	近隣自治体と連携し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の取得、集団生活への適応訓練などの支援を行います。	保健福祉課
医療型児童発達支援	近隣自治体と連携し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の取得、集団生活への適応訓練などの支援・治療を行います。	保健福祉課
放課後等デイサービス	近隣自治体と連携し、放課後や、土日祝日などの学校休業日、夏休み、冬休みなどの長期休暇中に生活能力向上のための訓練等を続けることにより、障がい児の自立促進、放課後等の居場所づくりを行います。	保健福祉課
保育所等訪問支援	近隣自治体と連携し、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行います。	保健福祉課
障がい児相談支援	近隣自治体と連携し、障がいのある児童が障がい児通所支援を利用する前に、障がい児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。	保健福祉課

（４）外国人幼児等への支援

取組	取組内容	担当課 実施主体
外国人世帯への相談及び情報提供の推進	外国人幼児や両親が国際結婚の幼児などが円滑に保育所や子育て支援サービス等を利用できるよう、外国人幼児及びその保護者に対して相談対応などの支援を行います。	保健福祉課

第６章　子ども・子育て支援新制度の推進

１　子ども・子育て支援サービスの全体像

（１）子ども・子育て支援給付

従来の「子どものための教育・保育給付」及び「児童手当等交付金」に加え、10月１日からの教育・保育の無償化に伴い新設される「子育てのための施設等利用給付」から構成され、国が統一的な基準等を設けて各市町村でサービスの提供を行います。

（２）その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援

市町村が独自に実施する各種事業が対象となる「地域子ども・子育て支援事業」及び「仕事・子育て両立支援事業」で構成され、「地域子ども・子育て支援事業」は市町村ごとに地域の実情に応じたサービス提供を行うことができる制度となっています。

≪子ども・子育て支援新制度の概要≫

子ども・子育て支援給付

子どものための教育・保育給付	
施設型給付	幼稚園、保育所、認定こども園
地域型保育給付	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

子育てのための施設等利用給付	
施設等利用費	認定こども園（国立・公立大学法人立）、幼稚園（未移行）、認可外保育施設、特別支援学校、一時預かり事業、預かり保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業

児童手当等交付金
児童手当法等に基づく児童手当等の給付

その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援

地域子ども・子育て支援事業
①利用者支援事業 ②地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター） ③妊婦健康診査事業 ④乳児家庭全戸訪問事業 ⑤養育支援訪問事業他 ⑥子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業） ⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） ⑧一時預かり事業 ⑨延長保育事業 ⑩病児保育事業（病児・病後児保育事業） ⑪放課後児童健全育成事業（学童クラブ） ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

仕事・子育て両立支援事業
企業主導型保育事業、企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

（３）子どものための教育・保育給付の認定区分

子どものための教育・保育給付（施設型給付、地域型保育給付）に基づく幼稚園、保育所、認定こども園の利用にあたっては、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づく保育の必要性を認定（認定区分）します。

認定区分	年齢	保育の必要性	主な利用施設
１号認定	満３歳以上	保育の必要性なし	幼稚園、認定こども園
２号認定		保育の必要性あり（保育認定）	保育所、認定こども園
３号認定	満３歳未満		保育所、認定こども園、地域型保育

（４）子育てのための施設等利用給付の認定区分

令和元年10月１日より開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、「子育てのための施設等利用給付」が新設されました。この給付を受けるにあたっては、下記の認定を受ける必要があります。

認定区分	支給要件	主な利用施設
新１号認定	・新２号認定子ども、新３号認定子ども以外	幼稚園、特別支援学校等
新２号認定	・満３歳に達する日以後最初の３月31日を経過した小学校就学前の子ども ・別途定められた事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満３歳入園児は新３号、年少児からは新２号） 認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（２歳児まで新３号、３歳児からは新２号）
新３号認定	・満３歳に達する日以後最初の３月31日までの間にある小学校就学前の子ども ・別途定められた事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの ・保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの	

（５）「量の見込み」の算出項目

	分　類	量の見込み算出項目
教育・保育事業	アンケート調査結果等から「量の見込み」を算出する項目	＜３歳以上＞ ・１号認定（幼稚園及び認定こども園） ・２号認定（保育所及び認定こども園）
		＜３歳未満＞ ・３号認定［０歳児］（保育所及び認定こども園＋地域型保育） ・３号認定［１・２歳児］（保育所及び認定こども園＋地域型保育）
地域子ども・子育て支援事業		時間外保育事業（延長保育事業）
		放課後児童健全育成事業
		子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）
		地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター等）
		一時預かり事業 ・一時預かり（幼稚園型） ・上記以外の一時預かり（幼稚園型以外）
		病児保育事業
		子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
	アンケート調査によらず「量の見込み」を算出	利用者支援事業
		妊婦に対する健康診査
		乳幼児家庭全戸訪問事業
		養育支援訪問事業
	「量の見込み」の算出の必要なし	実費徴収に係る補足給付事業
		多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

2　教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援法にかかる教育・保育事業を提供する基礎となる市町村内の区域で、教育・保育施設や地域型保育事業の認可・認定の際に需給調整の判断基準となります。

赤井川村においては、教育・保育提供区域と地域子ども・子育て支援事業（区域設定の必要な11事業）提供区域を次のとおり設定します。

（１）教育・保育提供区域

事業区分	提供区域	区域設定の考え方
１号認定（３～５歳）	赤井川村全域	提供体制、利用状況を踏まえ、第１期計画の区域設定を継承し、赤井川村内を１区域とします。
２号認定（３～５歳）		
３号認定（０歳）		
３号認定（１～２歳）		

（２）地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定

事業種別	提供区域	区域設定の考え方
①利用者支援事業	赤井川村全域	提供体制、人口規模、利用状況等を踏まえ、第１期計画の区域設定を継承し、赤井川村内全域とします。
②地域子育て支援拠点事業		
③妊婦健康診査事業		
④乳児家庭全戸訪問事業		
⑤養育支援訪問事業事業		
⑥子育て短期支援事業		
⑦子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）		
⑧一時預かり事業		
⑨延長保育事業		
⑩病児保育事業（病児・病後児保育事業）		
⑪放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）		

３　児童人口の推計値

計画期間の児童人口の推計に当たっては、住民基本台帳の人口推移を踏まえ、コーホート変化率法により算出しました。

就学前児童及び小学生児童ともに概ね減少する見込みとなっています。

■就学前児童数の推計値

	令和 元年度	令和 ２年度	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度	令和 ６年度
０歳	7	7	7	7	7	6
１歳	2	7	6	6	6	6
２歳	11	2	7	6	6	6
３歳	8	9	2	7	6	6
４歳	5	8	9	2	7	6
５歳	9	5	8	9	2	7
合計	42	38	39	37	34	37

※住民基本台帳人口（平成26～31年各年４月１日現在）に基づき、コーホート変化率法による推計

■小学生児童数の推計値

	令和 元年度	令和 ２年度	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度	令和 ６年度
６歳	6	9	5	8	9	2
７歳	8	6	9	5	8	9
８歳	6	8	7	9	5	9
９歳	15	6	8	7	9	5
10 歳	14	15	6	8	7	9
11 歳	11	14	15	6	8	7
合計	60	58	50	43	46	41

※住民基本台帳人口（平成26～31年各年４月１日現在）に基づき、コーホート変化率法による推計

４　教育・保育の量の見込みと確保方策

（１）１号認定および２号認定（３歳以上）

①１号認定（３歳以上／保育の必要性なし）

区分	単位	令和 ２年度	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度	令和 ６年度
量の見込み	人	1	1	1	1	1
確保方策		1	1	1	1	1

②２号認定（３歳以上／保育の必要性あり）

区分	単位	令和 ２年度	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度	令和 ６年度
量の見込み	人	20	17	16	13	17
確保方策		20	17	16	13	17

■１号認定および２号認定の確保方策の考え方

量の見込みは赤井川へき地保育所の利用定員で確保できるため、現状通り赤井川へき地保育所への受け入れを確保方策とします。

幼稚園の利用を希望する世帯には近隣自治体との受け入れ調整を行います。

（２）３号認定（３歳未満）

①３号認定（０歳／保育の必要性あり）

区分	単位	令和 ２年度	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度	令和 ６年度
量の見込み	人	0	0	0	0	0
確保方策		0	0	0	0	0

②３号認定（１・２歳／保育の必要性あり）

区分	単位	令和 ２年度	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度	令和 ６年度
量の見込み	人	8	12	11	11	11
確保方策		8	12	11	11	11

■３号認定の確保方策の考え方

赤井川へき地保育所で満２歳からの受け入れを行っており、利用定員で確保できるため、現状通り赤井川へき地保育所への受け入れを確保方策とします。

０～１歳の定期的な受け入れは赤井川へき地保育所では行っていませんが、赤井川村社会福祉協議会で実施している子育てサポート事業で必要に応じて対応するほか、近隣自治体との受け入れ調整を行います。

５　地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

（１）利用者支援事業

子どもとその保護者、または妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

■利用者支援事業の実施箇所数

区分		単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み		箇所	0	0	0	0	0
	基本型・特定型		0	0	0	0	0
	母子保健型		0	0	0	0	0
確保方策		箇所	0	0	0	0	0
	基本型・特定型		0	0	0	0	0
	母子保健型		0	0	0	0	0

■確保方策の考え方

本村では利用者支援事業としては実施せず、健康支援センターを一元的な窓口として子育てに関する相談・助言等に対応するほか、地域の子育て支援に取り組んでいきます。

（２）地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

本村では「ひよこの会」として健康支援センターで月１回、乳幼児と保護者の交流の場を開設しており、子育て相談、子育て情報提供、各種講習会などを行っています。

■地域子育て支援拠点事業の延べ利用組数

区分	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	人回/月	7	9	8	8	8
確保方策		7	9	8	8	8

■確保方策の考え方

今後も「ひよこの会」を引き続き開設し、乳幼児と保護者の交流を図るとともに、子育て相談等への対応を行います。

（３）妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

本村では北海道内の医療機関に委託して実施しています。道外での健診受診は、別途申請により公費負担しています。

■妊婦健康診査の受診券発行者数

区分	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	人	7	7	7	7	6
確保方策		7	7	7	7	6

■妊婦健康診査の健診回数

区分	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	回	98	98	98	98	84
確保方策		98	98	98	98	84

■確保方策の考え方

これまでの健診実績は計画期間内の量の見込みを上回っているため、今後も現状の実施体制を維持し、妊婦健診を必要としている方への対応を行います。

（４）乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいるすべての家庭を訪問し、「子育てに関する情報提供」「乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握」「養育についての相談・指導・助言その他の援助」を行う事業です。

本村では新生児訪問事業として実施しています。

■新生児訪問事業の訪問人数

区分	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	人	7	7	7	7	6
確保方策		7	7	7	7	6

■確保方策の考え方

これまでの訪問実績は計画期間内の量の見込みを上回っているため、今後も現状の実施体制を維持し、新生児への訪問を実施します。

（５）養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、特に支援を必要とする妊婦や児童に対して、助産師や保健師が訪問し、相談や支援を行う事業です。

正式な事業名は「養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業」となっており、量の見込みは養育支援訪問事業の訪問人数としています。

■養育支援訪問事業の訪問人数

区分	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	人	0	0	0	0	0
確保方策		0	0	0	0	0

■確保方策の考え方

これまで養育支援訪問の実績はなく、計画期間内においても養育支援訪問はないと見込んでいます。今後、新生児訪問事業等により養育支援が必要となる世帯がある場合には、保健師が訪問対応を行います。

要保護児童等への対応は、必要に応じて要保護児童対策地域協議会の各会議等を開催し、関係機関との情報の共有を行うとともに、適切な対応を行います。

（６）子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

様々な理由により児童の療育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設に委託し、児童を保護することで、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。

本村では子育て短期支援事業を実施していません。

■子育て短期支援事業の延べ利用人数

区分	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	人日	0	0	0	0	0
確保方策		0	0	0	0	0

■確保方策の考え方

本村には児童福祉施設がなく、子育て短期支援事業を実施する体制を整備することが難しい状況にあります。

量の見込みの推計では、計画期間内において子育て短期支援事業の利用はないと見込んでいますが、本事業を必要とする保護者が出てきた場合には、近隣で本事業を実施している自治体との調整を行うなどの対応を検討します。

（７）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。本村では子育て短期支援事業を実施していません。

■子育て援助活動支援事業の延べ利用人数

区分		単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み		人日	0	0	0	0	0
	低学年		0	0	0	0	0
	高学年		0	0	0	0	0
確保方策		人日	0	0	0	0	0
	低学年		0	0	0	0	0
	高学年		0	0	0	0	0

■確保方策の考え方

量の見込みの推計では、計画期間内において子育て援助活動支援事業の利用はないと見込んでいますが、小学生児童の放課後の居場所を確保する必要がある場合には、放課後子ども教室での受け入れを行うこととします。

（８）一時預かり事業

保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となった乳児または幼児について、保育所その他の場所において、一時的な預かりを行う事業です。

本村には幼稚園がないため、幼稚園型の一時預かりは実施していませんが、赤井川村社会福祉協議会において子育てサポート事業を実施しています。

■一時預かり（幼稚園型）の延べ利用人数

区分	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	人	0	0	0	0	0
確保方策		0	0	0	0	0

■一時預かり（幼稚園型以外）の延べ利用人数

区分	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	人日	63	65	62	57	62
確保方策		63	65	62	57	62

■確保方策の考え方

赤井川村社会福祉協議会で実施している子育てサポート事業による受け入れを確保方策とします。

（９）時間外保育事業

保護者の就労形態の多様化、長時間通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、通常保育時間を超えての保育を実施する事業です。本村では時間外保育事業を実施していません。

■時間外保育事業の実利用者数

区分	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	人	5	5	5	5	5
確保方策		0	0	0	0	0

■確保方策の考え方

現在は勤務可能な保育士等の確保が困難な実情から、開所時間の延長は行っていません。量の見込み推計では時間外保育を希望する保護者が出ているため、計画期間内において時間外保育事業の実施可否の検討を進めていくこととします。

（10）病児保育事業

保護者が就労等の理由により、家庭で保育できない病気や病気の回復期にある乳幼児や小学生を対象に、病院や保育所等で保育を行う事業です。本村では病児保育事業を実施していません。

■病児保育事業の延べ利用人数

区分	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	人日	32	33	31	29	31
確保方策		0	0	0	0	0

■確保方策の考え方

量の見込みの推計では病児保育事業の利用ニーズが出ていますが、本村の保育施設及び医療施設は、病児保育事業を行うための設備が整っておらず、必要となる人材の確保も困難な状況にあります。

今後は近隣で本事業を実施している自治体との調整を行うなどの対応を検討します。

（11）放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。本村では平成28年度から放課後子ども教室として実施しています。

■放課後児童健全育成事業の利用人数

区分		単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み		人	32	30	29	31	25
	１年生		8	5	8	9	2
	２年生		4	7	4	7	8
	３年生		7	4	6	4	6
	４年生		5	7	4	6	4
	５年生		5	3	4	2	3
	６年生		3	4	3	3	2
確保方策		人	32	30	29	31	25

■確保方策の考え方

量の見込みは放課後子ども教室の利用定員で確保できるため、現状通り放課後子ども教室への受け入れを確保方策とします。

（12）実費徴収に係る補足給付事業

生活保護世帯や低所得世帯の状況を勘案し、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、行事への参加に要する費用を助成する事業です。

住民ニーズなどを把握するとともに、必要とされる助成について今後検討を進めます。

（13）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入時の促進とその他の事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

新規参入を希望する事業者が出た場合に相談、助言等を行います。

６　教育・保育の一体的提供の推進

（１）認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は、保護者の就労状況等に関わらず、新制度における教育・保育を一体的に受けることが可能な施設であるため、国においても、普及に向けた取組が進められています。本村の就学前児童数は減少傾向にあり、教育・保育施設としては、「赤井川へき地保育所」のみであるため、当面は現状のまま運営を行っていくこととします。

将来的な保育所または認定こども園への移行については、認可施設となるため現在のところ実施予定はありません。但し、教育・保育の量の見込みや財政状況等を十分考慮し、その必要性が認知される場合には取組を進めるものとします。また、国および道において財政支援メニューがある場合には、その活用を検討していくものとします。

（２）質の高い教育・保育についての基本的考え方

幼児期の教育・保育は、子どもたちの「生きる力」の基礎や生涯にわたる人格形成の基盤を培う極めて重要なものであることから、子どもの発達に応じた質の高い教育・保育の提供に努めます。保育所に対しては、質の高い幼児期の教育・保育を総合的に提供できる環境を整えていくため、必要な措置を講じます。

支援を必要とする子どもに対しては、赤井川村障がい者計画等との整合・連携を図り、ニーズに応じた質の高い幼児期の教育・保育の提供に努めます。

また、教育・保育に関する専門性を有する専門性を有する指導主事及び幼児教育アドバイザーの配置に関して検討を進めます。

（３）地域子ども･子育て支援事業についての基本的考え方

すべての子どもに対し、関連する諸制度との連携を図り、健やかな育ちを支援し、ニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を充実させるよう努めていきます。

子どもや家庭の状況に応じ、妊娠・出産期から切れ目のない支援が受けられるよう、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるため、子どもや家庭の状況に応じ、子育ての安心感や充実感を得られるような親同士の交流の場づくり、子育て相談や情報提供などの支援を行います。

（４）教育・保育施設と地域型保育事業者との連携の推進

地域型保育事業を利用する子どもが、満３歳以降も引き続き質の高い教育・保育を受けることができるよう、教育・保育施設と地域型保育事業者との連携を図ります。

（５）保育所と小学校等との連携の推進

子どもの発達や学びの連続性を踏まえた幼児期の保育は、その後の学校教育の基盤を培う重要なものであることから、保育所は幼児期の保育環境の充実を図るとともに、小学校等と連携し、円滑な小学校教育へつながるよう努めていきます。

7　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

（１）適切な給付の推進

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、その利用料金は償還払いを基本とします。給付にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や手続き等の利便性にも配慮しながら、公正かつ適正な給付に努めます。

（２）都道府県との連携の方策

特定子ども・子育て支援施設の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使に関して、円滑に制度を推進するため必要に応じて北海道との連携を図ります。

北海道との連携においては、北海道に対して施設や運営者等の連携に必要な情報提供を行うとともに、立ち入り調査や是正指導等が必要となった場合には北海道に協力を要請し、適切な対応が行います。

第７章　計画の推進

１　計画の推進体制

（１）庁内体制の整備

本計画の推進にあたっては、施策にかかわる関係部局が連携・協力し、横断的な取組を積極的に進めます。

（２）地域における取組や活動との連携

子どもと子育て家庭に関する問題やニーズを常に把握しながら、地域における保育・教育・福祉・保健・医療などの関係機関・団体等による活動を核とし、それらとのより一層の連携を強化し、地域の子育て支援を進めます。

（３）村民および企業等への広報・啓発

社会全体で子育て支援に取り組むために、村民や企業、関係団体等が計画の基本理念を共有し、地域が子どもと子育て支援に関わる姿勢の共通認識を持って主体的に取り組めるよう、計画内容の広報・啓発に努めるとともに、村外に対してもホームページなどを活用し、情報発信を行います。

２　計画の点検・評価・改善

（１）計画の点検・評価と見直し

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、毎年度の進捗状況・成果を点検するとともに、赤井川村保健福祉推進会議で協議しながら、計画の着実な推進を図ります。なお、状況の変更等により計画の見直しの必要が生じたときには、赤井川村保健福祉推進会議で協議のうえ見直しを行うことができることとします。

（２）計画の公表、村民意見の反映

ホームページなどを活用し、本計画に基づく取組や事業の進捗状況を広く公表していくことで、村民への浸透を図ります。また、機会をとらえて村民意見を把握し、村民目線を生かした施策・事業の推進を図ります。

Ⅳ　高齢者保健福祉計画

第１章　計画の基本事項

第１節　第７期計画策定の趣旨

高齢者保健福祉計画（老人保健福祉計画）は、介護保険事業計画と一体の計画として策定されていましたが、介護保険事業が平成21年度から後志広域連合を保険者として実施されているため、介護保険事業計画は後志広域連合で作成します。そのため、赤井川村高齢者保健福祉計画は前期計画と同様、後志広域連合が策定する介護保険事業計画と分離し策定することになります。

第２節　計画の位置づけ

１　計画の根拠と位置づけ

高齢者（老人）保健福祉計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の８の「市町村は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第２条第４項の基本構想に即して、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。」の規定に基づき、法定計画として位置づけられております。

第６期高齢者保健福祉計画（平成27年度～平成29年度）の期間が終了するため、必要な見直しを加えた第７期高齢者保健福祉計画を策定いたしました。

２　関連計画との整合

高齢者保健福祉計画は、第４期赤井川村総合計画を上位計画として、高齢者福祉施策を推進するための計画と位置づけ、本計画に係る具体的な事業は総合計画の実施計画との調整を行って進めるとともに、後志広域連合が作成する介護保険事業計画との整合を図っていきます。また、障害者基本法、障害者総合支援法に基づく計画（赤井川村障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画）、健康増進法に基づく赤井川村健康づくり計画など、密接に係る計画等との整合を図っていきます。

図１－１　高齢者保健福祉計画策定のイメージ

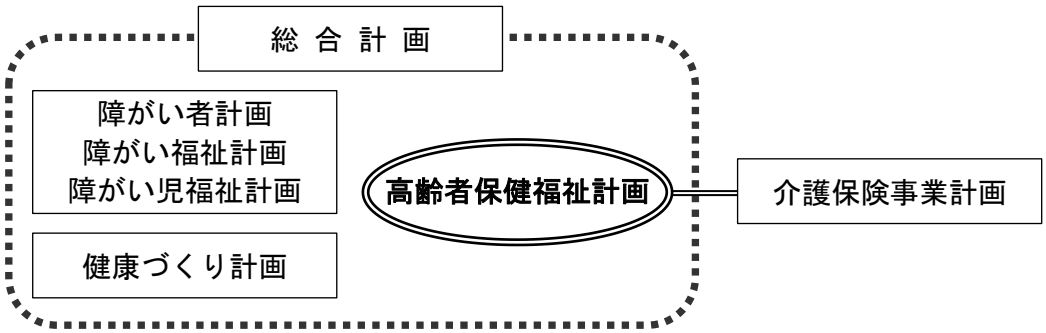

第３節　計画の期間

高齢者保健福祉計画の期間は、３年を１期として運営される介護保険事業と連携して策定するため、介護保険事業に合わせ平成30年度から令和２年度までの３年間となります。令和元年度中より計画の見直しに着手し、令和３年度を計画の開始期となる第８期計画を策定する予定です。

図１−２　計画策定のスケジュール

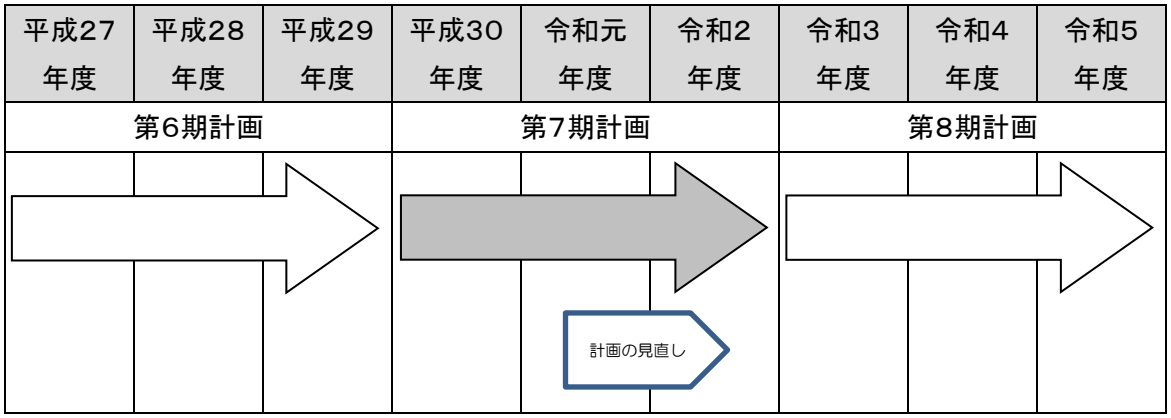

第４節　計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、赤井川村高齢者保健福祉計画推進委員会を設置して、高齢者の住民活動者、福祉医療等関係者、学識経験者と多くの関係者の協力を得て、本村の特性に応じた事業の展開を推進するため、協議検討を行い策定しました。

図１−３　計画策定体制図

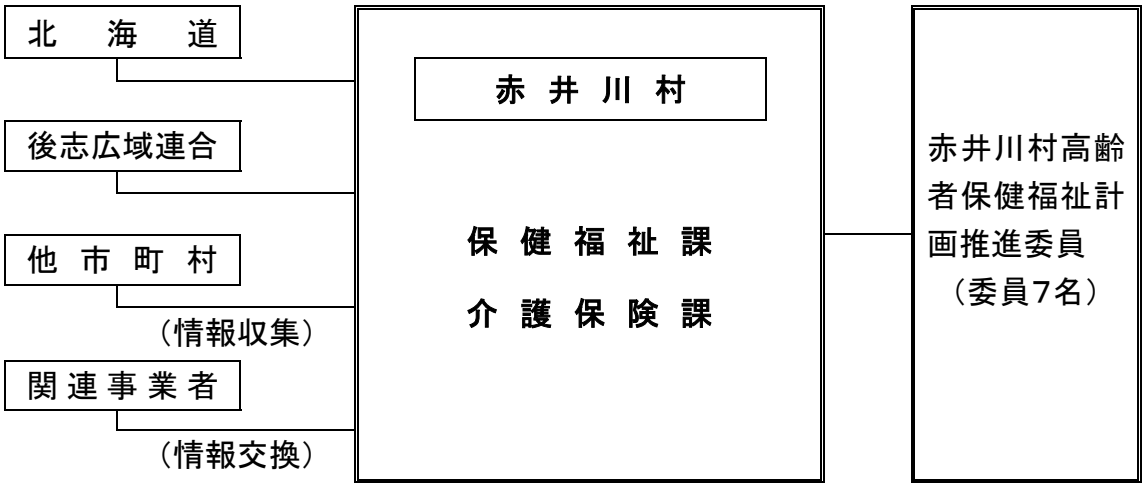

第２章　高齢者を取り巻く現状

第１節　高齢者数の将来推計

今後、本村の総人口は減少していきますが、高齢者人口は引き続き増加し、令和２年度には、高齢化率は34.4%にまで上昇すると推計しています。

表２－１　赤井川村の総人口と高齢者人口の推移

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	２年度	７年度
総人口	1,165人	1,146人	1,111人	1,129 人	1,158 人	**1,185 人**	**1,084 人**	**1,072 人**	**1,060 人**	**998 人**
高齢者人口	344人	357人	351人	373 人	367 人	**365 人**	**368 人**	**369 人**	**370 人**	**343 人**
高齢化率	29.5%	31.2%	31.6%	33.0%	33.0%	**31.7%**	**30.8%**	**33.9%**	**34.4%**	**34.9%**
75歳以上人口	196人	200人	192人	193 人	197 人	**193 人**	**192 人**	**193 人**	**194 人**	**208 人**
65～74歳人口	148人	157人	159人	180 人	170 人	**172 人**	**176 人**	**176 人**	**176 人**	**135 人**
40～64歳人口	414人	414人	389人	385 人	381 人	**378 人**	**368 人**	**361 人**	**355 人**	**336 人**

※太字斜体は推計値

※平成 24 年度から 28 年度は実績値、29 年度以降は推計値については、国勢調査の数値が基準。各年度の 10 月 1 日が基準日。

図２－１　赤井川村の総人口と高齢者人口の推移

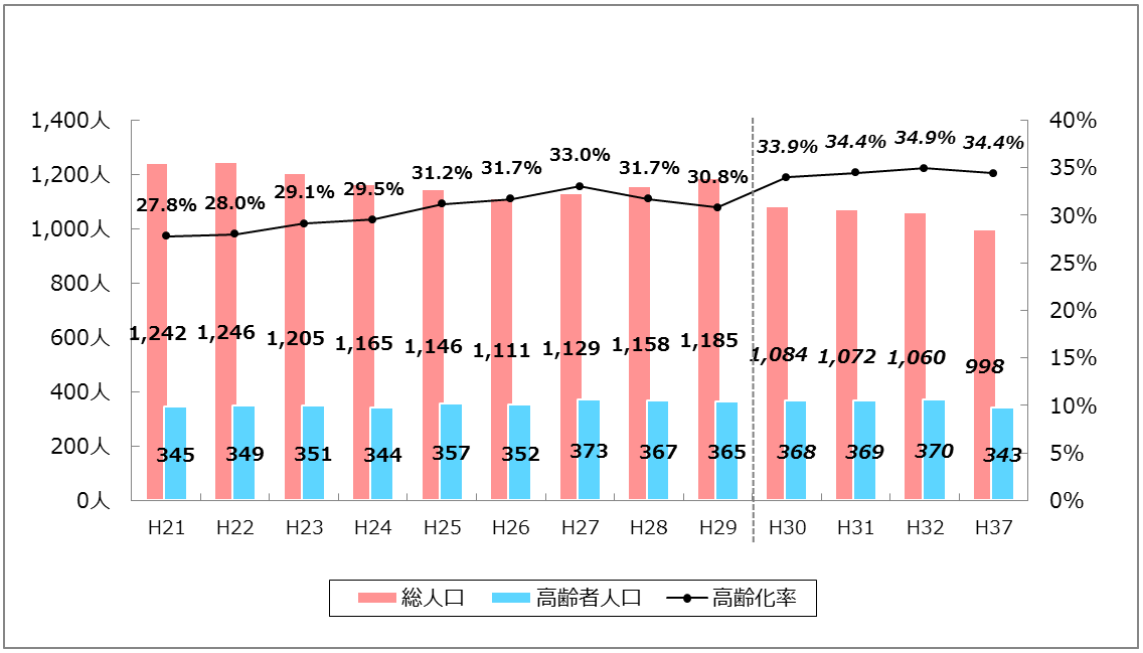

※上記表２－１をもとに作成

第２節　高齢者の社会参加状況

１　社会参加の状況

現在村で取り組んでいる高齢者向けの社会参加の取り組みについて報告します。

（１）老人クラブ

老人クラブは、「赤井川村悠楽会」があり、主な活動内容は、教養の向上や健康の増進、レクリエーション、ボランティア活動、地域社会との交流などの活動をしています。また、会員の高齢化・減少等の課題から、シニア層（定年後世代）・アクティブシルバー層（活動的な高齢者）の加入を促すため、活動の場を通じてのニーズ把握やPR活動を行っています。

表２－２　赤井川村悠楽会年代別会員数

	69 歳以下	70～74 歳	75～79 歳	80～84 歳	85 歳以上	計
会員数	１人	６人	12 人	10 人	12 人	41 人

※平成30年１月現在

図2-2 赤井川村悠楽会　年代別分布

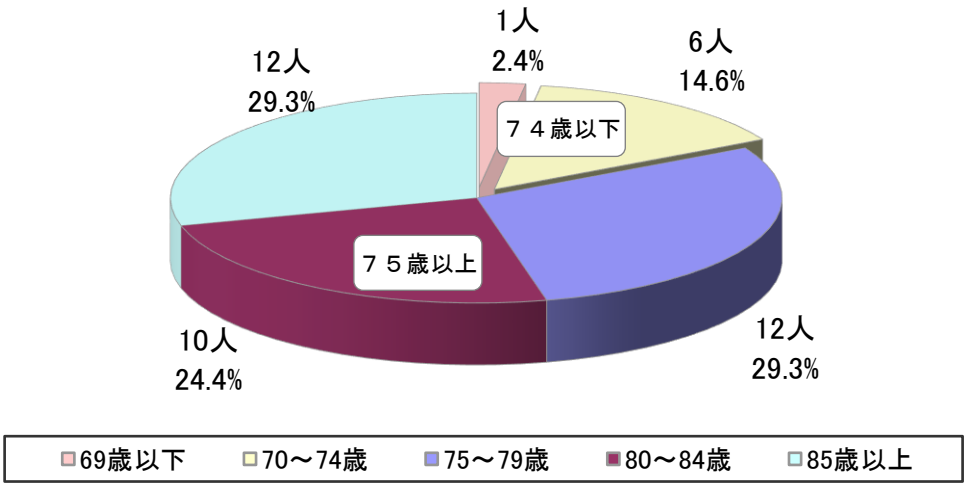

（２）生涯学習

高齢者の生涯学習の場として、悠楽学園大学を毎月開催し、身近な生活・健康・福祉・趣味などについて学習するとともに、高齢者間の交流を図っています。

表２－３　悠楽学園大学受講者数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
受講者延べ人数	271 人	315 人	273 人
修業証書授与者	39 人	41 人	41 人（予定）

※平成29年度延べ人数は、平成30年１月現在

（３）スポーツ活動

高齢者対象のスポーツとして、ゲートボールやパークゴルフなどが盛んに行われており、健康づくり・体力づくり、そして、生きがいづくりや仲間との交流の場として、多くの高齢者が参加しています。

（４）文化活動

住民の自主的な活動として、囲碁や将棋、カラオケなどがあります。仲間との情報交換や親睦を深めるなど、交流が図られています。

毎年11月に行われる赤井川村文化祭では、個人、グループホーム、デイサービス、高齢者サロンからの作品出展がみられます。

第３章　高齢者福祉サービス等の現状

第１節　高齢者福祉サービスの実施状況

１　生活支援事業

高齢者の自立した生活を確保するために、生活に必要な支援事業を次のとおり行っています。（事業の一部は、介護保険法における地域支援事業に移行）

（１）自立者生活支援事業

病弱等の理由により日常生活を営むのに何らかの支援が必要である概ね65歳以上の方に対し、居宅において自立した生活が営めるよう訪問介護員を派遣し、軽易な日常生活上の援助を行います。

（２）パートヘルパー派遣事業

要介護状態や病弱等の理由により日常生活を営むのに何らかの支援が必要である概ね65歳以上の方に対し、居宅での自立した生活を維持し、安心して生活が営めるよう援助することを目的に、パートヘルパーの派遣を行います。

（３）生きがいデイサービス事業

病弱等の理由により日常生活を営むのに何らかの支援が必要である概ね65歳以上の方に対し、赤井川村デイサービスセンターにおいて、日常生活訓練、趣味活動等必要なサービスの提供を行います。

（４）高齢者冬期間生活支援助成金事業

高齢者が冬期間安心して生活ができるよう、自宅玄関口から除雪路線までの取り付け私道等の距離が50m以上ある方に対し、除排雪に要する経費について助成金を交付します。

※本事業は、平成 28 年度より「在宅高齢者除雪支援助成金事業」と統合されました。

２　緊急通報サービス事業

在宅のひとり暮らし、または、ひとり暮らしに準じる高齢者に緊急通報装置を貸与し、24時間体制で見守りを行う事業です。

３　高齢者地域ケア推進事業

在宅高齢者の福祉の向上を図ることを目的に、各種在宅福祉サービスを提供しています。事業の運営は社会福祉法人赤井川村社会福祉協議会に委託しています。

（１）電話サービス

ひとり暮らしや病弱等により日常生活に何らかの不安を抱える高齢者に対し、電話による安否確認や相談、話し相手を行います。

（２）布団乾燥サービス

傷病等の理由により寝具の衛生管理等が困難な方に対し、衛生面に配慮した生活が送られるよう布団乾燥機による寝具の乾燥消毒を行います。

（３）除雪サービス

老齢等のため除排雪の労力確保が困難な方を対象に、現に居住している居宅部分の屋根の雪下ろし等を行います。

※本事業は、平成 28 年度より「在宅高齢者除雪支援助成金事業」と統合されました。

表３－１　高齢者福祉サービスの実施状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自立者生活支援事業	11 人/延べ 96 回	10 人/延べ 167 回	８人/延べ 92 回
パートヘルパー派遣事業	－	－	１人/延べ７回
生きがいデイサービス事業	４人/延べ 164 回	６人/延べ 281 回	６人/延べ 232 回
高齢者冬期間生活支援助成金事業	８世帯		
緊急通報サービス事業	28 世帯	26 世帯	21 世帯
高齢者地域ケア推進事業（電話サービス）	７世帯/延べ 564 回	26 世帯/延べ 502 回	世帯/延べ　回
高齢者地域ケア推進事業（布団乾燥サービス）	－	－	－
高齢者地域ケア推進事業（除雪サービス）	28 世帯/延べ 128 回		
在宅高齢者除雪支援助成金事業		25 世帯	26 世帯

※平成29年度の数値は、平成30年１月現在

※除雪サービス事業と高齢者冬期間生活支援助成金事業は、平成 28 年度より在宅高齢者除雪支援助成金事業として統合され、村直営で実施。

４　養護老人ホーム

養護老人ホームは、環境及び経済上の理由で、家庭での生活が困難な高齢者を対象に、介助や家事など身の回りの世話を行う施設です。本村には施設はありませんが、近隣市町村への入所により必要な支援を行っています。

表３－２　養護老人ホーム入所者数

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
３人	３人	２人

※平成29年度の人数は、平成30年１月現在

５　その他の高齢者福祉事業

（１）敬老年金

長寿を祝い敬老思想の高揚と福祉の向上に寄与するため、村内に１年以上住所を有している70歳以上の方に対し、支給しています。また、満100歳に達した方に対し、お祝状の授与及び長寿祝金を支給しています。

（２）福祉灯油

12月１日現在において本村に居住している低所得で70歳以上の老齢者・寡婦・心身障がい者の世帯に対し、灯油等の暖房費の一部を助成しています。

（３）赤井川村保養センター（赤井川カルデラ温泉）福祉パスポート

65歳以上の方及び身体障がい者に対し、心身の回復・福祉の向上を図ることを目的として、福祉パスポートを交付しています。また、福祉パスポート保持者に福祉入館券を配布することで、無料入浴の機会を提供しています。

（４）赤井川カルデラ温泉無料送迎バスの運行

毎月、第２・第４木曜日に村内一円の停留所を巡る、赤井川カルデラ温泉行きの無料送迎バスを運行しております。

（５）補聴器購入費補助

本村に居住する高齢者のうち、難聴のため補聴器を必要とする方に対し、補聴器の購入費に対し、予算の範囲内で補助を行います。

表３－３　その他高齢者福祉事業の実施状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
敬老年金	271 人	268 人	264 人
敬老会 77 歳以上	81／180 人	82／178 人	75／173 人
福祉灯油	53 世帯	21 世帯	18 世帯
福祉パスポート	19 人	19 人	16 人
福祉入館券	延べ　21,306 人	延べ　19,463 人	延べ　15,222 人
無料送迎バスの運行	延べ　272 人	延べ　252 人	延べ　217 人
補聴器購入費補助	０人	０人	０人

※平成29年度の人数は、平成30年１月現在

６　保健サービス

（１）訪問指導

生活習慣病の予防、介護予防の観点から保健サービスと医療福祉等のサービスとの調整を図り、個々のケースで柔軟に対応し、健康管理と自立した生活が送られるように訪問指導を行っております。

（２）健康教育

生活習慣病の予防、介護を要する状態になることの予防、その他健康に関する事項について、正しい知識の普及を図ることにより「自分の健康は、自分で守る」という認識と自覚を高め、赤井川村保健推進員協議会や赤井川村食生活改善推進員会等と連携を図り、地域ぐるみの健康づくりを推進しています。

（３）健康相談

生活習慣病の予防のための「重点健康相談」や対象者の心身の健康に関する一般的事項についての「総合健康相談」を実施し、個別の生活に応じた健康づくりの支援を行っております。

（４）基本健康診査等

自らの健康を見直すことのできる事業で今後も事業の推進を図ります。また、各種がん検診（胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん・子宮がん）についても早期発見、早期治療を目的とし、健診受診率の向上を図っております。

（５）予防接種支援

65歳以上の方（一部、60歳以上65歳未満の内部障がいをお持ちの方）に対し、村独自でインフルエンザワクチンの予防接種を円滑に実施するための支援を行っております。また、高齢者肺炎球菌ワクチンについては国の基準に基づき、定期予防接種として受診支援、助成を行っております。

（６）障がい者口腔指導事業

介護職員が口腔機能向上を図る技術を学ぶことを目的として実施し、あわせてデイサービスセンター利用者の口腔機能の向上を図っております。

表３－４　保健サービス事業の実施状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪問指導	184 人	141 人	133 人
健康教育	137 人	161 人	132 人
基本健康診査等	268 人	240 人	229 人
高齢者インフルエンザワクチン接種	210 人	224 人	203 人
肺炎球菌ワクチン接種	27 人	33 人	30 人
障がい者口腔指導	14 人	12 人	14 人

※一部の事業は、全住民対象事業の実績。平成29年度は、平成30年１月現在

７　高齢者向け住宅

住宅を必要としている方に対し、住宅を貸与しその生活の安定と高齢者福祉の向上に寄与することを目的としています。しかしながら、村営住宅では約３割が、村有住宅では大半の住宅が耐用年数を経過していることから、現在策定中の「公営住宅等長寿命化計画」で建て替えや住宅環境改修を検討しています。

（１）高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）

60歳以上の方が地域の中で自立して安全で快適な生活ができるように、福祉施設と住宅施設の連携を目指した村営住宅等です。この住宅は、入居者の身体状況を考慮したトイレ、浴室等の設備と、緊急通報システム設置などの安全面に配慮した集合住宅になっております。入居対象は、単身高齢者、高齢者のみの世帯、高齢者夫婦世帯などです。生活援助員（住宅戸数30戸に対し１人が標準）が配置されていて、入居者の生活指導・相談、緊急時の対応などを行います。

（２）寿住宅

高齢者住宅として、住宅を必要としている方(家庭の事情で家族と別居を必要とする場合を含む)に対し、生活の安定と高齢者福祉の向上に寄与することを目的としています。

表３－５　高齢者福祉サービスの実施状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
高齢者世話付住宅	10／10 戸	10／10 戸	10／10 戸
寿住宅	４／８戸	３／８戸	１／８戸

※（入居戸数）／（実戸数）を表しています。平成29年度は平成30年１月現在

第２節　介護保険事業及び地域支援事業の実施状況

平成21年度より介護保険事業（地域支援事業含む）については、後志広域連合が保険者となり事業を実施しており、第７期計画においても、引き続き、後志広域連合が実施します。

１　介護保険事業

（１）要支援・要介護認定者数の推計

平成29年度より、介護予防・生活支援サービス事業が開始されました。これにより、要支援認定を経ず（「基本チェックリスト」を施行）、村が提供するサービスを利用する高齢者を「事業対象者」とし、項目を追加しております。

表３－６　年度別要支援・要介護認定者数及び認定率の推移

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	**29年度**	**30年度**	**元年度**	**２年度**
事業対象者						**２人**	**２人**	**２人**	**２人**
要支援１	3人	6人	5人	6人	6人	**10人**	**11人**	**12人**	**12人**
要支援２	6人	7人	6人	7人	7人	**６人**	**５人**	**５人**	**５人**
要介護１	21人	24人	25人	25人	25人	**17人**	**18人**	**18人**	**18人**
要介護２	12人	15人	19人	20人	21人	**24人**	**24人**	**24人**	**25人**
要介護３	9人	9人	7人	7人	8人	**６人**	**６人**	**６人**	**６人**
要介護４	10人	10人	10人	10人	11人	**７人**	**７人**	**７人**	**７人**
要介護５	8人	8人	8人	9人	9人	**12人**	**12人**	**12人**	**12人**
計	69人	79人	80人	84人	87人	**82人**	**83人**	**84人**	**85人**
認定率	20.1%	22.1%	22.8%	23.7%	24.4%	**25.3%**	**22.0%**	**22.1%**	**22.3%**

※斜体太字は推計値

※平成24年度から28年度は実績値、29年度以降は推計値。各年度末日が基準日

図３－１　年度別要支援・要介護認定者・事業対象者数及び認定率

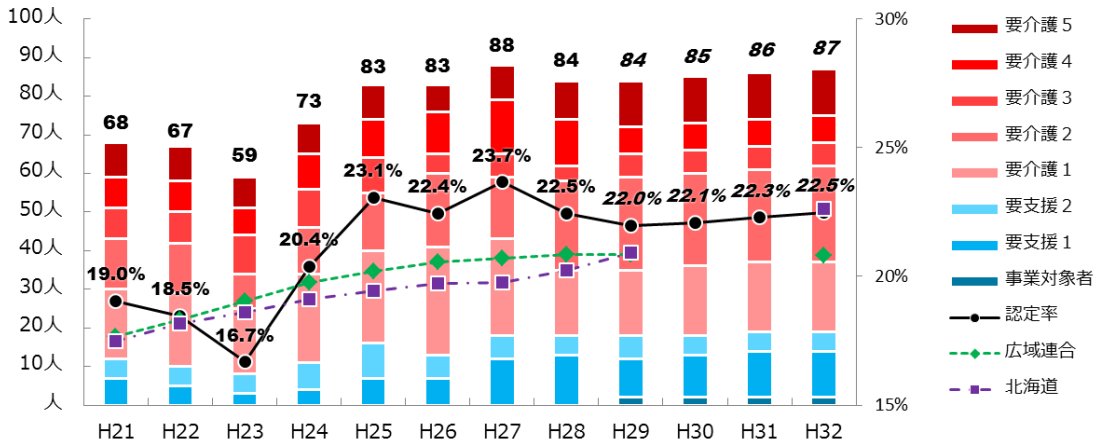

※認定率については、高齢者人口に対しての認定者数

（２）介護サービス給付等対象サービスの利用状況（１か月当たり利用者数）

本村で提供されているサービスの１か月当たりの利用者数の実績と推移です。通所介護については、平成28年度から地域密着型サービスに、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護については、平成28年度から地域支援事業の介護予防・生活サービス事業へ移行いたしました。

図３－７　介護サービス給付日の利用人数（介護予防サービス）

【介護予防】　　単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平31年度	平成32年度
介護予防サービス						
介護予防訪問介護	1.2	1.6	*1.2*	*1.3*	*1.3*	*1.3*
介護予防訪問入浴介護						
介護予防訪問看護	1.2	1.6	*1.2*	*1.3*	*1.3*	*1.3*
介護予防訪問リハビリテーション						
介護予防居宅療養管理指導						
介護予防通所介護	4.8	1.2	*1.2*	*1.2*	*1.2*	*1.2*
介護予防通所リハビリテーション						
介護予防短期入所生活介護						
短期入所療養介護（介護老人保健施設）						
短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）						
介護予防福祉用具貸与	0.3		*0.3*	*0.3*	*0.3*	*0.3*
特定介護予防福祉用具購入費	0.1		*0.1*	*0.1*	*0.1*	*0.1*
介護予防住宅改修	0.4	0.1	*0.4*	*0.3*	*0.3*	*0.3*
介護予防特定施設入居者生活介護						
地域密着型（介護予防）サービス						
介護予防認知症対応型通所介護						
介護予防小規模多機能型居宅介護						
介護予防認知症対応型共同生活介護						
介護予防地域密着型通所介護						
介護予防支援	6.2	2.8	*3.0*	*2.8*	*2.9*	*2.9*

※小数点の関係で合計と各項目を合算した数字が異なる場合があります。斜体は推計値

図３－８　介護サービス給付日の利用人数（介護サービス）

【介護サービス】　　単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平31年度	平成32年度
居宅サービス						
訪問介護	34.4	28.4	*34.4*	*32.4*	*32.4*	*32.4*
訪問入浴介護						
訪問看護	3.3	2.4	*3.3*	*3.0*	*3.0*	*3.0*
訪問リハビリテーション						
居宅療養管理指導	0.2	0.8	*0.2*	*0.4*	*0.4*	*0.4*
通所介護	22.0	4.3	*22.0*	*16.1*	*16.1*	*16.1*
通所リハビリテーション		0.7	*0.8*	*0.7*	*0.7*	*0.7*
短期入所生活介護	2.6	2.1	*2.6*	*2.4*	*2.4*	*2.4*
短期入所療養介護（介護老人保健施設）						
短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）						
福祉用具貸与	14.4	1.6	*14.4*	*10.1*	*10.1*	*10.1*
福祉用具購入費	0.3	0.3	*0.3*	*0.3*	*0.3*	*0.3*
住宅改修費	0.5	0.5	*0.5*	*0.5*	*0.5*	*0.5*
特定施設入居者生活介護		2.5	*2.5*	*2.5*	*2.5*	*2.5*
地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護						
夜間対応型訪問介護						
地域密着型通所介護		17.2	*17.0*	*17.2*	*17.1*	*17.1*
認知症対応型通所介護						
小規模多機能型居宅介護						
認知症対応型共同生活介護	8.0	8.0	*8.0*	*8.0*	*8.0*	*8.0*
地域密着型特定施設入居者生活介護						
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護						
看護小規模多機能型居宅介護						
施設サービス						
介護老人福祉施設	7.6	10.0	*7.6*	*8.4*	*8.4*	*8.4*
介護老人保健施設	10.3	5.9	*10.3*	*8.8*	*8.8*	*8.8*
介護療養型医療施設	1.0	1.0	*1.0*	*1.0*	*1.0*	*1.0*
居宅介護支援	35.0	30.4	*35.0*	*33.5*	*33.5*	*33.5*

※小数点の関係で合計と各項目を合算した数字が異なる場合があります。斜体は推計値

２　地域支援事業

高齢者が要支援状態及び要介護状態となることを予防するとともに、要支援状態及び要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的に、次の事業を実施しています。

また、関係機関との連携により、ケースに関する情報の共有化を図り、適切な指導を行っています。

（１）介護予防事業

ア　二次予防事業

要介護状態になるおそれの高い高齢者を対象に、心身の状態の維持改善と悪化防止のため実施する事業ですが、対象者がごく少数であったことから、一般高齢者と共に一次予防事業として実施しています。平成28年度より介護予防・生活支援サービス事業へ移行され、訪問型サービスや通所型サービスを提供しています。

イ　一次予防事業

地域において介護予防に資する自発的な活動が広く実施され、地域の高齢者が自ら活動に参加し、介護予防に向けた取り組みが主体的に実施されるよう、高齢者の日常生活に欠くことのできない様々な情報をわかりやすくお伝えすると共に、「昔の若人おしゃべりサロン」をはじめ、各種団体・関係機関の協力を得ながら、活動の場を提供しています。平成28年度より、一般介護予防事業に名称が変更しました。

表３－９　介護予防事業の実施状況

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
元気はつらつ教室				
	開催回数	８回	８回	３回
	参加者数	21 人/延べ 123 人	19 人/延べ 100 人	12 人/延べ 20 人
昔の若人おしゃべりサロン				
	開催回数	５回	12 回	９回
	参加者数	21 人/延べ 99 人	39 人/延べ 270 人	19 人/延べ 192 人
救急医療情報キット				
	保有者数	105 人	96 人	101 人

※平成29年度は平成30年１月現在

（２）包括的支援事業

地域住民の保健医療の向上及び福祉の推進を包括的に支援することを目的に、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談・支援事業権利擁護事業、包括的・継続的なケアマネジメント支援事業を実施しています。

（３）任意事業

介護給付等費用適性化事業、家族介護支援その他介護保険事業の安定化や被保険者の地域における自立した日常生活の支援を行うため、必要な事業を実施しています。

ア　家族介護支援事業

高齢者を介護している家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を図ることを目的に、次の事業を実施しています。

（ア）家族介護教室

家庭において家族を介護する者が、より安心して介護ができるよう、要介護者を極力ねたきりにさせないように配慮しつつ、適切に介護の知識・技術の習得、外部サービスの適切な利用方法を習得することで、介護についての精神的・肉体的負担の軽減を目的としています。

（イ）　家族介護慰労金

市町村民税非課税世帯の要介護４または要介護５の在宅高齢者が、１年間介護サービスの利用がなく（１週間までのショートステイの利用は除く。）、かつ、長期入院（概ね３か月以上）をせずに在宅で過ごした場合、その高齢者を在宅で介護している家族に対し、慰労金を支給しています。第６期計画期間中の対象者はありませんでした。

イ　その他事業

地域の実情に応じた独自のサービスを実施します。

（ア）成年後見制度利用支援事業

判断能力が十分でない高齢者、知的障がい者、精神障がい者等による民法で定める成年後見制度の利用を支援することにより、対象者の権利擁護に役立てています。

（イ）地域自立生活支援事業

シルバーハウジングに居住する高齢者に対し生活援助員を派遣し、入居者が自立し安全かつ快適な生活を営むことができるよう、その在宅生活を援助しています。

表３－10　包括的支援事業・任意事業の実施状況

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
成年後見制度				
	相談受付件数	１件	０件	０件
	利用支援件数	１件	１件	０件
家族介護教室		－	－	１回（予定）
家族介護慰労金		０件	０件	０件
地域自立生活支援		随時	随時	随時

※平成29年度は平成30年１月現在

第３節　地域包括支援センター

１　地域包括支援センター

介護保険法の規定に基づき、高齢者が住み慣れた地域でできる限り継続して生活を送ることを支えるために、個々の高齢者の状況やその変化に応じて、適切なサービス、多様な支援を提供することを目的に、平成19年４月１日から村直営で設置、運営しています。平成29年７月１日より、事業運営は委託され、継続的に運営を行っております。また平成30年度からは、図３－２の業務に加え、新たに２つの事業を開始・推進してまいります（第６章参照）。

表３－１１　地域包括支援センター　職員体制

職種	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
所長（社会課長兼務）	１名	１名	
保健師（保健福祉係兼務）	１名	１名	
介護支援専門員	―	１名	
事務職（介護保険係兼務）	１名	１名	
所長（主任介護支援専門員）			１名
社会福祉士（介護支援専門員）			１名
社会福祉主事			１名

※基準日：年度末日

図３－２　地域包括支援センターの業務

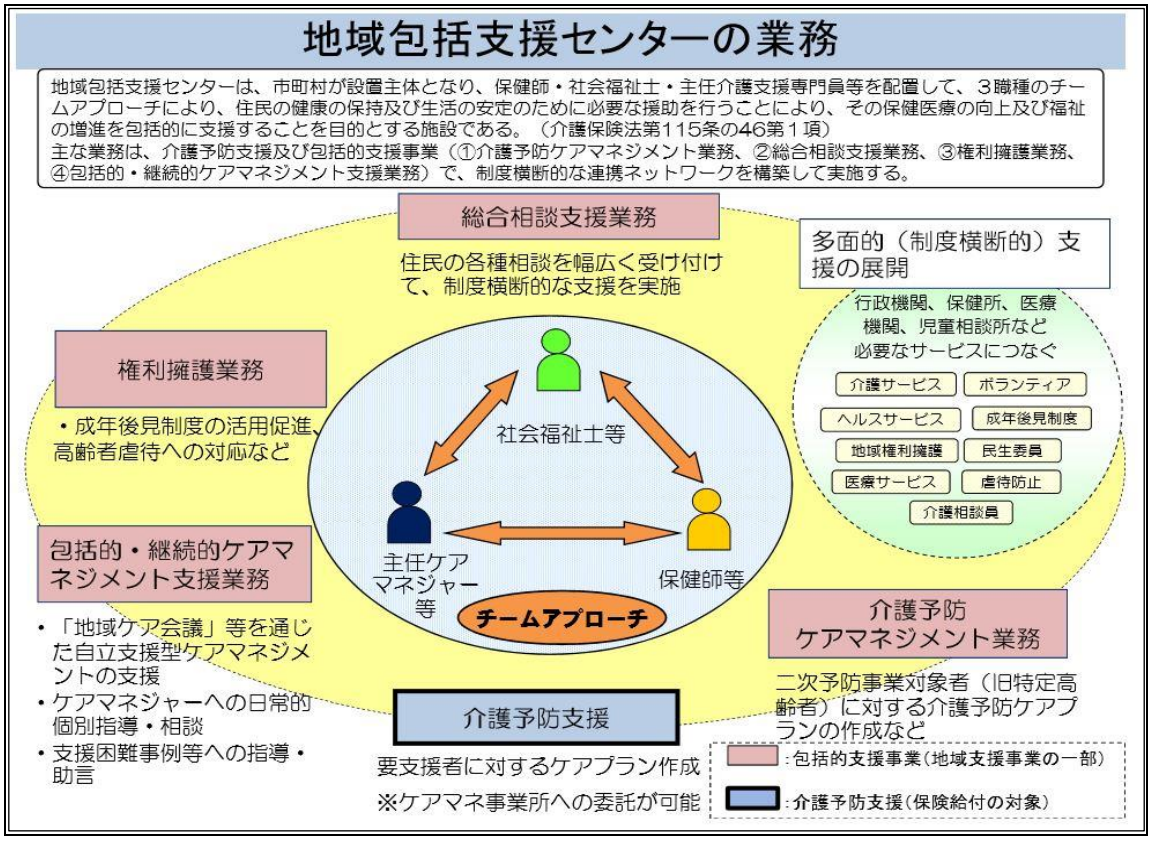

※厚生労働省資料より

第４章　高齢者保健福祉計画の推進

第４期赤井川村総合計画～わたしの赤井川２０２５プラン～では、「健やかで安心して暮らせるあかいがわ」を第２章に位置づけ、その中で高齢者支援について、下記の10項目を高齢者福祉の基本計画としています。

平成27年度介護保険法改正において、行政の役割は「サービスをつくる」から「地域をつくる」へ移行され、赤井川村でも平成30年度より「生活支援体制整備事業」を推進し、行政主体から住民主体による「活動の支援」や「資源の発見」を中心としていきます。

しかしながら、本村のサービスは不足している状況があります。また、高齢者数も増加傾向にあることから、引き続きサービスの充実や開発を図る必要があります。また、今期計画策定に向けて実施した「第７期高齢者保健福祉計画策定におけるアンケート調査」の結果からも、「健康面」「除雪」「自分や家族の介護」「移動手段」「買い物」などの不安を抱えているとの回答が高くなっています。

上記の状況を踏まえ、今後も高齢者が住み慣れた地域で、より活動的・積極的に毎日を過ごすことができることを目標として、本村の高齢者保健福祉を推進していきます。

（参考）第４期赤井川村総合計画における高齢者支援の施策体系

（１）生きがい施策の推進
（２）高齢者の健康の維持・増進
（３）高齢者の暮らしの支援
（４）高齢者にやさしいむらづくりの推進
（５）介護保険サービスの提供
（６）介護予防・生活支援サービスの提供
（７）地域リハビリテーション活動支援事業の実施
（８）在宅医療・介護連携推進事業の実施
（９）生活支援体制整備事業の実施
（10）認知症総合支援事業の実施

第１節　生活支援事業

高齢者の自立した生活を確保するために、生活に必要な支援事業を実施していきます。介護保険法改正により、一部が事業を地域支援事業へ移行されています。

・自立者生活支援事業（移行）　→　訪問型サービス（一部）
・パートヘルパー派遣事業（移行）　→　訪問型サービス（一部）
・生きがいデイサービス事業（移行）　→　通所型サービス（一部）
・在宅高齢者除雪支援助成金事業

第２節　緊急通報サービス事業

在宅のひとり暮らし、またはひとり暮らしに準じる高齢者に、緊急通報装置を貸与します。

第３節　高齢者地域ケア推進事業

事業の運営は社会福祉法人赤井川村社会福祉協議会に委託し、引き続き実施します。なお、利用者の減少が大きいことから、事業効果を見極めながら継続について検討を進めます。

・電話サービス
・布団乾燥サービス

第４節　養護老人ホーム

養護老人ホーム入所に係る支援を、今後も継続します。

第５節　その他の高齢者福祉事業

次の事業については、今後も引き続き実施します。

・敬老年金
・福祉灯油
・赤井川村保養センター（赤井川カルデラ温泉）福祉パスポート
・赤井川カルデラ温泉無料送迎バスの運行
　コミュニティバスの運行については村総合計画においても直近の課題となっています。現在、温泉無料送迎バスの運行は月２回ですが、関係部署・機関と連携をとりながら、事業の充実を図る必要があります。
・補聴器購入費補助

第６節　保健サービス

高齢者に特定した事業は実施しておりませんが、今後も保健担当部署と連携し、事業を実施していきます。

・訪問指導
・健康教育
・健康相談
・基本健康診査等
・予防接種支援
・障がい者口腔指導事業

第７節　高齢者向け住宅

住宅を必要としている方に対し、住宅を貸与しその生活の安定と高齢者福祉の向上に寄与することを目的に、公営住宅等の整備に連動させて、高齢者向け住宅の整備を引き続き検討し実施します。悠友団地においては、入居希望状況を把握し、計画的な建設を図ることとしています。今後、令和元年度までに６棟40戸の北海道ユニバーサルデザイン仕様の長寿社会対応設計の村営住宅を建設する計画となっています。しかしながら、高齢者の所得及び世帯構成、身体状況に応じた住まいの確保が求められています。

第５章　介護保険事業及び地域支援事業

第１節　介護保険事業

平成21年４月より介護保険事業は後志管内16町村で行政事務を共同処理する「後志広域連合」を保険者として実施しております。介護保険事業の実施主体は、後志広域連合となりますが、本村では引き続き窓口での相談や申請書等の受付業務及び受け付けした申請書等や各種資料の後志広域連合への進達などを行います。

また、本村（構成町村）と後志広域連合での業務分担は、次のとおりとなります。

１　被保険者資格管理事務

赤井川村で行う事務	後志広域連合で行う事務
・住民情報の提供 ・被保険者異動届（転入・転出・死亡等）に係る窓口事務 ・その他被保険者の各種届出等に係る窓口事務	・被保険者証の交付 ・被保険者台帳の管理 ・審査支払機関（国保連）への資格情報の伝達 ・被保険者証の再交付

２　介護認定事務

赤井川村で行う事務	後志広域連合で行う事務
・介護認定申請の受付 ・介護認定調査 ・主治医意見書の作成依頼 ・１次判定 ・居宅介護支援事業所等への情報提供	・認定審査記録の管理 ・認定審査結果の通知（被保険者・構成町村）

３　保険給付事務

赤井川村で行う事務	後志広域連合で行う事務
・被保険者、家族からの相談業務 ・各種申請書の受付 ・給付申請書の受付（償還払い） ・社会福祉法人減免の措置	・介護給付費の支払 ・現物給付、償還払いに係る審査、支払 ・利用者負担額の減免に係る認定事務

４　減免

赤井川村で行う事務	後志広域連合で行う事務
・各種申請書の受付	・利用者負担額の減免に係る認定事務 ・利用者負担額の減額・免除（災害による軽減）

５　地域密着型サービス等事業者の指定

赤井川村で行う事務	後志広域連合で行う事務
	・指定（変更）申請の受理、審査 ・事業者の指定、届出、公示 ・事業者への報告、勧告、命令、指定取り消し ・日常生活圏域の設定 ・地域密着型サービス運営協議会の設置

６　指定介護予防支援事業の指定

赤井川村で行う事務	後志広域連合で行う事務
	・指定（変更）申請の受理、審査 ・事業者の指定、届出、公示 ・事業者への報告、勧告、命令、指定取り消し

７　サービス情報報告

赤井川村で行う事務	後志広域連合で行う事務
	・介護サービス情報の報告

第２節　地域支援事業

平成27年の介護保険法改正を受け、地域支援事業は大幅に再編されました。赤井川村でも平成28年度より地域支援事業の改編を行いました。今後も地域の実情に応じた事業を実施してまいります。

１　介護予防・日常生活支援総合事業

一次予防事業・二次予防事業としていた介護予防事業を区分せずに、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取り組みを推進する観点から見直されました。

（１）介護予防・生活支援サービス事業

制度改正前の要支援者に相当する方に対し、訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービス、介護予防ケアマネジメントを実施します。これに伴い、要支援の方のデイサービスやヘルパーの利用が予防給付によるサービスから移行します。現行相当のサービスに限らず、高齢者自身やボランティア、専門職など様々な方が提供者となります。

図５－１　介護予防・生活支援サービスの概要

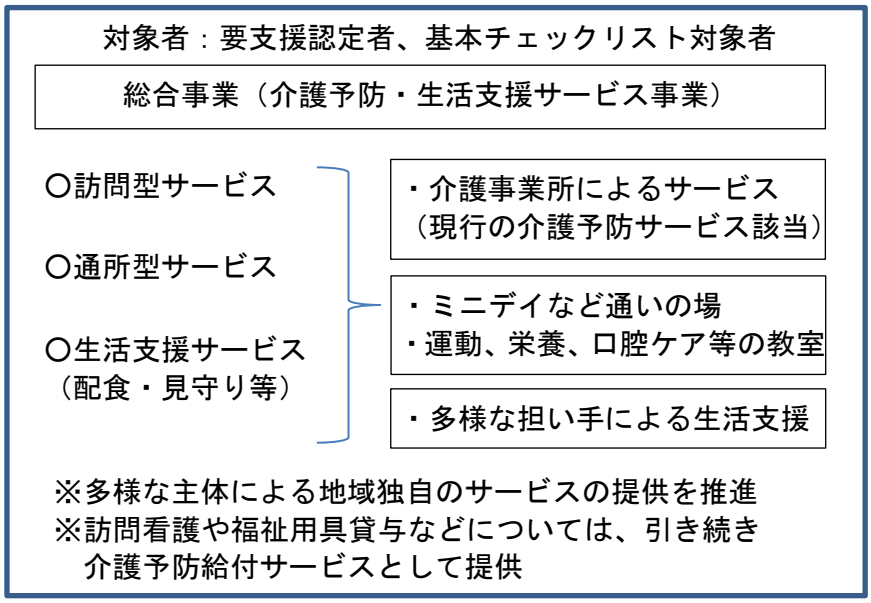

（２）一般介護予防事業

第１号被保険者のすべてと、その支援活動に関わる方が対象となります。高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じ、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進すると共に、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取り組みを推進します。現行の「元気はつらつ教室」「昔の若人おしゃべりサロン」が該当します。これらは現在、赤井川村地域包括支援センターが窓口となって行っています。

２　包括的支援事業

平成27年度の介護保険法の改正により、総合相談支援業務、介護予防ケアマネジメント、権利擁護業務、包括的・継続的マネジメント支援に加え、地域ケア会議の開催、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備が追加されました。

赤井川村では、全体の運営管理を統括します。さらに事務運営について、地域ケア会議の開催・生活支援サービス体制整備については赤井川村が、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進については赤井川村地域包括支援センターが窓口となって推進してまいります。

３　任意事業

前期計画に引き続き、家族介護教室、家族介護慰労金 、成年後見制度利用支援事業、シルバーハウジング生活援助員派遣事業に加え、認知症高齢者見守り事業、介護者交流会の開催、認知症サポーター養成事業、介護サービスの質の向上に資する事業などを実施してまいります。

第６章　地域包括支援センター

今計画期にあたる平成30年度からは、生活支援・介護予防の基盤整備に向けた取り組み、全市町村で在宅医療・介護連携支援センターの開設や認知症施策として認知症初期集中支援チームの設置など、地域医師会や専門医療機関との連携体制の構築を推進していくこととなります。

地域包括支援センターは、地域包括ケアの推進役としての役割がますます高まり、高齢化の進展、相談件数の増加などに伴い業務量が増加し、実施体制の確保が課題となっておりますが、地域の実情を的確に把握し、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの充実を図る取り組みを行います。

赤井川村では平成29年７月１日より、地域包括支援センター業務を委託し運営しております。赤井川村では、支援センター業務の運営管理を行いながら、支援センターの事業について連携してまいります。

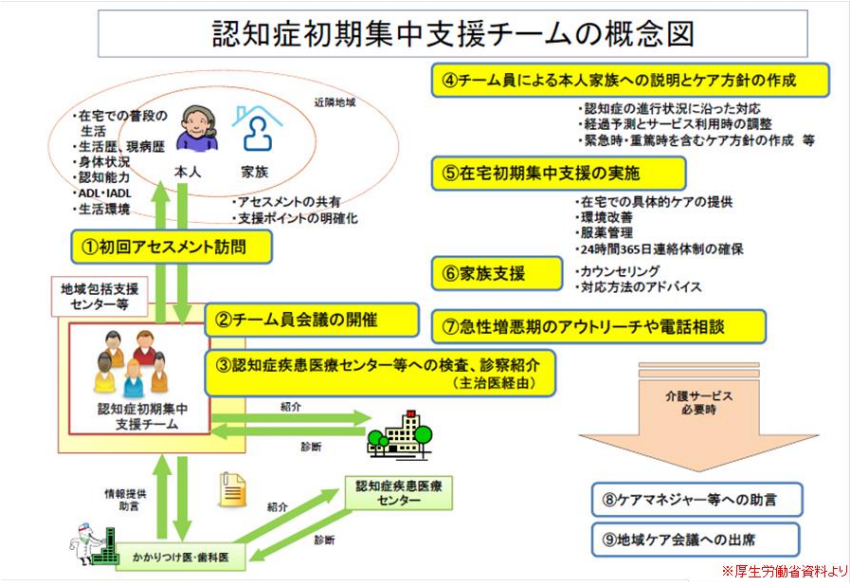

※厚生労働省資料より

※厚生労働省資料より

第７章　その他の取り組みについて

１　高齢者の権利を守る取り組み

高齢者が地域で自分らしい生活を継続するためには、高齢者の持つ権利を守ることが必要となります。赤井川村では、本計画中に高齢者・障がい者虐待防止・対応マニュアルを作成し、高齢者・障がい者虐待に対する防止や、万が一虐待が発生した場合の対応方法や支援体制を示すことで、高齢者・障がい者虐待のないむらづくりを目指してまいります。

また判断能力が低下している高齢者に対し、成年後見制度利用支援事業（前述）の活用や、小樽・北しりべし成年後見センター等との連携などで、成年後見制度の利用を促進してまいります。また、赤井川村社会福祉協議会と連携し、日常生活自立支援事業をはじめとした、各種事業の活用について、情報提供してまいります。

２　住民が主体的に取り組む生活支援・介護予防の推進

平成30年度の介護保険改正においても、自立支援や介護状態の重度化を防止するため、リハビリテーションの充実等、一層の介護予防への取り組みを推進することとされています。

赤井川村では前期計画同様、2025年に向けた地域包括ケアシステムの仕組みづくりへさらなる進化・深化を進めます。またその推進においては、住民が主体的にその仕組みづくりを担っていくことが必要となります。村としては、地域を知り、地域づくりやサポートの担い手となる人材の発掘を進めます。そして将来的には、地域課題を集約し、村全体で支援する仕組みづくりを進めていきます。

また前期計画中に推進してきました地域ケア会議について、今後も運営してまいります。

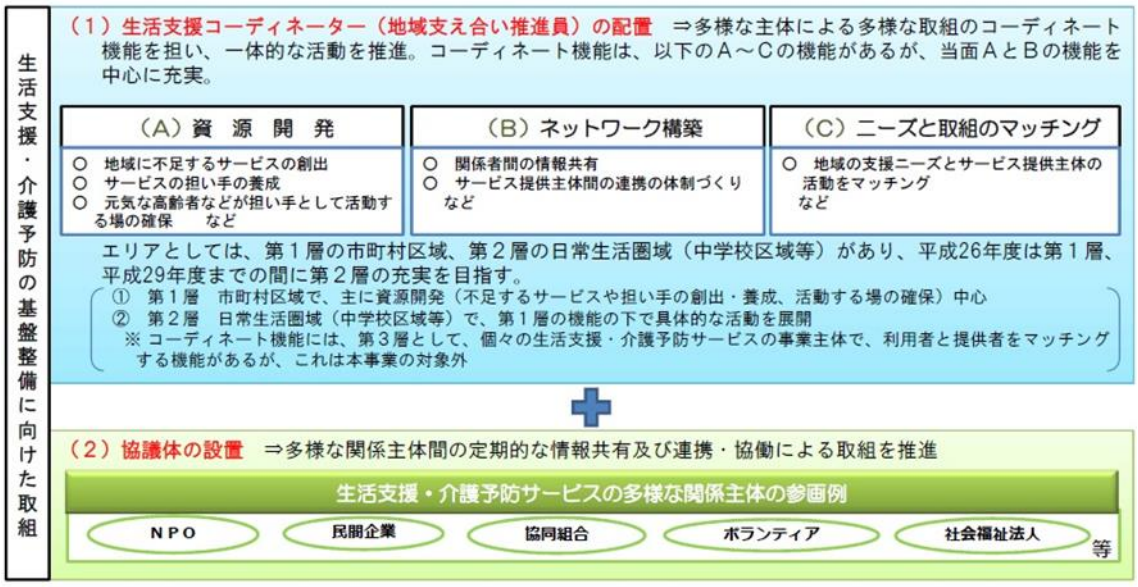

※厚生労働省資料より

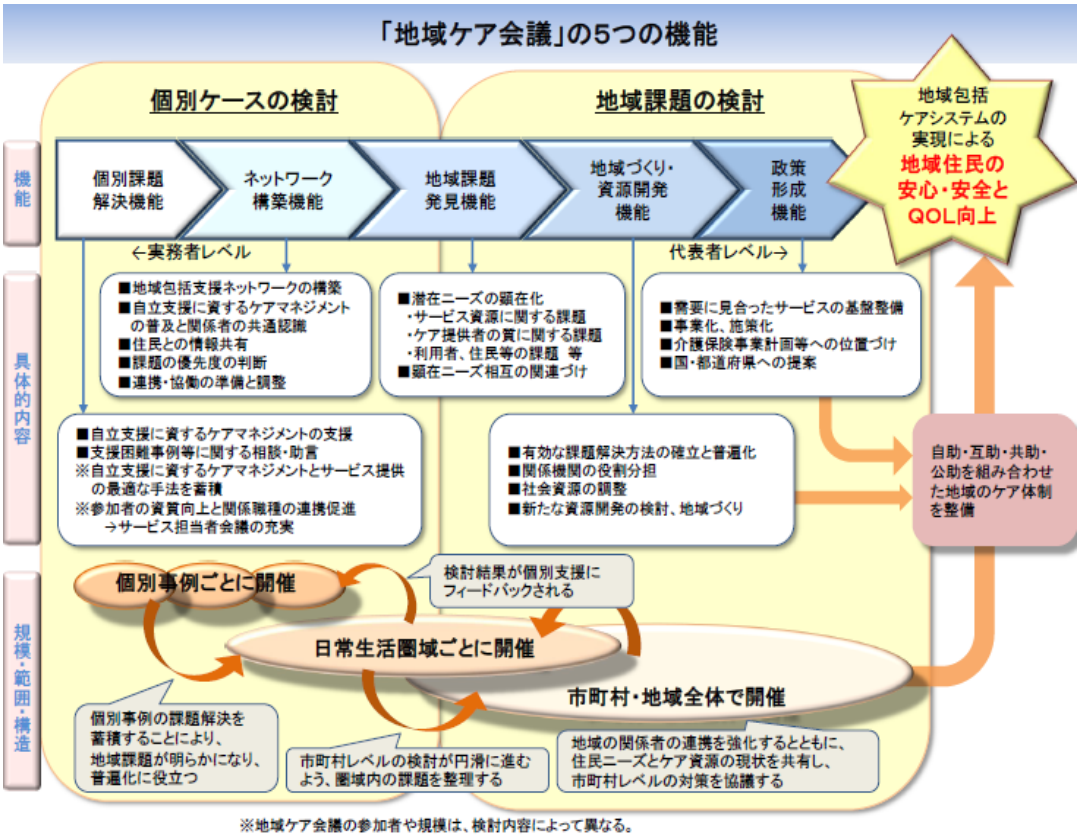

※厚生労働省資料より

3　高齢者移送の体制整備

現在村の公共交通機関は路線バスとタクシーが１社１台です。また介護保険の認定を受けている要介護高齢者は、訪問介護によるケア輸送が利用することができ、村内外の訪問介護事業者がそれを担っています。またそれに依らない住民は赤井川村社会福祉協議会の移送サービスを利用して移動しています。しかし、必ずしも村内外の移動手段が充実しているとはいえず、移動体制の安定的確保が課題となっています。

村では、障がい者の移送を含めた、移送手段の確保について、今期計画中に体制を整備すべく着手いたします。

4　世代間交流と情報発信の充実

アンケートの中で、若い世代や５歳以上の世代との交流が「ある」との回答が多数みられたものの、「ない」と答えた回答も一定数みられ、自分の将来像を想像する場面が少ない状況にあることが見受けられました。また村が取り組んでいる事業や施策について、「知らない」と答えた事業も複数みられました。

村の取り組みとして今後、年齢を重ねることによってみられる心身の状態変化を理解してもらえるような講話や講演会などを企画・検討してまいります。また他世代交流のひとつである悠楽学園大学の取り組みについても、活動内容を住民にわかりやすいように情報発信をしてまいります。

また村が取り組んでいる事業について、住民向けて情報発信を行います。

５　介護サービス事業所の運営について

現在、赤井川村では介護保険における、介護サービス事業所を運営（通所介護、訪問介護、居宅介護支援）しております。将来的に効率的な運営を図るため、外部委託も含めた運営のあり方について、本計画中に検討をしてまいります。

Ⅴ　赤井川村障がい者計画

第５期障がい福祉計画

第１期障がい児福祉計画

第１章　計画の基本事項

１　計画策定の趣旨

障がいのある人々が住み慣れた地域で必要な支援を受けながら、自分らしく生活を送ることができる地域社会の実現を目指す「障害者自立支援法」が平成18年４月１日から施行され、平成25年４月からは「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）」として法律改正されています。同法において、自治体は国の「基本指針」に即して、障害福祉サービスや地域生活支援事業等の提供体制の確保に関する計画「障がい福祉計画」を定めることとされており、この計画は、障害者総合支援法に基づくものです。

また、「障害者基本法」に規定されている「障害者計画」は、障がい者施策に関する基本的な計画であり、障がい者施策の指針となるものです。

本計画では、上記に定める「障がい者計画」「障がい福祉計画」を一体的に定めるほか、平成30度から制定が義務づけされる「障がい児福祉計画」についても、一体として計画を策定します。

２　計画の位置づけと計画期間

この計画は、赤井川村の総合的なまちづくり計画である「第四期赤井川村総合計画」と整合性をもち、障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画を一体的に策定するもので、赤井川村における障がい者施策を総合的に推進するためのものです。

計画期間は平成30年度から令和２年度の３年間とします。

<table>
<tr><th>平成 27 年度</th><th>平成 28 年度</th><th>平成 29 年度</th><th>平成 30 年度</th><th>令和元年度</th><th>令和２年度</th></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td colspan="3">政策の基本理念と方向性
「赤井川村障がい者計画」（障害者基本法）</td></tr>
<tr><td colspan="3">数値目標と障がい福祉サービス等の見込量
『第４期赤井川村障がい福祉計画』
（障害者総合支援法）</td><td colspan="3">数値目標と障がい福祉サービス等の見込量
『第５期赤井川村障がい福祉計画』
（障害者総合支援法）
＋
『第１期赤井川村障がい児福祉計画』
（児童福祉法）</td></tr>
</table>

３　計画策定の体制

これらの計画は、以下の体制にて行います。

（１）行政機関内部協議

（２）障がい支援専門機関との意見交換

（３）赤井川村社会福祉協議会との意見交換

（４）住民からの意見公募（パブリックコメント）

第２章　障がい者の現状と評価

１　障がい者数の推移

赤井川村における身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の各手帳保持者の総数は以下のとおり、横ばいの傾向です。また、障害者総合支援法で規定された難病の患者数については、以下のとおりとなっています。

＜総人口＞

各年４月１日現在

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
合　計	1,137 人	1,166 人	1,203 人

＜身体障がい者＞

①年齢の推移

区　分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
18 歳未満	０人	０人	０人
18 歳以上	59 人	63 人	65 人
合　計	59 人	63 人	65 人

②手帳の区分

区　分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
１　級	13 人	14 人	14 人
２　級	５人	６人	６人
３　級	15 人	15 人	16 人
４　級	19 人	21 人	22 人
５　級	４人	４人	４人
６　級	３人	３人	３人
合　計	59 人	63 人	65 人

③障がいの種類別、身体障がい者の推移

区　分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
肢体不自由	38 人	42 人	42 人
内部障がい	14 人	14 人	16 人
視覚障がい	２人	２人	２人
聴覚・平衡機能障がい	４人	４人	４人
音声・言語・咀嚼障がい	１人	１人	１人
合　計	59 人	63 人	65 人

＜知的障がい者＞

①療育手帳保持者

区　分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
重度（Ａ）	１人	１人	１人
軽度（Ｂ）	４人	４人	５人
合　計	５人	５人	６人

＜精神障がい者＞

①精神保健福祉手帳保持者

区　分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
１　級	０人	０人	１人
２　級	０人	０人	０人
３　級	１人	１人	１人
合　計	１人	１人	２人

②自立支援医療（精神科への通院）

区　分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自立支援医療（精神通院）支給認定数	６人	８人	９人

＜手帳保持者数合計＞

区　分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手帳保持者数			
人口対比（%）			

2　特定疾病（難病）の状況

①特定疾患受給者数

区　分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
指定難病及び特定疾病受給者	14 人	17 人	16 人
小児慢性特定疾病医療受給者	１人	１人	１人
在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成事業認定者	３人	３人	３人

3　障がい福祉サービスの利用状況

（１）訪問系サービス

区　分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅介護	１人	１人	１人
重度訪問介護	０人	０人	０人
行動援護	０人	０人	０人
重度障がい者等包括支援	０人	０人	０人
同行援護	０人	０人	０人

（２）日中活動系サービス

区　分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活介護	２人	３人	３人
自立訓練（機能訓練）	０人	０人	０人
自立訓練（生活訓練）	０人	０人	０人
就労移行支援	１人	１人	１人
就労継続支援（Ａ型）	０人	０人	０人
就労移行支援（Ｂ型）	２人	３人	４人
就労定着支援	０人	０人	０人
療養介護	０人	０人	０人
短期入所（ショートステイ）	１人	１人	１人

（３）居住系サービス

区　分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自立生活援助	０人	０人	０人
共同生活援助	２人	５人	５人
施設入所支援	１人	１人	１人

（４）計画相談支援等

区　分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	４人	９人	９人
地域移行支援	１人	１人	１人
地域定着支援	０人	０人	０人

（５）障がい児通所支援、障がい児入所支援、障がい児相談支援等

区　分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童発達支援	０人	０人	０人
医療型児童発達支援	０人	０人	０人
放課後等デイサービス	０人	０人	０人
保育所等訪問支援	０人	０人	０人
居宅訪問型児童発達支援	０人	０人	０人
福祉型障がい児入所施設 医療型障がい児入所施設	０人	０人	０人
障がい児相談支援	０人	０人	０人
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	０人	０人	０人
障がい児通所給付	１人	０人	０人

第３章　障がい者施策の推進プラン（基本目標）

地域に暮らす人々が様々な日常活動によって、自分らしく生きることはごく当たり前であり、誰もが願うところです。しかし、障がいのある方にとっては、様々な制約を抱える中で、自らが望む生き方を実現することはとても難しい状況があります。

すべての障がい者の自立と社会参加の実現を推進する観点から、次の５つの視点を基本に、６つの推進プランを柱とした計画とします。

そのうえで、主要な事業の整備目標と確保策を示し、将来像の実現に向けた基盤づくりを推進します。

１　５つの基本的視点

（１）障がい者支援推進体制の充実

北後志自立支援協議会の活用等により、相談支援体制の充実、関係機関・団体相互の連携・協力体制の充実を図ります。

（２）障がいの発生予防等の推進

各種検診事業により、障がいの発生予防や早期発見・早期療育を支援します。

（３）広報・啓発活動等の推進と権利擁護の推進

①ノーマライゼーションの理念に立脚したむらづくりを進めるため、広報・啓発活動や福祉教育、交流事業を推進します。

②障がい者が権利を阻害されることのないよう、権利を擁護する施策を整備します。

（４）障がい福祉サービスの提供

①現在村内には障がいサービス事業所がなく、設立の見込みも低いため、近隣市町の事業所・サービスの把握と情報提供を行い、提供体制の充実を図ってまいります。

②北海道との連携のもと、相談の支援や手話通訳者の派遣をはじめとする地域生活支援事業を推進します。

③通院や買い物など日常生活に必要な交通手段についての対策を検討します。

（５）就労機会等の拡大

関係機関との連携のもと、職業能力開発機会の充実や事業所への啓発を務めるとともに、関連施策の活用等により福祉的就労機会の充実に努めます。

２　６つの推進プラン

①施設入所者の地域生活への移行
②精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築
③地域生活支援拠点等の整備
④権利擁護の推進
⑤福祉施設から一般就労への移行等
⑥障がい児支援の提供体制の整備等

第４章　推進プランと主な事業

第３章で定めた５つの推進プランについて、主要な事業とその内容、目標等を示します。なお、障がい福祉サービスの見込量は第５章に示しています。

１　施設入所者の地域生活への移行

現在、赤井川村に障がい者施設はありませんが、住所地特例により給付が行われている障がい者の方について、これまで施設近隣で移行支援への取り組みが行われており、情報提供を含め継続した支援を進めます。

２　精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国は現在、世界的にも類をみない人口の少子高齢化に対応するため、可能な限り住み慣れた地域で、高齢者が自分らしい暮らしを最期まで続けることができるように、包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進しています。

障がい者の分野においても、精神障がい者の社会的入院を解消するため、地域への退院促進が進められています。精神障がい者が地域で安定した生活を営むためには、地域包括ケアシステムの概念枠組みを精神障がい者のケアにも適用して、共通の資源の活用を目指していくことが望まれます。

赤井川村では、現在介護保険課が主体となって推進している地域包括ケアシステムの仕組みづくりと連携しながら、障がい者も地域で安定した生活を営むことができるような体制づくりを進めていきます。

３　地域生活支援拠点等の整備

障がい者等の地域での暮らしを担保し、自立を希望する方への支援を進めるため、自立等に関する相談や、ひとり暮らしグループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、緊急時の受け入れ態勢の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保、サービス拠点の整備や地域の体制づくりを行うなどの機能を担う体制が求められています。

こうした体制を実現するため、令和２年度までに、地域生活支援拠点（地域における複数の機関が分担して機能を担う体制を含む）について関係機関と調整のうえ、整備を進めていきます。

４　権利擁護の推進

障がい者の権利を守るための支援体制を整備いたします。具体策として、現在も制度化されている成年後見制度の利用推進するための支援を行ってまいります。また時期計画中に「赤井川村高齢者・障がい者虐待防止・対応マニュアル」を策定し、虐待至る前に防止する仕組みづくりと、万が一虐待が発生した際の対応方法を明記いたします。

５　福祉施設から一般就労への移行等

能力や個性を発揮した就労が可能となるよう、就労支援の仕組みを充実・強化するとともに、働きやすい環境整備など企業等の理解を深めます。

６　障がい児支援、発達障がい者支援の提供体制の整備等

赤井川村では、妊婦健康診査や乳幼児健診等を行い、障がいの早期発見に努めるとともに、支援が必要な場合は、北後志５町村で運営している母子通園センターや巡回児童相談が利用できる相談・支援体制が整備されています。

今後、支援が必要な子どもが生じた際には、要保護児童対策協議会を活用して関係機関との情報共有、連携を図り、障がい児の相談支援を進めてまいります。

また発達障がい者の支援についても、現行の相談支援体制をより一層の充実することを目指すため、本計画期間中にその検討をしてまいります。

なお、第１期障がい児福祉計画内で示されている、児童発達支援センターの設置、児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の設置、医療的ケア児支援のための協議の場の設定については、対象者数が少なく、赤井川村単独での設置は難しいと考えています。今後周辺市町村との連携。共同設置の可能性を検討してまいります。

第５章　サービス見込量の推計と基盤整備

１．障がい福祉サービスの見込量

障がい福祉サービスの見込量の設定につきましては、国の「基本指針」及び北海道の「作成指針」を基本とし、赤井川村の実情を踏まえて設定しています。

（１）訪問系サービス

	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障がい者等包括支援・同行援護	１人	１人	１人

（２）日中活動系サービス

	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
生活介護	３人	３人	３人
自立訓練（機能訓練）	０人	０人	０人
自立訓練（生活訓練）	０人	０人	０人
就労移行支援	１人	１人	１人
就労継続支援（Ａ型）	０人	０人	０人
就労移行支援（Ｂ型）	３人	３人	３人
就労定着支援	０人	０人	０人
療養介護	０人	０人	０人
短期入所（福祉型）（ショートステイ）	０人	０人	０人
短期入所（医療型）（ショートステイ）	３人	３人	３人

（３）居住系サービス

	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
自立生活援助	０人	０人	０人
共同生活援助	５人	５人	５人
施設入所支援	１人	１人	１人

（４）計画相談支援等

	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
計画相談支援	４人	４人	４人
地域移行支援	１人	１人	１人
地域定着支援	０人	０人	０人

（５）障がい児通所支援、障がい児入所支援、障がい児相談支援等

	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
児童発達支援（児童発達支援センター以外）	０人	０人	０人
児童発達支援（児童発達支援センター）	０人	０人	０人
医療型児童発達支援（児童発達相談支援センター以外）	０人	０人	０人
医療型児童発達支援（児童発達相談支援センター）	０人	０人	０人
放課後等デイサービス	０人	０人	０人
保育所等訪問支援	０人	０人	０人
居宅訪問型児童発達支援	０人	０人	０人
福祉型障がい児入所施設 医療型障がい児入所施設	０人	０人	０人
障がい児相談支援	１人	１人	１人
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	０人	０人	０人

※見込量が「０」であっても、サービスを必要とする対象があった場合は、対応と必要な措置を講ずる。

２．地域生活支援事業の見込み

①相談支援事業等の見込み・・・引き続きNPO法人しりべし圏域相談支援センターへ委託

②意思疎通支援事業の見込み・・・０

③日常生活用具給付事業の見込み・・・５名／年

④移動支援事業の見込み・・・障がい児者のみではなく、高齢者等移動に困難が生じる対象全体を包摂する事業の実施に向け　を進める。

⑤地域活動支援センター（地域作業所を含む）の見込み・・・０

⑥障害児等療育支援事業の見込み・・・０

第６章　計画の実施と推進に向けて

１．総合的な計画推進体制

本計画は、赤井川村や障がい者、障がい児及び家族、福祉関係団体・事業者などが連携し、住民の理解を得ながら推進してまいります。

（１）地域自立支援協議会の活動促進

（２）共同による計画推進

２．計画達成状況の点検・評価

（１）年度ごとに、障がい者数やサービス提供量を把握します。それをもとにして、計画の達成状況を把握し、点検・評価を行うとともに、評価結果について、関係者の意見を求めていきます。

（２）地域自立支援会議において、サービス提供に関わる課題や取り組み等について検討するとともに、計画の進捗状況の点検等を行い、障がい施策に関する意見等を求め、計画の見直しや施策等に反映していきます。

３．ＰＤＣＡサイクルについて

本計画は、推進状況を確認しながら、工夫・改善を積み重ね、着実に取り組みを進めていくことが必要になります。

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的調査・分析及び評価を行い、社会状況の変化や国の障がい施策の動向を踏まえ、必要があると認めるときは計画を変更し、その他必要な措置を講じることとされており、PDCAサイクルにより計画の進行管理を行います。

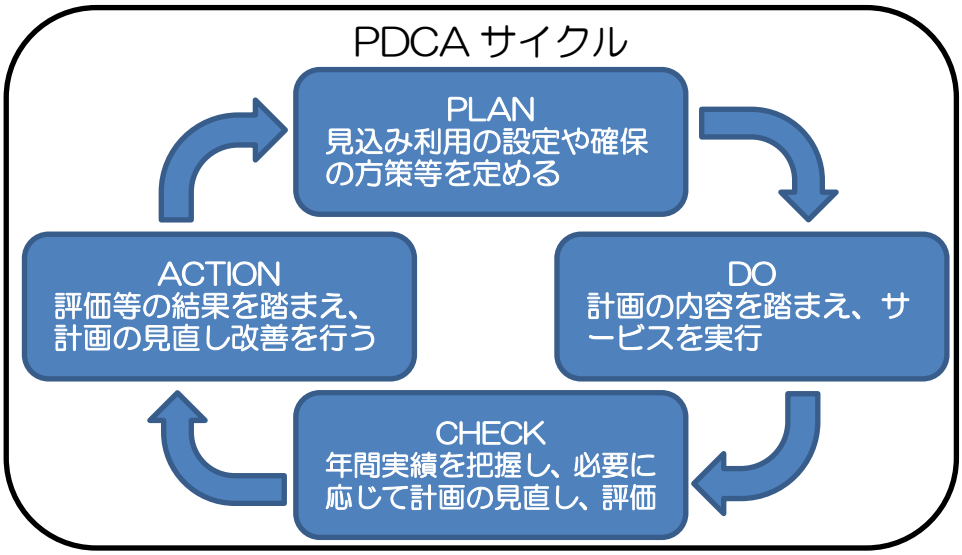

Ⅵ　健康づくり計画

赤井川村　第2期 健康づくり計画

声をかけあい楽しく生活できる村 お互いに支えあう村

身体が元気

《みんなの目標》
・3食摂る
・たくさんの種類の食品をとっている
・塩分をとりすぎない
・お酒を飲みすぎない
・健診・検診をうけている
・健康でいたいと思う
・意識して身体を動かしている
・無理はせず、しっかり休んでいる
・早めに受診している

《保健活動》
・住民健診、がん検診
・乳児健診、乳児相談
・1歳6ヶ月児・3歳児健診
・妊婦健康診査
・健康相談、家庭訪問
・ひよこの会、予防接種
・運動教室、健康教育
・障がい者口腔指導

ふれあいを大切にする

《みんなの目標》
・あいさつをしている
・友人に会い会話をしている
・ふれあう機会をつくる
・区会行事などふれあう機会に参加する
・ちょっとした声をかけあっている

《保健活動》
・ひよこの会
・悠楽学園大学
・地区組織活動
・健康教育
・運動教室

地域での役割をはたす

《みんなの目標》
・地域の活動に参加している
・地区組織などの活動に協力している
・地域で困っている人がいたら助ける
・近所の子を叱ったりしてする

《保健活動》
・地区組織活動
・健康教育
・障害福祉サービス
・精神障がい者支援

毎日の生活を心から楽しむ

《みんなの目標》
・ストレス解消の場がある
・趣味をもっている
・いきがいをもっている
・いろいろなことに感動している
・自分が楽しめる時間をもっている

《保健活動》
・運動教室
・ひよこの会
・悠楽学園大学
・地区組織活動
・健康相談、乳児相談

家庭での役割をはたす

《みんなの目標》
・家族で会話をしている
・食事作りの時間をおしまない
・家庭内での役割分担をしている
・親が子の見本となるよう
　規則正しい生活をしている

《保健活動》
・家庭訪問
・ひよこの会
・地区組織活動

いつまでもおいしく食べられる

《みんなの目標》
・よく噛んで食べている
・噛みごたえのあるものを食べている
・口の中を清潔にしている
・だらだら食いをしない
・歯を大切にしている

《保健活動》
・歯の健康教育
・障がい者口腔指導
・乳幼児歯科健診
・フッ素塗布
・保育所フッ化物洗口

こころが元気

《みんなの目標》
・悩んだときに相談している
・話し合える人がいる
・上手に気分転換している

《保健活動》
・悠楽学園大学
・健康相談、家庭訪問
・乳児健診、乳児相談
・1歳6ヶ月・3歳児健診
・母子通園センター事業

社会資源を活用する

《みんなの目標》
・広報を活用している
・防災無線を活用している
・ホームページを活用している

《保健活動》
・広報
　（健康支援センターだより）
・防災無線
・村ホームページ

できることからはじめましょう

平成２８年４月１日～平成３７年３月３１日
赤井川村健康づくり推進協議会
赤井川村社会課

資料編

赤井川村保健福祉推進会議設置条例

平成 30 年6月 27 日
条例第 12 号

(設置)

第１条　赤井川村における保健福祉の推進に関し、広く村民及び保健福祉関係者の意見を求めるため、赤井川村保健福祉推進会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第２条　会議は、保健福祉に関する次の事項を所掌する。

⑴　社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 107 条に規定する市町村地域福祉計画の策定、見直し、評価及び施策の推進に関する事項

⑵　子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 61 条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画の策定、見直し、評価及び施策の推進に関する事項

⑶　老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の８に規定する市町村老人福祉計画の策定、見直し、評価及び施策の推進に関する事項

⑷　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 88 条に規定する市町村障害福祉計画の策定、見直し、評価及び施策の推進に関する事項

⑸　障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 11 条第３項に規定する市町村障害者計画の策定、見直し、評価及び施策の推進に関する事項

⑹　児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 33 条の 20 に規定する市町村障害児福祉計画の策定、見直し、評価及び施策の推進に関する事項

⑺　健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)第８条第２項に規定する市町村健康増進計画の策定、見直し、評価及び施策の推進、各種保健事業の推進並びに健康づくり運動実践団体等の育成に関する事項

⑻　その他会長が必要と判断する事項に関すること。

(組織)

第３条　会議は、委員 15 人以内をもつて構成する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

⑴　学識経験者

⑵　保健・医療・福祉・教育関係者

⑶　その他村長が必要と認めた者

(任期)

第４条　委員の任期は、３年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第５条　会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

２　会長は、会務を総理し、会議を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第６条　会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

２　会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

４　会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事)

第７条　会議は、必要に応じ、幹事を置くことができる。

２　幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、村長が任命する。

３　幹事は、会議の所掌事務について、委員を補佐する。

(部会)

第８条　会議は、必要に応じ、部会を置くことができる。

２　部会に属する委員は、会長が指名する。

３　部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

４　部会長は、部会の事務を掌理する。

５　部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(庶務)

第９条　会議の庶務は、保健福祉課において処理する。

(委任)

第 10 条　この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附　則

(施行期日)

１　この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

２　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 33 年赤井川村条例第２号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

赤井川村総合保健福祉計画

発行：赤井川村 保健福祉課
令和２年３月

〒046-0501 北海道余市郡赤井川村字赤井川 318 番地 1
TEL　0135-35-2050　FAX　0135-35-2051